

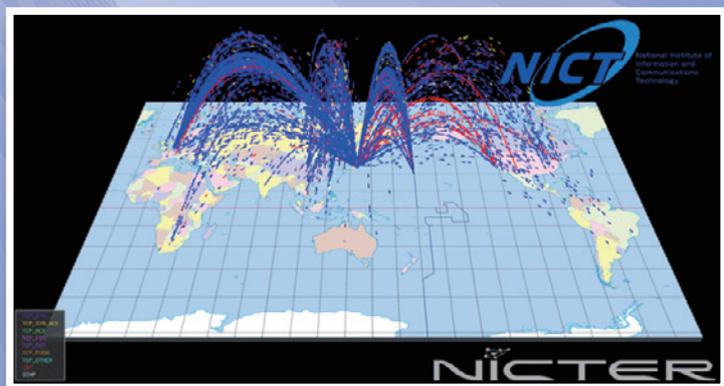
第4編

各種犯罪の動向と 各種犯罪者の処遇



令和6年度オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンポスター

【画像提供：こども家庭庁】



サイバー攻撃関連通信の観測状況

【画像提供：国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）】

- 第1章 交通犯罪
- 第2章 薬物犯罪
- 第3章 組織的犯罪・暴力団犯罪
- 第4章 財政経済犯罪
- 第5章 サイバー犯罪
- 第6章 児童虐待・配偶者からの暴力・ストーカー等に係る犯罪
- 第7章 男女別に見た犯罪
- 第8章 年齢層別に見た犯罪
- 第9章 外国人による犯罪・非行
- 第10章 精神障害のある者による犯罪等
- 第11章 公務員による犯罪

第1章 交通犯罪

第1節 交通犯罪関係法令の改正状況

1 自動車運転死傷処罰法

平成25年11月、自動車の運転による死傷事件に対して、運転の悪質性や危険性等の実態に応じた処罰ができるようにするため、**自動車運転死傷処罰法**が成立し、26年5月に施行された。この法律において、①従来の危険運転致死傷罪が刑法から移されて規定されるとともに（当時の第2条1から5号）、危険運転致死傷罪の新たな類型として、通行禁止道路において重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転して人を死傷させた場合が追加され（当時の同条6号）、②アルコール、薬物又は病気の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し、アルコール等の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた場合について、従来の危険運転致死傷罪より刑の軽い、新たな危険運転致死傷罪として新設された（第3条）。また、③従来の自動車運転過失致死傷罪が刑法から移されて過失運転致死傷罪として規定されるとともに（第5条）、④アルコール又は薬物の影響で正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転して過失により人を死傷させ、その運転のときのアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる行為をした場合について、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪として新設され（第4条）、⑤危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪及び過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪を犯した時に無免許運転であったときは、刑を加重する規定が新設された（第6条）。

さらに、令和2年法律第47号による改正では、いわゆるあおり運転（あおり運転については、本節2項参照）に関し、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、①車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転して人を死傷させた場合（第2条5号）、②高速自動車国道等において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行をさせて人を死傷させた場合（同条6号）が、危険運転致死傷罪の新たな類型として追加された（令和2年7月施行）。なお、本改正により、改正前の第2条5号は7号、同条6号は8号となった。

2 道路交通法

道路交通法については、令和元年法律第20号による改正で、①自動車の自動運転技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定が整備されるとともに、②自動車等を運転中に携帯電話等を使用する行為等の法定刑が引き上げられた（①は令和2年4月施行、②は元年12月施行）。

令和2年法律第42号による改正では、①他の車両等の通行を妨害する目的で、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法により、一定の違反（通行区分、急ブレーキ禁止、車間距離保持等の規定違反）行為をした者を妨害運転（あおり運転）として処罰する規定や、妨害行為により高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者を加重処罰する規定等を新設し、②一定の違反行為をした75歳以上の者は、運転免許証の更新を受けようとする場合、運転免許証の更新期間満了日の前6か月以内に、運転技能検査を受けなければならないが、公安委員会は、運転技能検査の結果が、一定の基準に達しない者には運転免許証の更新をしないことができるとするなどの高齢運転者対策を充実・強化した（①は令和2年6月施

行、②は4年5月施行)。

令和4年法律第32号による改正では、①特定自動運行に係る許可制度が創設され、②新たな交通主体である㊦電動キックボード等の特定小型原動機付自転車や㊧自動配送ロボット等の遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定が整備されるとともに、③運転免許証と個人番号カードの一体化に関する規定が整備されるなどした(①及び②㊦は令和5年4月施行、②㊧は同年7月施行、③は7年3月施行)。

令和6年法律第34号による改正では、自転車等の交通事故防止のため、①自転車運転中の携帯電話使用等及び酒気帯び運転が禁止され、罰則規定が整備されるとともに、②車道における自動車等と自転車等の側方接触を防止するための新たな義務として、自動車等が自転車等の右側を通過する場合において両者の間に十分な間隔がないとき、自動車等は自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行し、自転車等はできる限り道路の左側端に寄って通行する規定が創設され、③自転車等の運転者(16歳未満の者を除く。)がした一定の違反行為を交通反則通告制度の対象とする規定が整備されるなどした(①は令和6年11月1日施行、②及び③は8年4月1日施行)。

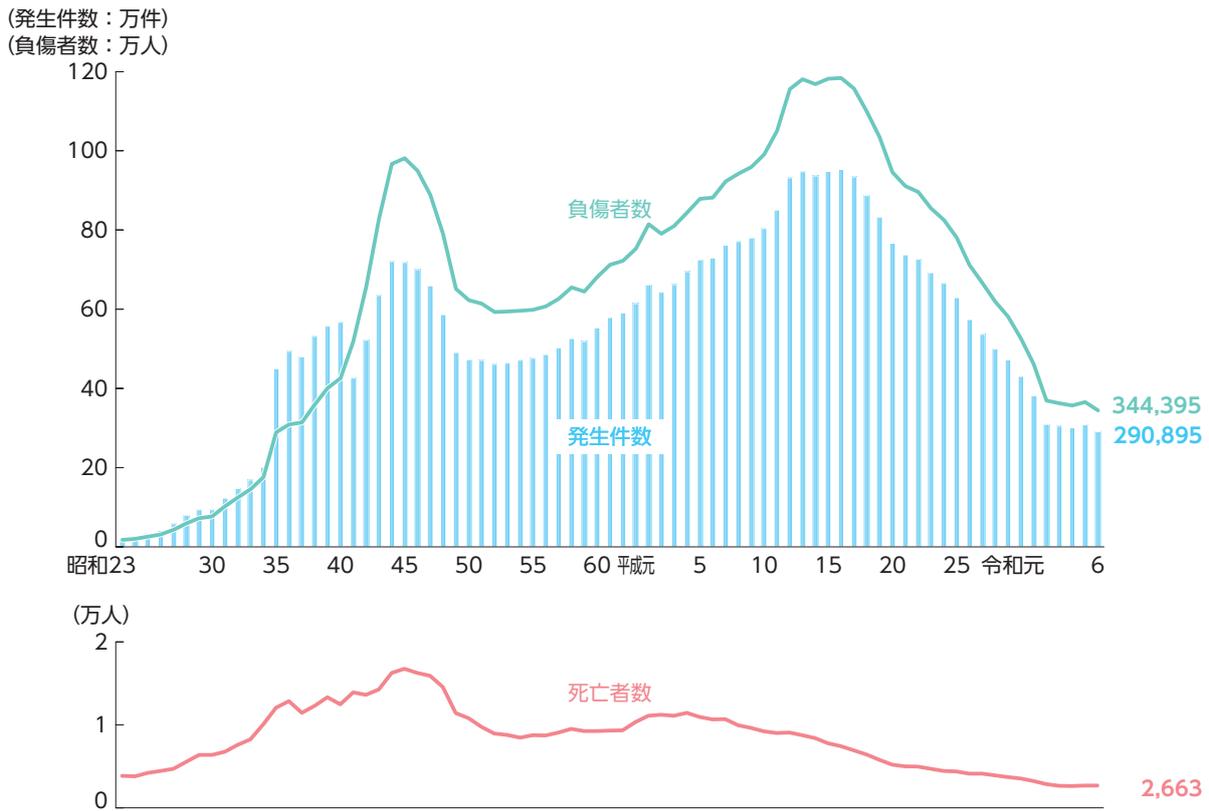
第2節 犯罪の動向

1 交通事故の発生動向

交通事故(道路交通法2条1項1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故に係るものであり、昭和41年以降は、人身事故に限る。以下この節において同じ。)の発生件数及び交通事故による死傷者数の推移(23年以降)は、[4-1-2-1図](#)のとおりである。発生件数及び負傷者数は、平成17年以降減少傾向にあり、令和6年はそれぞれ29万895件(前年比5.5%減)、34万4,395人(同5.8%減)であった。死亡者数は、平成元年以降で見ると4年(1万1,452人)をピークに減少傾向にあり、令和6年は2,663人(同15人減)であった(CD-ROM資料[4-1](#)参照)。

4-1-2-1図 交通事故 発生件数・死傷者数の推移

(昭和23年～令和6年)

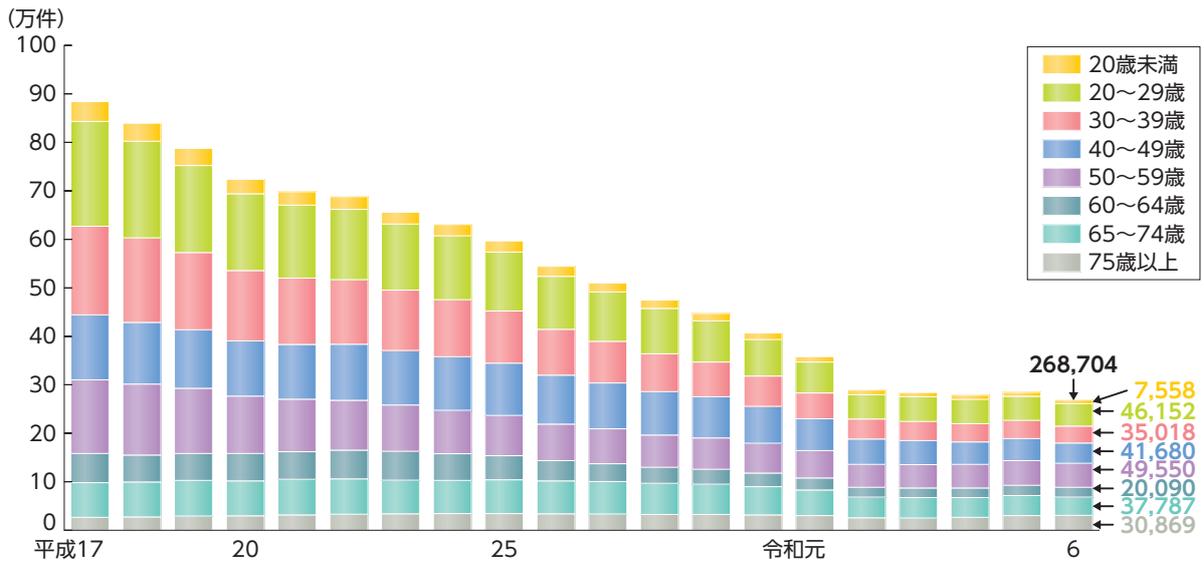


- 注 1 警察庁交通局の統計による。
 2 「発生件数」は、道路交通法2条1項1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故に係るものであり、昭和41年以降は、人身事故に限る。
 3 「発生件数」及び「負傷者数」は、昭和34年以前は、2万円以下の物的損害及び1週間以下の負傷の事故を除く。
 4 「死亡者」は、交通事故により発生から24時間以内に死亡した者をいう。

交通事故の発生件数（第一当事者（事故当事者のうち最も過失の重い者をいい、過失が同程度の場合は、人身損傷程度が軽い者をいう。以下この項において同じ。）が自動車、自動二輪車及び一般原動機付自転車の運転者に係るものに限る。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を第一当事者の年齢層別に見ると、4-1-2-2図のとおりである。20歳未満は、平成13年から減少し続けており、令和6年は7,558件（前年比7.5%減）であった。また、20～29歳も、平成13年から減少傾向にあり、令和6年は4万6,152件（同6.8%減）であった。65～74歳は、平成19年（7万3,609件）まで増加し続けた後は減少傾向にあり、令和6年は3万7,787件（同8.6%減）であった。75歳以上は、平成25年（3万4,759件）まで増加し続けた後は減少傾向にあったが、令和4年から3年連続で増加し、6年は3万8,699件（同1.8%増）であった。交通事故の発生件数における高齢者率（第一当事者が高齢者であるものが占める比率をいう。）は、上昇し続けており、同年は25.6%（同0.4pt上昇）であった（CD-ROM参照）。なお、交通事故による死亡者数を年齢層別に見ると、そのうちの高齢者が占める比率は、同年は56.8%（同2.1pt上昇）であった（警察庁交通局の統計による。）。

4-1-2-2図 交通事故 発生件数の推移（第一当事者の年齢層別）

(平成17年～令和6年)



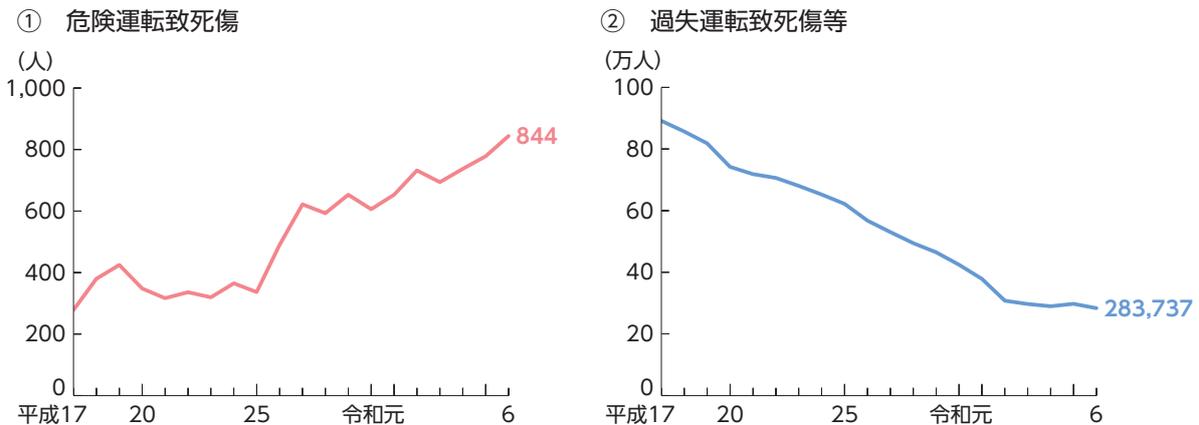
- 注 1 警察庁交通局の統計及び資料による。
 2 「第一当事者」とは、事故当事者のうち最も過失の重い者をいい、過失が同程度の場合は、人身損傷程度が軽い者をいう。
 3 第一当事者が自動車、自動二輪車及び一般原動機付自転車の運転者に係るものに限る。
 4 事故発生時の年齢による。

2 危険運転致死傷・過失運転致死傷等

危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の検挙人員の推移（最近20年間）を見ると、4-1-2-3図のとおりである。危険運転致死傷の検挙人員は、自動車運転死傷処罰法（本章第1節1項参照）が施行された平成26年以降は増加傾向にあり、令和6年は844人（前年比8.5%増）であった。過失運転致死傷等の検挙人員は、平成16年（90万119人）をピークにその後は減少傾向にあり、令和6年は28万3,737人（同4.6%減）であった（CD-ROM資料1-2参照）。

4-1-2-3図 危険運転致死傷・過失運転致死傷等 検挙人員の推移

(平成17年～令和6年)



注 警察庁の統計による。

令和6年における危険運転致死傷・過失運転致死傷等の罪名別検挙人員は、**4-1-2-4表**のとおりである。両罪名については、自動車運転死傷処罰法（本章第1節1項参照）又は刑法が適用されるところ、危険運転致死傷（同表中自動車運転死傷処罰法における①～④及び刑法における⑨）の検挙人員は844人（前年比66人増）であり、うち致死事件の検挙人員は42人（同9人増）であった。過失運転致死傷等（同表中自動車運転死傷処罰法における⑤～⑧及び刑法における⑩～⑫）の検挙人員は28万3,737人（同1万3,685人減）であり、うち致死事件の検挙人員は2,186人（同24人減）であった（CD-ROM参照）。

なお、犯罪少年による危険運転致死傷の検挙状況については、第3編第1章第2節3項参照。

4-1-2-4表 危険運転致死傷・過失運転致死傷等 検挙人員

(令和6年)

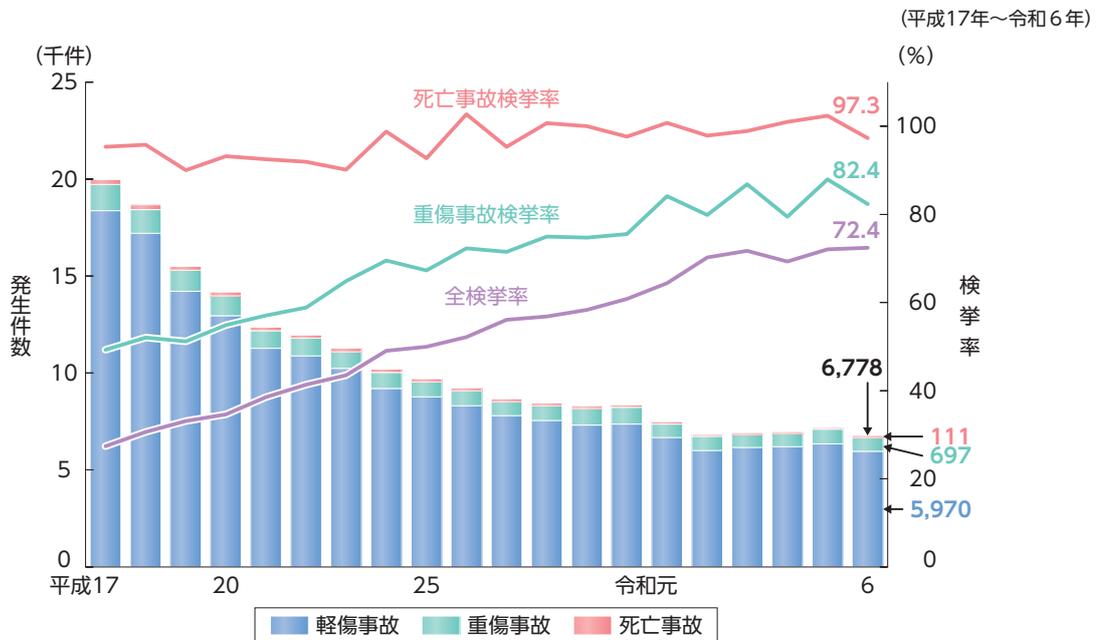
罪 名	検 挙 人 員	致 傷 致 死	
		致 傷	致 死
自動車運転死傷処罰法	277,920	275,726	2,194
①危険運転致死傷（2条）	499	463	36
②危険運転致死傷（3条）	298	292	6
③無免許危険運転致死傷（6条1項）	37	37	...
④無免許危険運転致死傷（6条2項）	10	10	—
⑤過失運転致死傷	275,835	273,705	2,130
⑥過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱	96	93	3
⑦無免許過失運転致死傷	1,141	1,122	19
⑧無免許過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱	4	4	—
刑 法	6,661	6,627	34
⑨危険運転致死傷	—	—	—
⑩自動車運転過失致死傷等	205	190	15
⑪重過失致死傷	4,751	4,745	6
⑫過失致死傷	1,705	1,692	13

注 1 警察庁交通局の統計による。
 2 「刑法」は、道路交通法2条1項1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故に係る事案に限る。
 3 「⑨危険運転致死傷」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪をいう。
 4 「自動車運転過失致死傷等」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条1項前段及び2項に規定する罪をいう。

3 ひき逃げ事件

ひき逃げ事件（人の死傷を伴う交通事故に係る救護措置義務違反）の発生件数及び検挙率の推移（最近20年間）は、4-1-2-5図のとおりである。発生件数は、平成12年以降急増した後、17年から減少傾向にあり、令和6年は6,778件（前年比405件（5.6%）減）であった（CD-ROM参照）。全検挙率は、平成16年に25.9%を記録した後、翌年から上昇傾向にあり、令和6年は72.4%（同0.3pt上昇）であった。死亡事故に限ると、検挙率は、おおむね90%を超える高水準で推移している。

4-1-2-5図 ひき逃げ事件 発生件数・検挙率の推移



- 注 1 警察庁交通局の統計による。
 2 「全検挙率」は、ひき逃げの全事件の検挙率をいう。
 3 「重傷」は交通事故による負傷の治療を要する期間が1か月（30日）以上のもの、「軽傷」は同未満のものをいう。

4 道交違反

道交違反の取締件数は、告知事件（交通反則通告制度に基づき反則事件として告知された事件をいう。以下この項において同じ。）と送致事件（非反則事件として送致される事件をいう。以下この項において同じ。）を合わせた件数であり、平成15年以降800万件台で推移していたが、23年に800万件を下回ると、それ以降は減少傾向を示し、令和6年は425万8,504件（前年比27万3,365件（6.0%）減）であった（警察庁交通局の統計による。）。

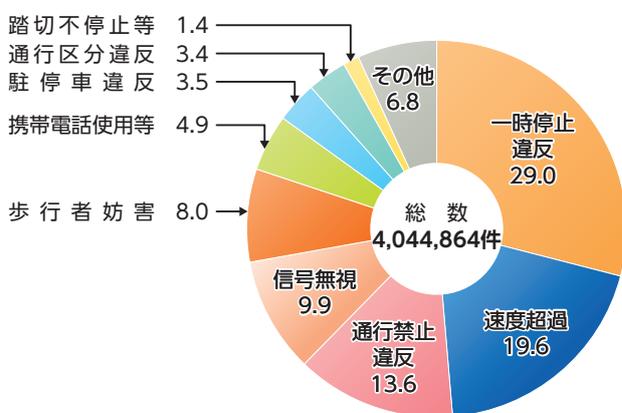
令和6年における道交違反の告知事件及び送致事件について、違反態様別構成比を見ると、4-1-2-6図のとおりである。

なお、犯罪少年による道路交通法違反の取締状況については、第3編第1章第2節3項参照。

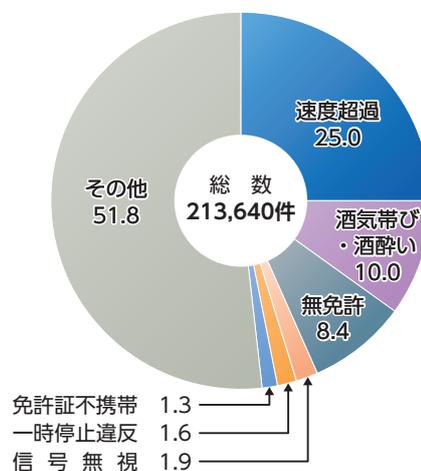
4-1-2-6図 道交違反 取締件数（告知事件・送致事件）の違反態様別構成比

（令和6年）

① 告知事件



② 送致事件



注 1 警察庁交通局の統計による。
2 ②において、軽車両等による違反は「その他」に計上している。

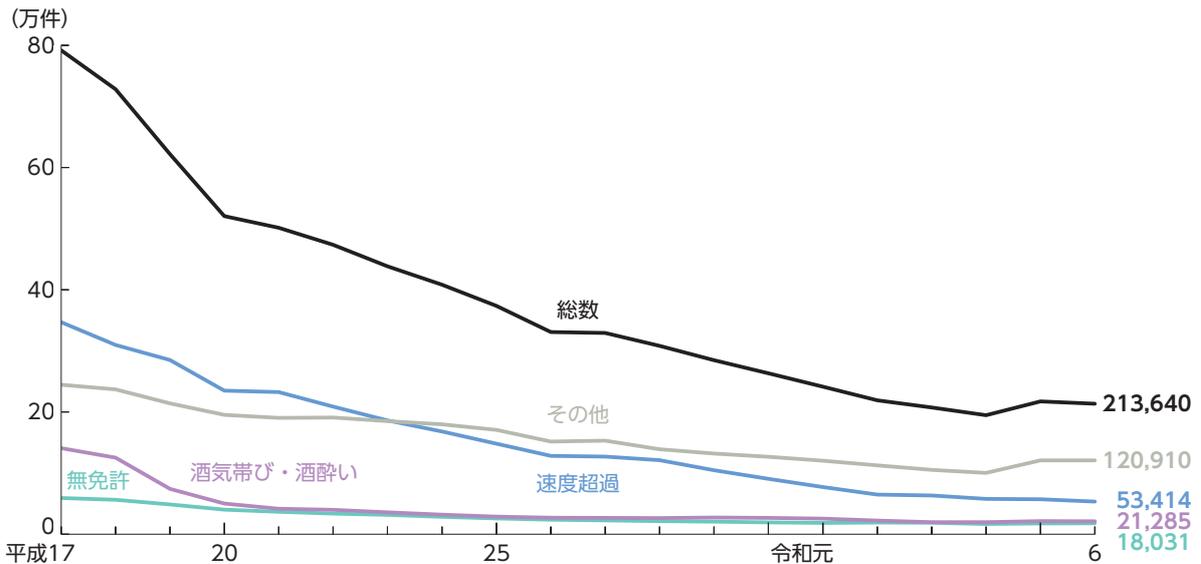
告知事件については、平成17年には816万5,633件まで増加したが、22年からは減少傾向にあり、令和6年は404万4,864件（前年比26万9,652件（6.2%）減）であった（警察庁交通局の統計による。）。

送致事件の取締件数の推移（最近20年間）を見ると、4-1-2-7図のとおりである。その総数は、平成12年から減少傾向にあり、令和6年は21万3,640件（前年比1.7%減）であった。違反態様別に見ると、無免許運転は、平成10年以降減少傾向にあるが、令和5年から2年連続で増加し、6年は1万8,031件（同2.5%増）であった。速度超過は、平成14年以降減少し続けている。酒気帯び・酒酔いは、9年（34万3,593件）に平成期最多を記録したが、12年以降は、同年、19年及び20年の急減を含み減少傾向にあるところ、令和6年は2万1,285件（同0.8%減）であり、平成9年の約16分の1の水準であった（CD-ROM参照）。令和6年における妨害運転（妨害運転により著しい交通の危険を生じさせた場合の加重処罰規定を含む。）は146件（同44件増）であった（警察庁交通局の資料による。）。

なお、近年、自転車を含む軽車両の違反に係る送致事件が増加傾向にあり、令和6年の送致件数は5万1,562件（前年比16.6%増）であった。また、5年7月から取締の対象となった特定小型原動機付自転車（本章第1節2項参照）の6年の取締件数は4万1,246件であった（警察庁交通局の統計による。）。

4-1-2-7図 道交違反 取締件数（送致事件）の推移

(平成17年～令和6年)



注 1 警察庁交通局の統計による。
2 軽車両等による違反は、「その他」に計上している。

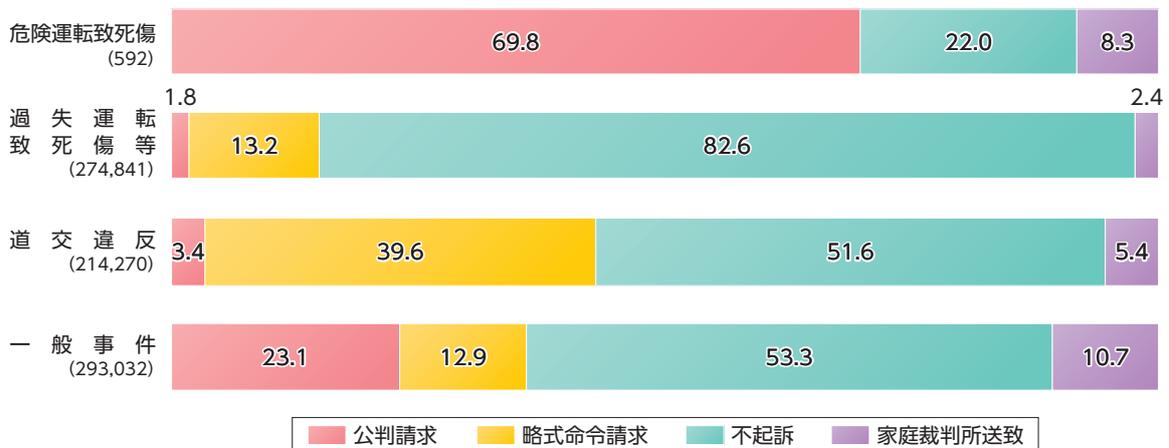
第3節 処遇

1 検察

4-1-3-1図は、令和6年における交通事件（危険運転致死傷、過失運転致死傷等及び道交違反の事件をいう。以下この節において同じ。）の検察庁終局処理人員の処理区分別構成比を、それ以外の事件（以下この項において「一般事件」という。）と比較して見たものである。

4-1-3-1図 交通事件 検察庁終局処理人員の処理区分別構成比

(令和6年)



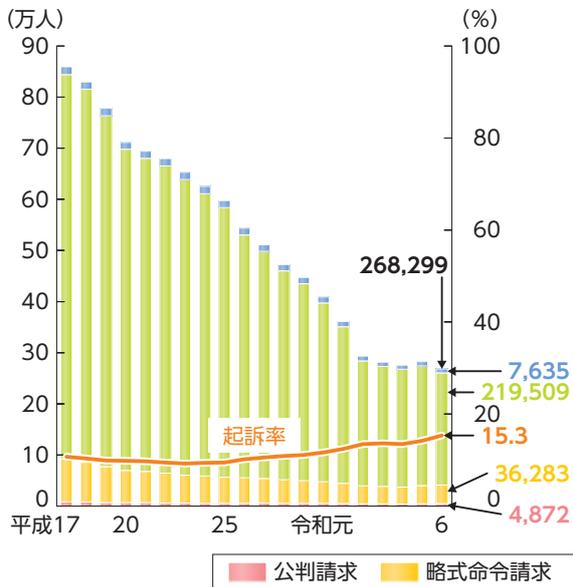
注 1 検察統計年報による。
2 「一般事件」は、危険運転致死傷、過失運転致死傷等及び道交違反以外の事件である。
3 () 内は、人員である。

4-1-3-2図は、過失運転致死傷等及び道交違反の検察庁終局処理人員について、起訴・不起訴人員（処理区分別）及び起訴率の推移（最近20年間）を見たものである。過失運転致死傷等では、起訴猶予人員が、平成17年以降減少傾向にあるところ、起訴率は、昭和62年に大幅に低下して以降、平成23年までは低下傾向にあったが、24年からは緩やかな上昇傾向にあり、令和6年は15.3%（前年比1.2pt上昇）であった。一方、起訴猶予率は、平成23年（90.5%）をピークに低下傾向にあり、令和6年は84.2%であった。道交違反では、略式命令請求人員は、平成10年以降減少傾向にある。起訴・不起訴人員に占める略式命令請求人員の割合は、平成22年以降低下傾向にあり、令和6年は41.8%（同1.6pt低下）であった。起訴率も、昭和60年以降低下傾向にあり、令和6年は45.4%と、平成17年（81.7%）と比べて36.2pt低下した（CD-ROM参照）。

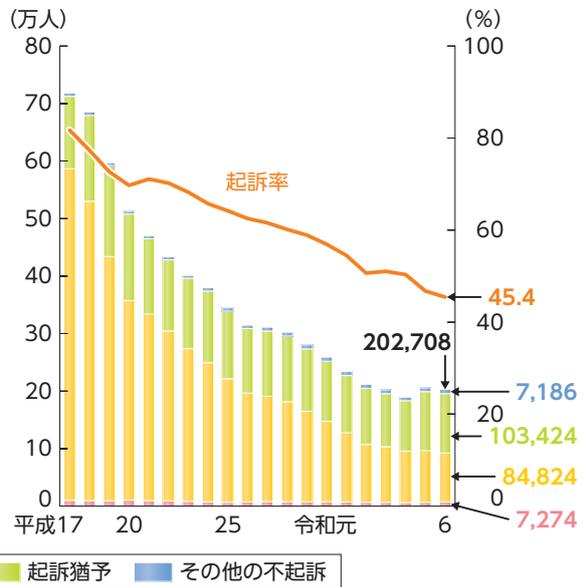
4-1-3-2図 過失運転致死傷等・道交違反 起訴・不起訴人員（処理区分別）等の推移

（平成17年～令和6年）

① 過失運転致死傷等



② 道交違反



注 検察統計年報による。

令和6年における危険運転致死傷の公判請求人員について、態様別に見ると、**4-1-3-3表**のとおりである。なお、「無免許」の者（16人）の内訳は、無免許運転で、「飲酒等影響」（6人）、「赤信号無視」（5人）、「飲酒等影響運転支障」（2人）、「高速度」（1人）、「妨害行為」（1人）又は「病気影響運転支障」（1人）の各態様による危険運転致死傷を犯した者である（検察統計年報による。）。

4-1-3-3表 危険運転致死傷による公判請求人員（態様別）

(令和6年)							
総数	飲酒等影響	高速度等	妨害行為	赤信号無視	通行禁止道路進行	飲酒等影響運転支障等	無免許
413	163	22	13	82	2	115	16

- 注 1 検察統計年報による。
 2 「飲酒等影響」は、自動車運転死傷処罰法2条1号に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第1項前段に規定する罪をいう。
 3 「高速度等」は、自動車運転死傷処罰法2条2号及び3号に規定する罪並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第1項後段に規定する罪をいう。
 4 「妨害行為」は、自動車運転死傷処罰法2条4号、5号及び6号に規定する罪並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第2項前段に規定する罪をいう。
 5 「赤信号無視」は、自動車運転死傷処罰法2条7号に規定する罪、令和2年法律第47号による改正前の自動車運転死傷処罰法2条5号に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第2項後段に規定する罪をいう。
 6 「通行禁止道路進行」は、自動車運転死傷処罰法2条8号に規定する罪及び令和2年法律第47号による改正前の自動車運転死傷処罰法2条6号に規定する罪をいう。
 7 「飲酒等影響運転支障等」は、自動車運転死傷処罰法3条に規定する罪をいう。
 8 「無免許」は、自動車運転死傷処罰法6条1項及び2項に規定する罪をいう。

2 裁判

令和6年に交通事件（保管場所法違反を除く。以下この項において同じ。）により通常第一審で懲役又は禁錮を言い渡された者について、これらの罪名ごとの科刑状況を見ると、**4-1-3-4表**のとおりである。危険運転致死傷（自動車運転死傷処罰法2条及び3条並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪に限る。）事件について見ると、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は、同致傷事件では8.5%だったのに対し、同致死事件では94.4%であった。同致死事件では、言渡しを受けた者18人のうち14人の刑は5年を超えている。無免許危険運転致死傷（自動車運転死傷処罰法6条1項及び2項に規定する罪）事件について見ると、同致死事件の言渡し人員は該当がなく、同致傷事件で言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は33.3%であった。過失運転致死傷（自動車運転死傷処罰法5条及び平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪に限る。以下この項において同じ。）事件について見ると、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は、同致傷事件では1.7%だったのに対し、同致死事件では4.7%であった。無免許過失運転致死傷（自動車運転死傷処罰法6条4項に規定する罪）事件については、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は、同致傷事件では16.4%、同致死事件では66.7%であった。道路交通法違反について見ると、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は13.6%であった。道路交通法違反では、言渡しを受けた者のうち1年未満の刑の者の割合は76.0%であったが、3年を超える刑の者も6人いた。

令和6年に交通事件で一部執行猶予付判決の言渡しを受けた者は、過失運転致傷につき1人であった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

なお、自動車運転死傷処罰法違反及び道交違反について、第一審における罰金・科料の科刑状況は、**2-3-3-4表**参照。

4-1-3-4表 交通事故 通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の科刑状況

(令和6年)

罪 名	総数	10年を 超える	10年 以下	7年 以下	5年 以下	3年		2年以上		1年以上		6月以上		6月未満	
						実刑	全部執行 猶予	実刑	全部執行 猶予	実刑	全部執行 猶予	実刑	全部執行 猶予	実刑	全部執行 猶予
危険運転致傷	342	-	-	1	6	6 (-)	9	9 (-)	65	3 (-)	200	4 (-)	39	-	-
危険運転致死	18	6	6	2	1	1 (-)	1	1 (-)	-	-	-	-	-	-	-
無免許 危険運転致傷 (6条1項)	7	-	-	-	-	1 (-)	2	1 (-)	-	1 (-)	2	-	-	-	-
無免許 危険運転致傷 (6条2項)	5	-	-	-	-	-	-	1 (-)	-	-	4	-	-	-	-
無免許 危険運転致死 (6条2項)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過失運転致傷	2,761	-	-	-	-	-	27	9 (-)	175	11 (-)	1,700	26 (1)	804	1 (-)	8
過失運転致死	1,058	-	-	-	1	7 (-)	123	29 (-)	256	13 (-)	618	-	11	-	-
過失運転致傷 アルコール等 影響発覚免脱	43	-	-	-	-	-	1	2 (-)	9	1 (-)	29	1 (-)	-	-	-
過失運転致死 アルコール等 影響発覚免脱	3	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無免許 過失運転致傷	499	-	-	-	3	1 (-)	11	8 (-)	25	31 (-)	176	35 (-)	196	4 (-)	9
無免許 過失運転致死	6	-	-	-	1	1 (-)	2	2 (-)	-	-	-	-	-	-	-
無免許 過失運転致傷 アルコール等 影響発覚免脱	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-
無免許 過失運転致死 アルコール等 影響発覚免脱	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道 路 交 通 法	5,380	-	-	1	5	2 (-)	29	17 (-)	67	112 (-)	1,059	416 (-)	2,855	179 (-)	638

- 注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「危険運転致傷」及び「危険運転致死」は、自動車運転死傷処罰法2条及び3条並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪に限る。
 3 「過失運転致傷」及び「過失運転致死」は、自動車運転死傷処罰法5条及び平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪に限る。
 4 罪名区分の()内は、自動車運転死傷処罰法の該当条文である。
 5 刑期区分の()内は、一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員で、内数であり、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。

3 矯正

令和6年における交通犯罪（危険運転致死傷、過失運転致死傷等及び道路交通法違反をいう。以下この節において同じ。）の入所受刑者人員は900人（前年比8.7%減）であり、その内訳は危険運転致死傷が40人、過失運転致死傷等が177人、道路交通法違反が683人であった。なお、同年における交通犯罪の入所受刑者人員のうち、懲役受刑者の占める比率は96.6%であった。禁錮受刑者は31人であり、その内訳は全て過失運転致死傷等であった（矯正統計年報による。）。

4 保護観察

令和6年における交通犯罪の保護観察開始人員は、保護観察処分少年（更生指導（第3編第2章第5節3項（7）参照）の対象者を除く。）が3,342人（うち、交通短期保護観察の対象者は1,781人（**3-2-5-1**図参照）。なお、交通短期保護観察の対象者には、交通犯罪以外の非行名（保管場所法、道路運送法、道路運送車両法及び自動車損害賠償保障法の各違反）によるものを含む。）、少年院仮退院者が119人、仮釈放者が517人、保護観察付全部・一部執行猶予者が108人（うち一部執行猶予者が2人）であった。同年の保護観察開始人員について、罪名・非行名が危険運転致死傷の者は、保護観察処分少年（交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。）が27人、少年院仮退院者が6人、仮釈放者が44人、保護観察付全部・一部執行猶予者が7人（うち一部執行猶予者が1人）であった（保護統計年報による。）。

第2章 薬物犯罪

第1節 犯罪の動向

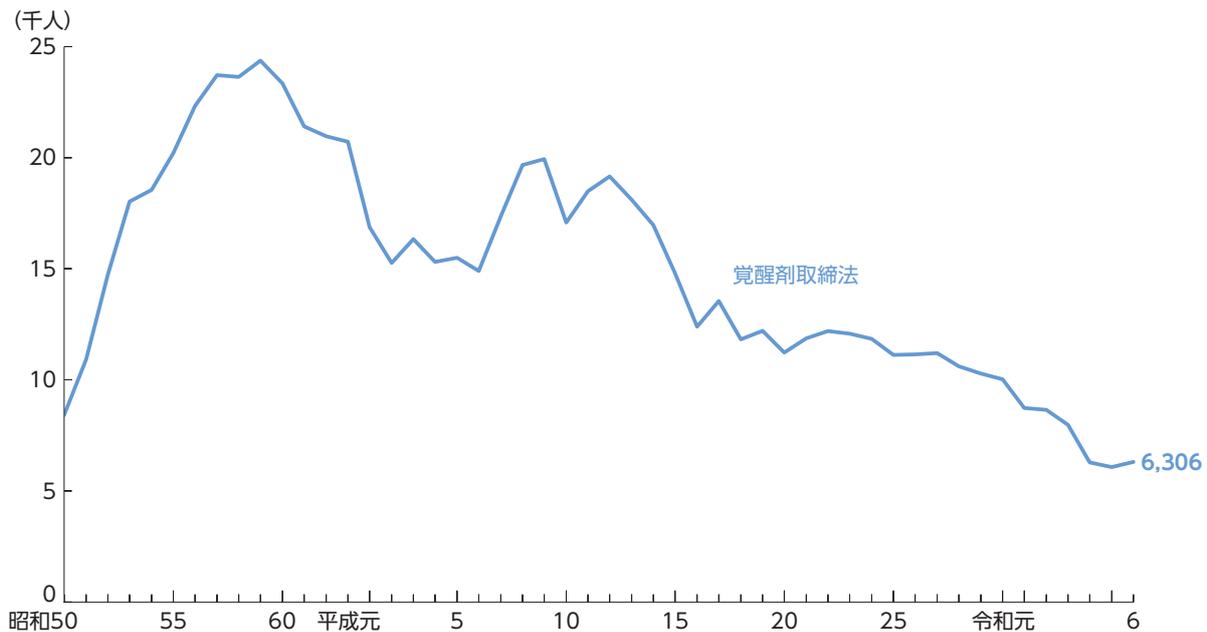
1 覚醒剤取締法違反

覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下この項において同じ。）の検挙人員（特別司法警察員が検挙した者を含む。）の推移（昭和50年以降）は、**4-2-1-1図**のとおりである。29年（5万5,664人）をピークとして減少した後、45年から増加傾向となり、59年には2万4,372人を記録した。その後、増減を繰り返し、平成9年には1万9,937人に達したが、13年からは減少傾向にあり、令和6年は6,306人（前年比3.8%増）であった（CD-ROM参照。なお、検察庁新規受理人員については、CD-ROM資料**1-4**参照）。

なお、覚醒剤取締法違反の検挙人員に占める同一罪名再犯者の比率については、20歳以上につき**5-1-5図**①、20歳未満につき**5-5-2図**①を、それぞれ参照。

4-2-1-1図 覚醒剤取締法違反 検挙人員の推移

（昭和50年～令和6年）

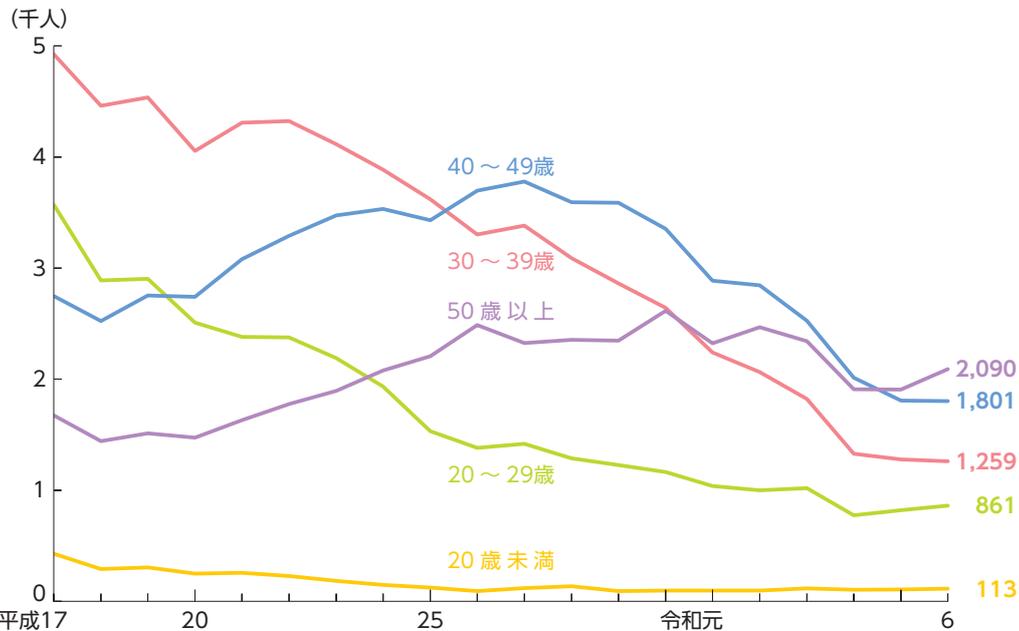


- 注 1 厚生労働省医薬局の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により、20年から27年までは、内閣府の資料による。
- 2 覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
- 3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。

覚醒剤取締法違反の年齢層別の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）の推移（最近20年間）は、**4-2-1-2図**のとおりである。平成29年以降、20歳未満はおおむね横ばいで推移しており、それ以外の年齢層ではおおむね減少傾向にある。令和6年の検挙人員の年齢層別構成比を見ると、20歳未満が1.8%、20歳代が14.1%、30歳代が20.6%、40歳代が29.4%、50歳以上が34.1%であり、50歳以上が最も高い。

4-2-1-2図 覚醒剤取締法違反 検挙人員の推移（年齢層別）

（平成17年～令和6年）



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。

4-2-1-3表は、令和6年に覚醒剤取締法違反により検挙された者（警察が検挙した者に限る。）のうち、営利犯で検挙された者及び暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下この項において同じ。）の各人員を違反態様別に見たものである。同年の営利犯で検挙された者の比率は8.4%であり、暴力団構成員等の比率は28.3%であった。

4-2-1-3表 覚醒剤取締法違反 営利犯・暴力団構成員等の検挙人員（違反態様別）

（令和6年）

区分	総数	密輸入	所持	譲渡し	譲受け	使用	その他
総数	6,124	138	2,013	243	80	3,483	167
営利犯	516 (8.4)	125 (90.6)	288 (14.3)	93 (38.3)	6 (7.5)	-	4 (2.4)
暴力団構成員等	1,736 (28.3)	23 (16.7)	626 (31.1)	107 (44.0)	8 (10.0)	941 (27.0)	31 (18.6)

- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。
 3 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 4 () 内は、各違反態様による検挙人員総数に「営利犯」又は「暴力団構成員等」の人員がそれぞれ占める比率である。

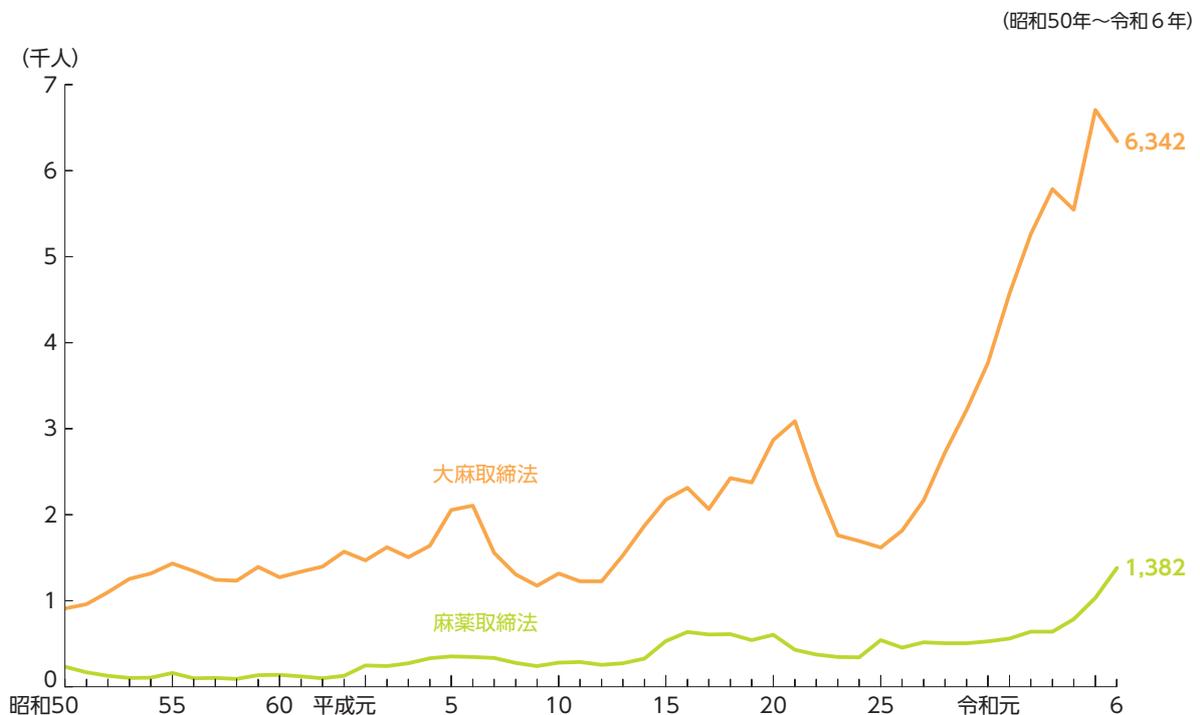
覚醒剤取締法違反の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）のうち、外国人の比率は、平成20年以降、5～8%台で推移していたが、令和6年は9.5%（579人）であった。国籍等別に見ると、ブラジル（85人、14.7%）が最も多く、次いで、韓国・朝鮮（84人、14.5%）、ベトナム（71人、12.3%）、フィリピン（56人、9.7%）の順であった（警察庁刑事局の資料による。）。なお、これら国籍等別の検挙人員を見るに当たっては、各国籍等別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある（本編第9章第1節参照）。

2 大麻取締法違反等

大麻取締法及び麻薬取締法の各違反（それぞれ、大麻及び麻薬・向精神薬に係る麻薬特例法違反を含む。大麻取締法違反は、大麻に係る麻薬取締法違反を含み、麻薬取締法違反は、大麻に係る同法違反を除く。以下この項において同じ。）の検挙人員（特別司法警察員が検挙した者を含む。）の推移（昭和50年以降）は、4-2-1-4図のとおりである（検察庁新規受理人員については、CD-ROM資料1-4参照）。大麻取締法違反は、平成6年（2,103人）と21年（3,087人）をピークとする波が見られ、26年から増加傾向にあり、令和6年は6,342人（前年比5.4%減）であった（CD-ROM参照）。なお、5年12月、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）が成立し、これにより、大麻等の不正な施用、所持、譲渡、譲受、輸入等についても、他の規制薬物と同様に、麻薬取締法における麻薬として禁止規定及び罰則が適用されることとなったことに留意が必要である（6年12月12日施行）。

なお、大麻取締法違反の検挙人員に占める同一罪名再犯者の比率については、20歳以上につき5-1-5図②、20歳未満につき5-5-2図②を、それぞれ参照。

4-2-1-4図 大麻取締法違反等 検挙人員の推移（罪名別）



注 1 厚生労働省医薬局の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により、20年から27年までは、内閣府の資料による。

2 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。

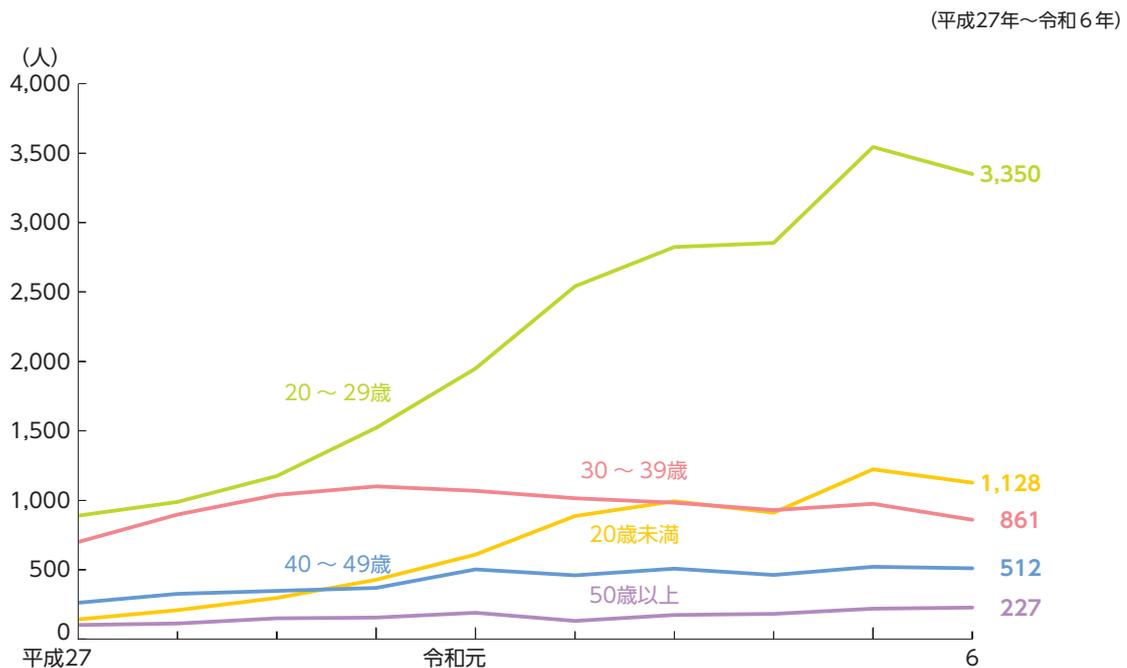
3 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反並びに大麻に係る麻薬取締法違反及び麻薬特例法違反を含む。

4 「麻薬取締法」は、麻薬・向精神薬に係る麻薬特例法違反を含み、大麻に係る麻薬取締法違反を除く。

大麻取締法違反の年齢層別の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）の推移（最近10年間）は、**4-2-1-5図**のとおりである。20歳代の検挙人員は、平成26年から増加し続けていたが、令和6年は3,350人（前年比5.5%減）と減少した。20歳未満の検挙人員も、平成26年以降増加傾向にあったが、令和6年は1,128人（同7.7%減）と減少した（CD-ROM参照）。同年の検挙人員の年齢層別構成比を見ると、20歳未満が18.6%、20歳代が55.1%、30歳代が14.2%、40歳代が8.4%、50歳以上が3.7%であり、30歳未満が全体の約7割を占めている。

なお、令和6年の大麻取締法違反の検挙人員（29歳以下の就学者に限る。）を就学状況別に見ると、大学生等が229人、高校生が206人、中学生が26人であった（警察庁刑事局の資料による。）。

4-2-1-5図 大麻取締法違反 検挙人員の推移（年齢層別）



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 犯行時の年齢による。

3 令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反並びに大麻に係る麻薬取締法違反及び麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。

毒劇法違反の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）は、昭和50年代後半は3万人台で推移し、60年代以降も2万7,000人台から3万1,000人台で推移していたが、平成3年からは減少傾向が続き、令和6年は85人（前年比26.7%減）であった（警察庁の統計による。）。

あへん法（昭和29年法律第71号）違反（あへんに係る麻薬特例法違反を含む。）の検挙人員（特別司法警察員が検挙した者を含む。）は、昭和46年以降、100人台から400人台で推移していたが、60年（443人）をピークとして、その後大きく減少し、平成20年以降は30人未満で推移しており、令和6年は10人（前年比4人増）であった（**4-2-1-4図** CD-ROM参照）。

3 危険ドラッグに係る犯罪

いわゆる**危険ドラッグ**（規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん及びけしがらをいう。以下この項において同じ。）又は指定薬物（医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物をいう。以下この項において同じ。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。以下この項において同じ。）に係る犯罪の検挙人員（警察が検挙した者に限る。以下この項において同じ。）の推移（最近5年間）を適用法令別に見ると、**4-2-1-6表**のとおりである。

指定薬物に係る医薬品医療機器等法違反の検挙人員は、令和4年から3年連続で増加し、6年は398人（前年比78人増）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

4-2-1-6表 危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員の推移（適用法令別）

適用法令		（令和2年～6年）				
		2年	3年	4年	5年	6年
総	数	150	145	279	424	657
	医薬品医療機器等法（薬事法）	131	111	242	320	398
	麻薬取締法	19	34	37	104	259
	交通関係法令	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－

- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 警察が検挙した人員に限る。
 3 複数罪名で検挙した場合は、法定刑が最も重い罪名に計上している。
 4 「危険ドラッグ」は、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん及びけしがらをいう。）又は指定薬物（医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物をいう。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。
 5 「医薬品医療機器等法（薬事法）」は、危険ドラッグから指定薬物が検出された場合の検挙人員である。
 6 「麻薬取締法」は、危険ドラッグから麻薬が検出された場合の検挙人員である。
 7 「交通関係法令」は、危険運転致死傷、過失運転致死傷等及び道路交通法違反である。

令和6年における危険ドラッグ乱用者の検挙人員（危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員のうち、危険ドラッグの販売等により検挙された供給者側の検挙人員を除いたものをいう。）は、615人（前年比55.7%増）であり、同年の検挙人員の年齢層別構成比を見ると、20歳未満が14.0%（86人）、20歳代が52.7%（324人）、30歳代が19.2%（118人）、40歳代が9.4%（58人）、50歳以上が4.7%（29人）であり、30歳未満が全体の約7割を占めている（警察庁刑事局の資料による。）。

第2節 取締状況

1 覚醒剤等の押収量の推移

覚醒剤等の薬物の押収量（警察、税関、海上保安庁及び麻薬取締部がそれぞれ押収した薬物の合計量）の推移（最近5年間）は、**4-2-2-1表**のとおりである（あへんについては、CD-ROM 参照）。覚醒剤の押収量は、令和2年（824.4kg）に前年の3分の1以下に急減して以降、1,000kg未滿で推移していたところ、5年（1,601.6kg）は前年の約3.4倍に増加し、6年は1,473.3kg（前年比8.0%減）であった（CD-ROM 参照）。

4-2-2-1表 覚醒剤等の押収量の推移

年次	覚醒剤	乾燥大麻	大麻樹脂	コカイン	ヘロイン	(令和2年～6年)
						MDMA等錠剤型合成麻薬
2年	824.4	299.1	3.6	821.7	14.8	106,308
3	998.7	377.2	2.9	15.1	0.0	80,623
4	475.3	330.7	5.6	42.8	0.0	95,614
5	1601.6	850.0	1.0	56.2	0.0	169,743
6	1473.3	452.3	11.8	301.4	0.0	232,509

（単位はkg。ただし、MDMA等錠剤型合成麻薬は錠）

- 注 1 厚生労働省医薬局の資料による。
 2 押収量は、警察、税関、海上保安庁及び麻薬取締部がそれぞれ押収した合計量である。
 3 「乾燥大麻」は、大麻たばこを含み、「大麻樹脂」は、大麻リキッドを含まない。
 4 「MDMA等錠剤型合成麻薬」は、1錠未滿切捨てである。

2 密輸入事案の摘発の状況

覚醒剤（覚醒剤原料を含む。以下この項において同じ。）及び大麻の密輸入事案（税関が関税法（昭和29年法律第61号）違反で摘発した事件に限る。ただし、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。以下この項において同じ。）の摘発件数の推移（最近5年間）を形態別に見ると、**4-2-2-2表**のとおりである。覚醒剤の「航空機旅客（航空機乗組員を含む。以下この項において同じ。）による密輸入」は、令和元年（229件）の約10分の1に急減した2年に引き続き、3年も大きく減少し、4年から2年連続増加したが、6年は60件（前年比29件減）であった。同年においては、覚醒剤の「国際郵便物を利用した密輸入」（32件）及び「航空貨物（別送品を含む。）を利用した密輸入」（39件）は、前年より大きく減少した（同70件減、同60件減）。大麻の「航空機旅客による密輸入」も、元年（60件）の約3分の1に急減した2年に引き続き、3年も大きく減少したが、4年からは3年連続増加し、6年は88件（同21件増）であった。大麻の「国際郵便物を利用した密輸入」は、3年の159件から2年連続減少したが、6年は213件（同165件増）と大幅に増加した（CD-ROM 参照）。

航空機旅客による覚醒剤及び大麻の密輸入事案の摘発件数は、いわゆるコロナ禍において入国者数が減少した影響を受けて（本編第9章第1節1項参照）、令和2年に急減した可能性が考えられるが、4年からはいずれも増加傾向にある。

4-2-2-2表 覚醒剤等の密輸入事案の摘発件数の推移（形態別）

（令和2年～6年）

① 覚醒剤

形態	2年	3年	4年	5年	6年
総数	72 (811)	95 (1,014)	301 (665)	297 (2,246)	139 (1,761)
航空機旅客による密輸入	23 (54)	5 (35)	43 (108)	89 (420)	60 (311)
国際郵便物を利用した密輸入	23 (14)	33 (62)	128 (154)	102 (140)	32 (41)
商業貨物を利用した密輸入	26 (743)	57 (917)	130 (402)	105 (1,686)	44 (1,409)
航空貨物	20 (103)	50 (266)	127 (375)	99 (737)	39 (394)
海上貨物	6 (639)	7 (650)	3 (28)	6 (949)	5 (1,015)
船員等による密輸入	— (—)	— (—)	— (—)	1 (0)	3 (0)

② 大麻

形態	2年	3年	4年	5年	6年
総数	204 (126)	199 (153)	138 (473)	135 (171)	390 (344)
航空機旅客による密輸入	21 (0)	6 (10)	25 (3)	67 (111)	88 (72)
国際郵便物を利用した密輸入	144 (77)	159 (80)	76 (68)	48 (40)	213 (194)
商業貨物を利用した密輸入	39 (48)	34 (63)	37 (401)	20 (20)	82 (78)
航空貨物	36 (48)	27 (63)	32 (101)	20 (20)	78 (77)
海上貨物	3 (0)	7 (0)	5 (301)	— (—)	4 (1)
船員等による密輸入	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	7 (0)

- 注 1 財務省関税局の資料による。
 2 税関が関税法違反で摘発した事件である。ただし、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
 3 「覚醒剤」は、その原料を含み、「大麻」は、大麻リキッド等の大麻製品を含む。
 4 ()内は押収量であり、単位はkgである。
 5 「航空機旅客」は、航空機乗組員を含む。
 6 「商業貨物」は、別送品を含む。
 7 「船員等」は、洋上取引及び船舶旅客を含む。

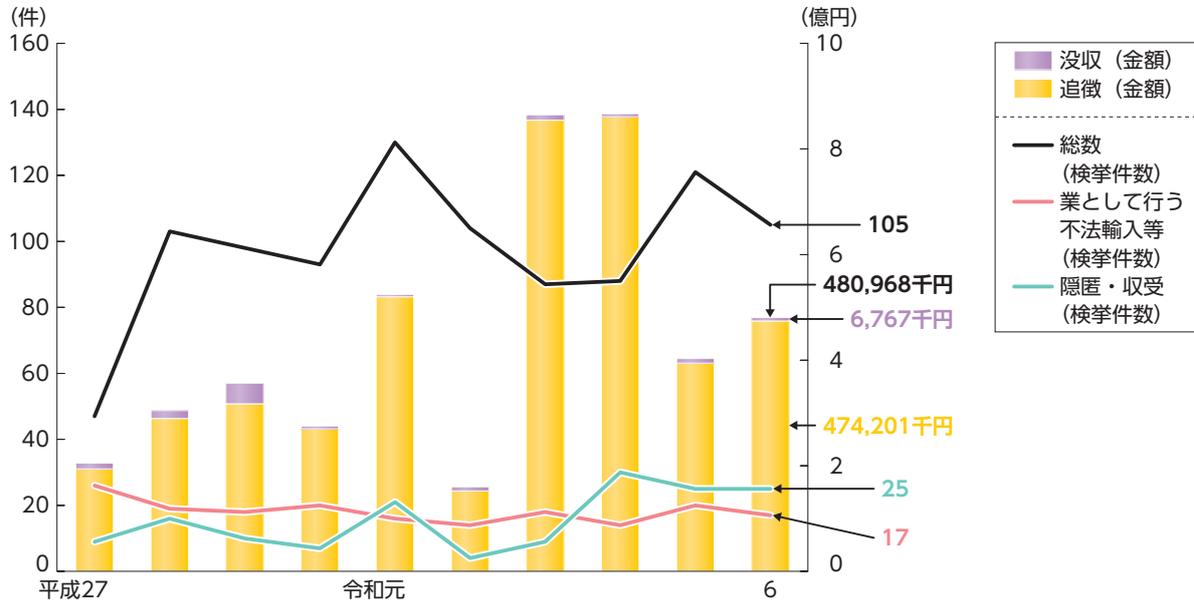
令和6年における覚醒剤の密輸入事犯の摘発件数を仕出地別に見ると、地域別では、北米（55件）が最も多く、次いで、アジア（47件）、中南米（18件）の順であり、国・地域別では、米国（32件）が最も多く、次いで、カナダ（23件）、メキシコ（17件）、タイ（14件）の順であった（財務省関税局の資料による。）。

3 麻薬特例法の運用

麻薬特例法違反の検挙件数及び第一審における没収・追徴金額の推移（最近10年間）は、4-2-2-3図のとおりである。

4-2-2-3図 麻薬特例法違反 検挙件数・没収・追徴金額の推移

(平成27年～令和6年)



- 注 1 検挙件数は、厚生労働省医薬局の資料による。
 2 没収・追徴金額は、法務省刑事局の資料による。
 3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。
 4 「総数」は、麻薬特例法5条（業として行う不法輸入等）、6条（薬物犯罪収益等隠匿）、7条（薬物犯罪収益等收受）及び9条（あおり又は唆し）の各違反の検挙件数の合計である。
 5 「没収」及び「追徴」は、第一審における金額の合計であり、千円未満切捨てである。
 6 共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。
 7 外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算している。

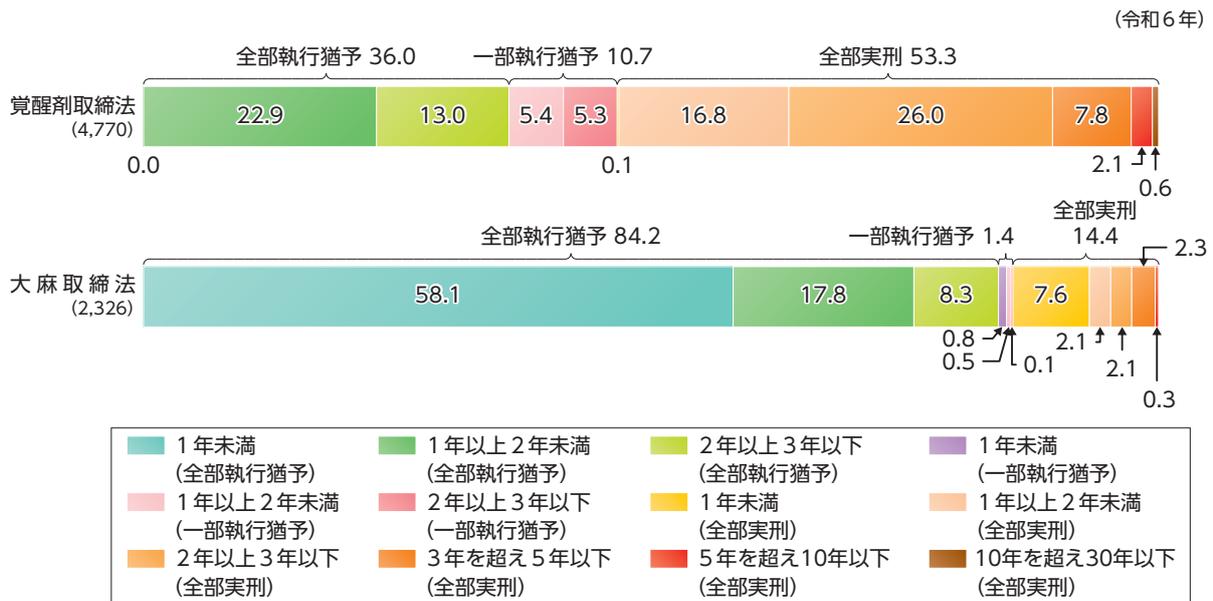
第3節 処遇

1 検察・裁判

令和6年における起訴率及び起訴猶予率は、それぞれ覚醒剤取締法違反では74.2%、8.5%、大麻取締法違反では44.1%、35.5%、麻薬取締法違反では57.5%、15.9%であり、覚醒剤取締法違反及び麻薬取締法違反の起訴猶予率は、道交違反を除く特別法犯全体（同年は45.5%。2-2-4-4図参照）と比較して顕著に低かった（起訴・不起訴人員等については、CD-ROM資料4-2参照）。なお、同年における麻薬特例法違反の起訴率は36.8%、起訴猶予率は52.5%であった。もともと、同法違反のうち、「業として行う不法輸入等」について見ると、起訴率は55.3%（起訴26人、起訴猶予8人及びその他の不起訴13人）であった。同年において、あへん法違反で起訴された者はいなかった（検察統計年報による。）。

覚醒剤取締法違反及び大麻取締法違反について、令和6年の地方裁判所における有期の懲役の科刑状況別構成比を見ると、4-2-3-1図のとおりである（地方裁判所における罪名別の科刑状況についてはCD-ROM資料2-3を、覚醒剤取締法違反の科刑状況の推移についてはCD-ROM資料4-3をそれぞれ参照）。

4-2-3-1図 覚醒剤取締法違反等 地方裁判所における有期刑（懲役）科刑状況別構成比



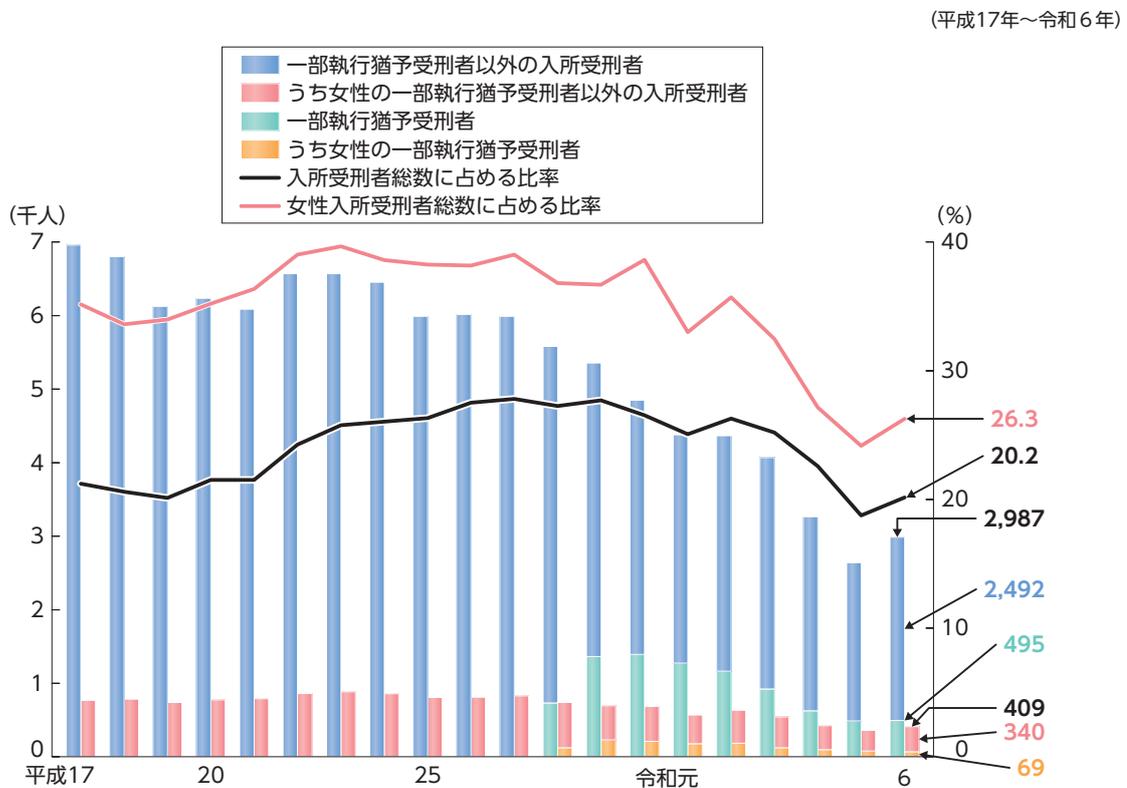
- 注 1 司法統計年報による。
 2 「一部執行猶予」は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 3 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含まない。
 4 ()内は、実人員である。

令和6年における覚醒剤取締法違反の少年保護事件について、家庭裁判所終局処理人員を処理区別に見ると、少年院送致が36人（47.4%）と最も多く、次いで、保護観察21人（27.6%）、審判不開始7人（9.2%）、検察官送致（刑事処分相当）6人（7.9%）、不処分4人（5.3%）、検察官送致（年齢超過）2人（2.6%）の順であった。なお、児童自立支援施設・児童養護施設送致及び都道府県知事・児童相談所長送致はいなかった（司法統計年報による。）。

2 矯正

覚醒剤取締法違反の入所受刑者人員の推移（最近20年間）は、4-2-3-2図のとおりである。令和6年における同法違反の入所受刑者人員は、2,987人（前年比346人増）であり、そのうち一部執行猶予受刑者は495人（同6人増）であった（CD-ROM 参照）。

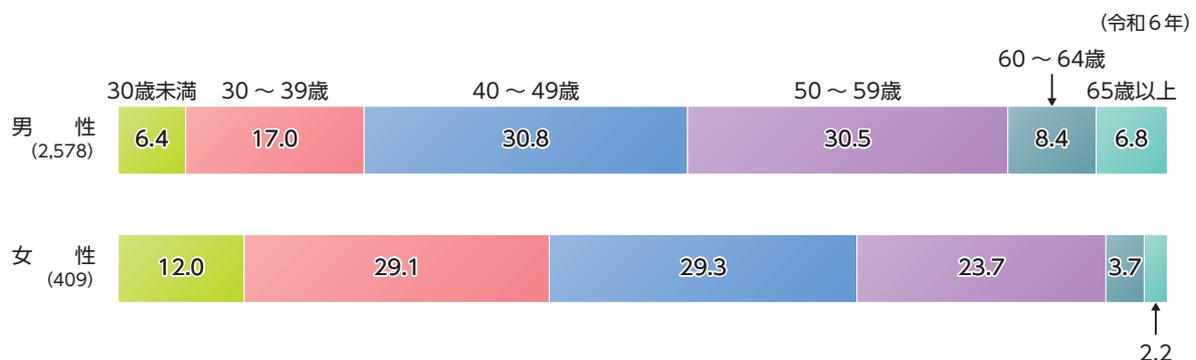
4-2-3-2図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者人員の推移



注 1 矯正統計年報による。
 2 「一部執行猶予受刑者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

令和6年における覚醒剤取締法違反の入所受刑者の年齢層別構成比を男女別に見ると、4-2-3-3図のとおりである。

4-2-3-3図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者の年齢層別構成比（男女別）



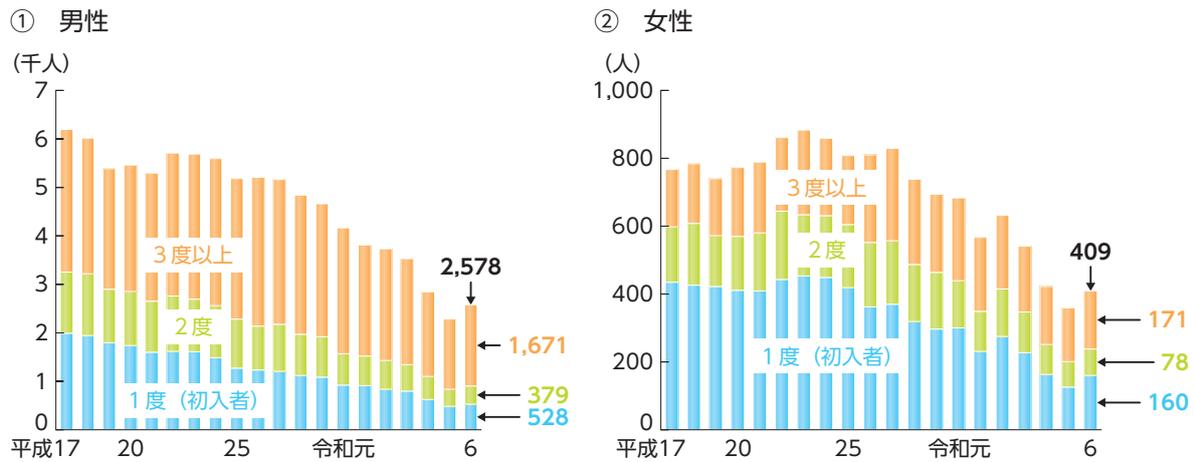
注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。
 3 () 内は、実人員である。

覚醒剤取締法違反の入所受刑者人員の推移（最近20年間）を男女別に見るとともに、これを入所度数別に見ると、**4-2-3-4図**のとおりである。令和6年の男性の入所受刑者は、2,578人（前年比296人増）であり、3度以上の者が64.8%を占め、同年の女性の入所受刑者は、409人（同50人増）であり、3度以上の者が41.8%を占めた。男性は、入所受刑者全体のうち入所度数が3度以上の者の割合が一貫して最も高いのに対し、女性は、3年までは初入者の割合が一貫して最も高かったが、4年以降は3度以上の者の割合が最も高い（CD-ROM 参照）。

なお、覚醒剤取締法違反の出所受刑者の出所事由別5年以内再入率については**5-3-8図**⑧を、2年以内再入率の推移については**5-3-10図**③をそれぞれ参照。

4-2-3-4図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者人員の推移（男女別、入所度数別）

（平成17年～令和6年）



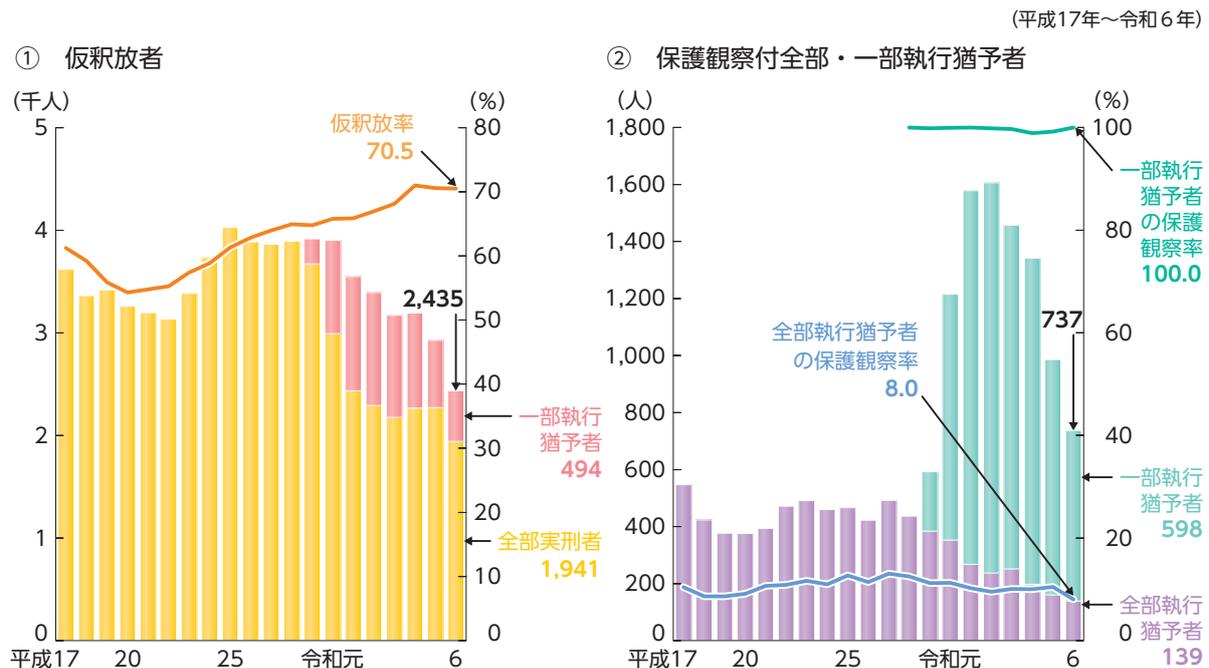
注 矯正統計年報による。

3 保護観察

覚醒剤取締法違反の仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員等の推移（最近20年間）は、4-2-3-5図のとおりである。平成30年から、仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）の保護観察開始人員は減少傾向にあり、令和6年は2,435人（前年比492人減）であった。仮釈放率は、平成21年から上昇傾向が続いていたところ、令和5年は、前年より低下し、6年は70.5%（同0.1pt 低下）であったが、出所受刑者全体の仮釈放率（2-5-2-1図参照）と比べると7.7pt 高かった。保護観察付全部執行猶予者の保護観察開始人員は、平成28年から減少傾向にあり、令和6年は139人（同21人減）であった。全部執行猶予者の保護観察率は、平成29年以降10%前後で推移しており、令和6年は8.0%であった。保護観察付一部執行猶予者は、刑の一部執行猶予制度が開始された翌年の平成29年（208人）から増加し続けていたが、令和3年から減少に転じ、6年は598人（同228人減）であった。

令和6年の保護観察終了者のうち、覚醒剤取締法違反の仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の取消率（再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部・一部執行猶予が取り消された者の占める比率をいう。）は、それぞれ4.1%、2.5%、23.5%、18.0%であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。なお、取消・再処分率の推移等については、5-4-3図 CD-ROM 参照）。

4-2-3-5図 覚醒剤取締法違反 保護観察開始人員等の推移



注 1 保護統計年報、検察統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

第1節 組織的犯罪

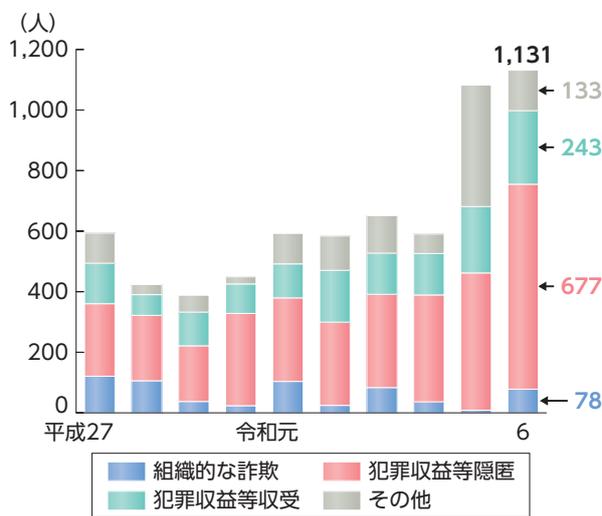
組織的犯罪処罰法違反の検察庁新規受理人員及び通常第一審における没収・追徴金額の推移（最近10年間）は、4-3-1-1図のとおりである。

令和6年における組織的犯罪処罰法違反の検察庁新規受理人員のうち、暴力団関係者（集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。）は67人（5.9%）であった（検察統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

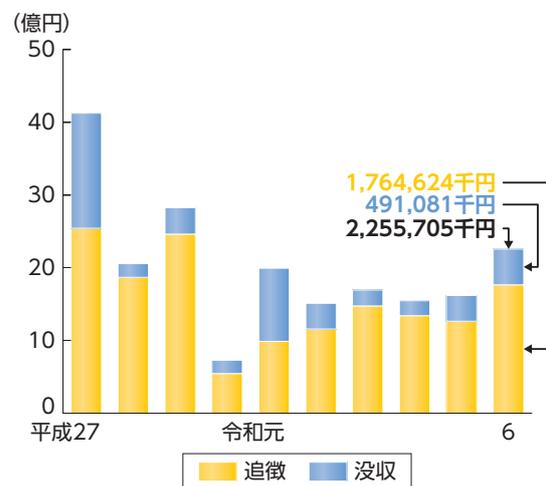
4-3-1-1図 組織的犯罪処罰法違反 検察庁新規受理人員・没収・追徴金額の推移

（平成27年～令和6年）

① 検察庁新規受理人員



② 没収・追徴金額

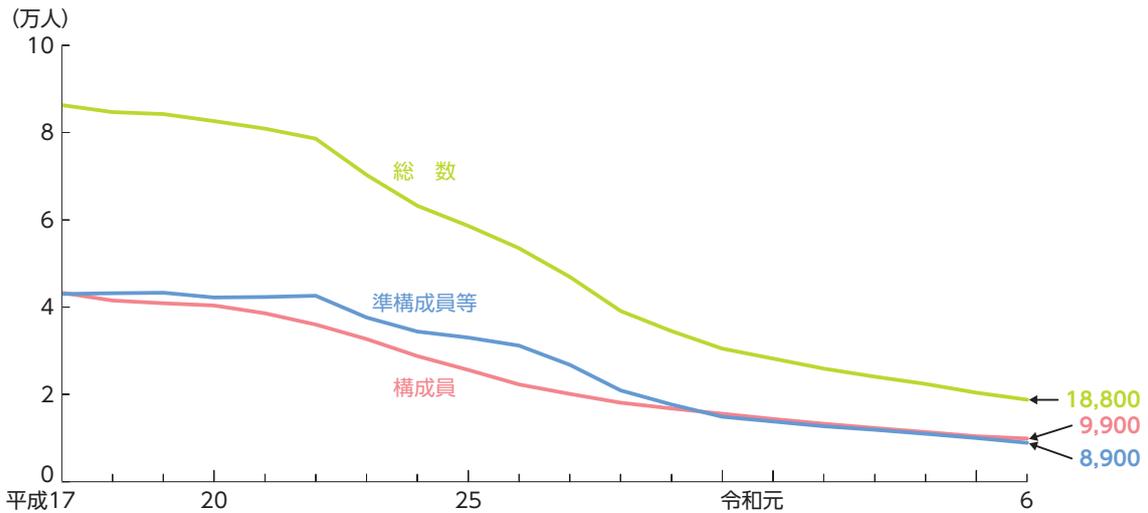


注 1 検察統計年報及び法務省刑事局の資料による。
 2 「没収」及び「追徴」は、通常第一審における金額の合計であり、千円未満切捨てである。共犯者に重複して言い渡された没収・追徴については、重複部分を控除した金額を計上している。
 3 外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算している。

第2節 暴力団犯罪

1 組織の動向

暴力団構成員及び準構成員等（暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）の人員の推移（最近20年間）は、4-3-2-1図のとおりである。



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 人員は、各年末現在の概数であり、「構成員」と「準構成員等」の合計は「総数」と必ずしも一致しない。

3 「準構成員等」は、暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。

暴力団対策法により、令和6年末現在、25団体が**指定暴力団**として指定されており、六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組、住吉会及び稲川会に所属する暴力団構成員は、同年末現在、約7,300人（前年末比約400人減）であり、全暴力団構成員の約4分の3を占めている（警察庁刑事局の資料による。）。

令和6年に暴力団対策法に基づき発出された中止命令は1,118件（前年比154件増）、再発防止命令は52件（同22件増）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

また、平成24年法律第53号による暴力団対策法の改正により導入された、特定抗争指定暴力団等の指定や特定危険指定暴力団等の指定を含め、市民生活に対する危険を防止するための規定に基づき、令和7年6月30日現在、4団体が特定抗争指定暴力団等に指定され、1団体が特定危険指定暴力団等として指定されている（官報による。）。

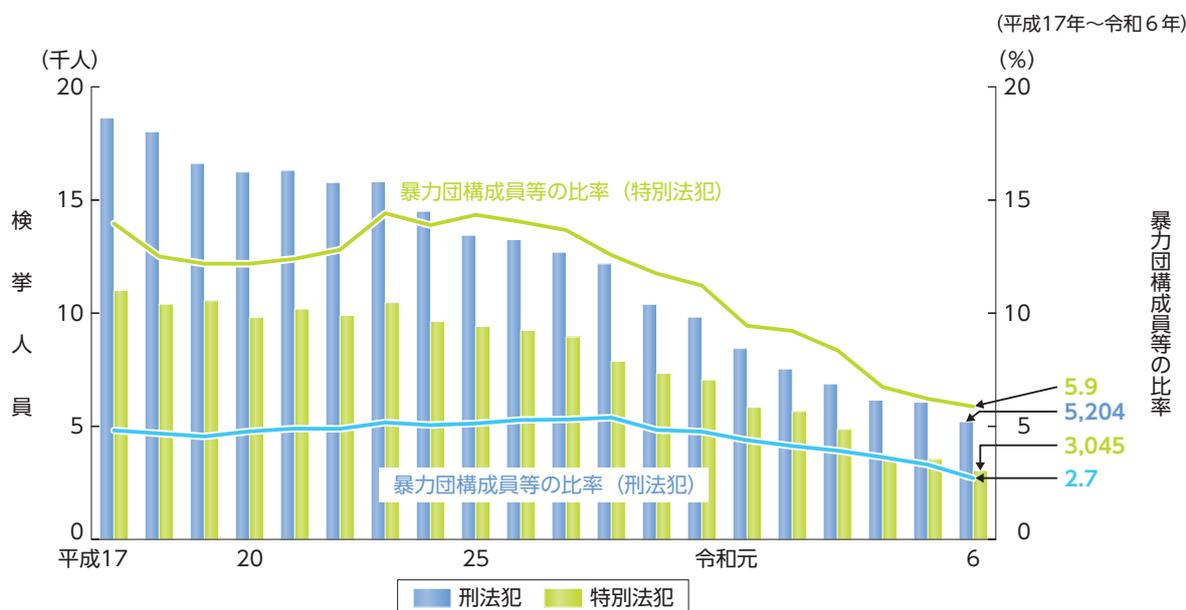
従来から、集团的又は常習的に暴行、傷害等の事件を起こしている集団の中には、暴力団のような明確な組織構造は有しないが、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれるものも存在しており、こうした集団は、暴力団に準ずる集団として「準暴力団」と位置付けられている。また、SNSや求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺等を広域に敢行する集団も存在している。同集団は、特殊詐欺をはじめ、組織的な窃盗や強盗、薬物密売等の違法な各種資金獲得活動により得た収益を吸い上げている中核部分は匿名化され、実行犯はSNS等でその都度募集され流動化しているなどの特徴を有しており、準暴力団を含むこうした集団は「匿名・流動型犯罪グループ」と位置付けられている。同グループの中には、その資金の一部が暴力団に流れているとみられるものや、暴力団構成員が同グループの首領やメンバーとなっているもの、暴力団構成員と共謀して犯罪を行っているものもある（警察庁刑事局の資料による。）。

2 犯罪の動向

(1) 検挙人員

暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下（1）において同じ。）の検挙人員等の推移（最近20年間）を刑法犯と特別法犯（交通法令違反を除く。）の別に見ると、4-3-2-2図のとおりである。

4-3-2-2図 暴力団構成員等 検挙人員等の推移（刑法犯・特別法犯別）



- 注 1 警察庁の統計による。
2 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
3 特別法犯は、交通法令違反を除く。
4 「暴力団構成員等の比率」は、検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率である。

令和6年における暴力団構成員等の検挙人員及び全検挙人員に占めるその比率を罪名別に見ると、4-3-2-3表のとおりである。

4-3-2-3表 暴力団構成員等 検挙人員（罪名別）

(令和6年)

罪 名	全 検 挙 人 員	暴 力 団 構 成 員 等	
		数	比率
総 数	243,658	8,249	(3.4)
刑 法 犯	191,826	5,204	(2.7)
殺 人	923	79	(8.6)
強 盗	1,780	208	(11.7)
不 同 意 性 交 等	3,086	37	(1.2)
暴 行	24,584	389	(1.6)
傷 害	20,248	1,071	(5.3)
脅 迫	3,253	278	(8.5)
恐 喝	1,371	384	(28.0)
窃 盗	88,302	713	(0.8)
詐 欺	9,025	1,103	(12.2)
賭 博	586	100	(17.1)
公 務 執 行 妨 害	1,566	77	(4.9)
逮 捕 監 禁	327	50	(15.3)
器 物 損 壊	4,671	106	(2.3)
暴力行為等処罰法	50	7	(14.0)
特 別 法 犯	51,832	3,045	(5.9)
暴力団対策法	11	10	(90.9)
暴力団排除条例	83	77	(92.8)
競 馬 法	1	—	
風 営 適 正 化 法	1,048	105	(10.0)
売 春 防 止 法	381	6	(1.6)
児 童 福 祉 法	68	9	(13.2)
銃 刀 法	3,929	48	(1.2)
麻 薬 取 締 法	1,232	117	(9.5)
大 麻 取 締 法	5,855	464	(7.9)
覚 醒 剤 取 締 法	5,968	1,707	(28.6)
職 業 安 定 法	77	12	(15.6)

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 3 特別法犯は、交通法令違反を除く。
 4 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反及び大麻に係る麻薬取締法違反を含む。
 5 「麻薬取締法」は、大麻に係る麻薬取締法違反を除く。
 6 () 内は、全検挙人員に占める暴力団構成員等の比率である。

(2) 銃器犯罪

ア 対立抗争事件

暴力団相互の対立抗争事件数及び銃器（拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃。以下（2）において同じ。）の使用率（対立抗争事件数に占める銃器が使用された事件数の比率）の推移（最近10年間）は、4-3-2-4表のとおりである。

4-3-2-4表 暴力団対立抗争事件 事件数・銃器使用率の推移

(平成27年～令和6年)

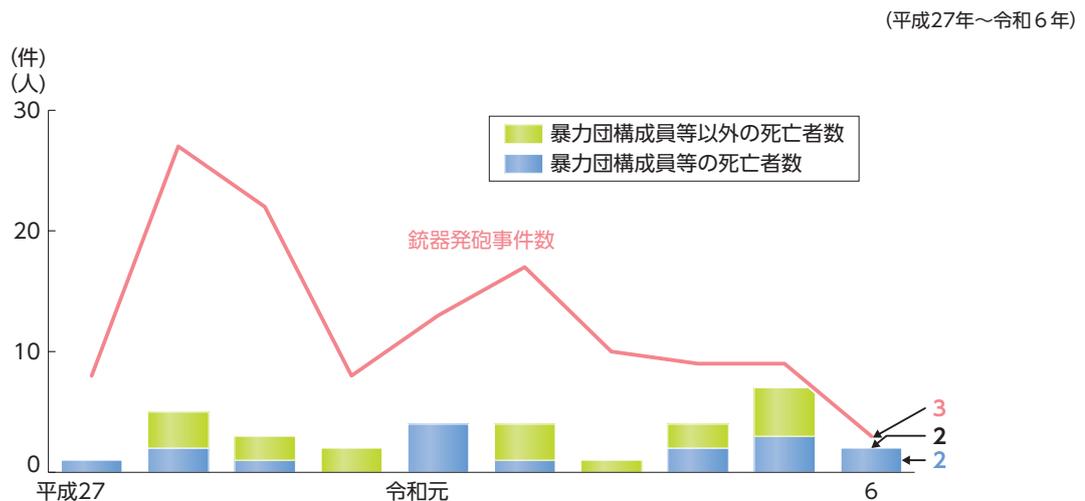
年次	対立抗争事件数		銃器使用率
	対立抗争事件数	銃器使用事件数	
27年	—	—	…
28	42	6	14.3
29	9	1	11.1
30	8	1	12.5
元	14	3	21.4
2	10	5	50.0
3	3	1	33.3
4	21	4	19.0
5	6	1	16.7
6	3	1	33.3

- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 「対立抗争事件数」は、暴力団間の対立抗争に起因するとみられる事件を計上している。
 3 「銃器使用率」は、対立抗争事件数に占める銃器が使用された事件数の比率をいう。

イ 銃器使用事件

銃器発砲事件数及びこれによる死亡者数の推移（最近10年間）は、4-3-2-5図のとおりである。

4-3-2-5図 銃器発砲事件 事件数・死亡者数の推移



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。

銃器使用犯罪の検挙件数の推移（最近10年間）を拳銃とそれ以外の銃器の別に見ると、4-3-2-6表のとおりである。

4-3-2-6表 銃器使用犯罪 検挙件数の推移（使用銃器別）

(平成27年～令和6年)

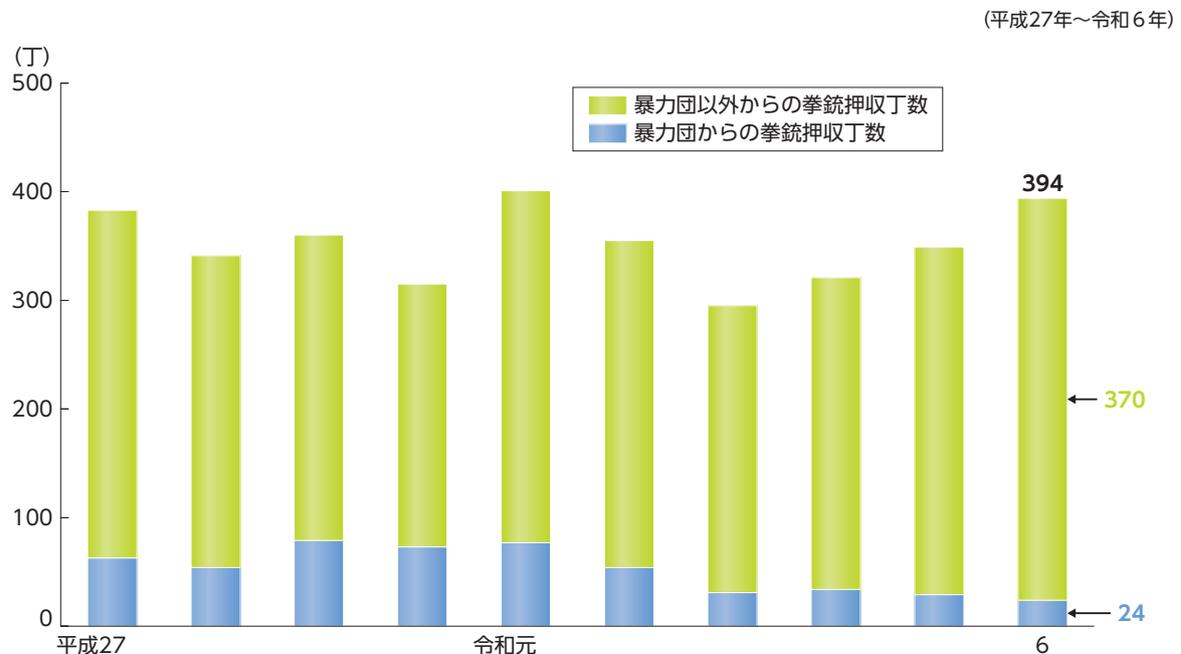
年次	総数	拳銃使用		その他の銃器使用	
		暴力団構成員等によるもの	暴力団構成員等によるもの	暴力団構成員等によるもの	暴力団構成員等によるもの
27年	25	13	15	10	—
28	27	11	14	13	—
29	28	14	16	12	—
30	22	8	12	10	—
元	25	12	14	11	—
2	21	12	10	9	3
3	20	10	14	6	1
4	18	9	9	9	1
5	29	3	12	17	—
6	21	9	11	10	1

注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 犯罪供用物として銃器を使用した事件を計上している。ただし、模造拳銃等によるものを除く。
 3 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。

ウ 拳銃の押収状況

拳銃の押収丁数の推移（最近10年間）は、4-3-2-7図のとおりである。

4-3-2-7図 拳銃押収丁数の推移



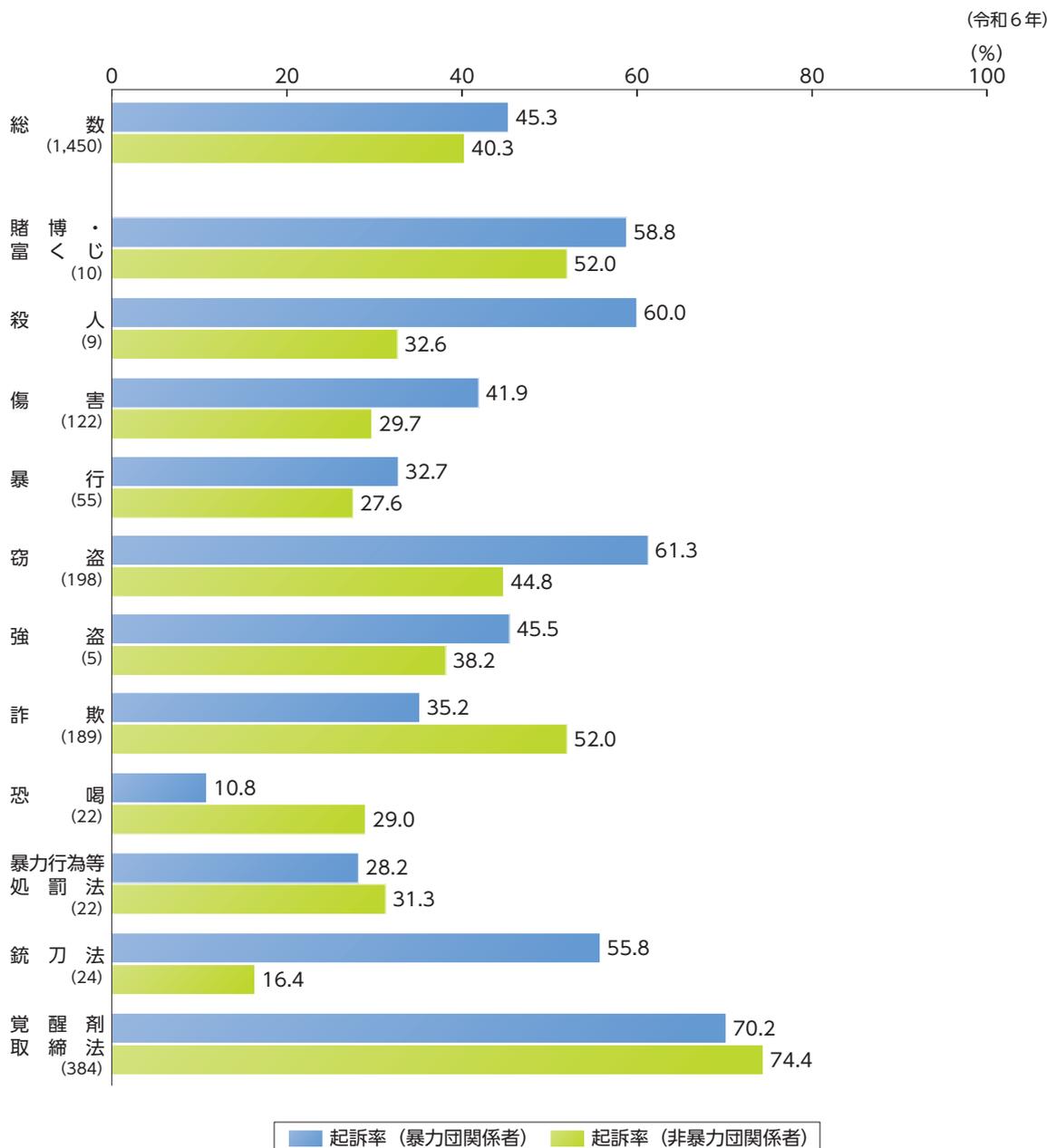
注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 「暴力団からの拳銃押収丁数」は、暴力団の管理と認められる拳銃の押収丁数をいう。
 3 「暴力団以外からの拳銃押収丁数」には、被疑者が特定できないものを含む。

3 処遇

(1) 検察

令和6年における暴力団関係者（集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。）の起訴率を罪名別に見ると、4-3-2-8図のとおりである。

4-3-2-8図 暴力団関係者の起訴率（罪名別）



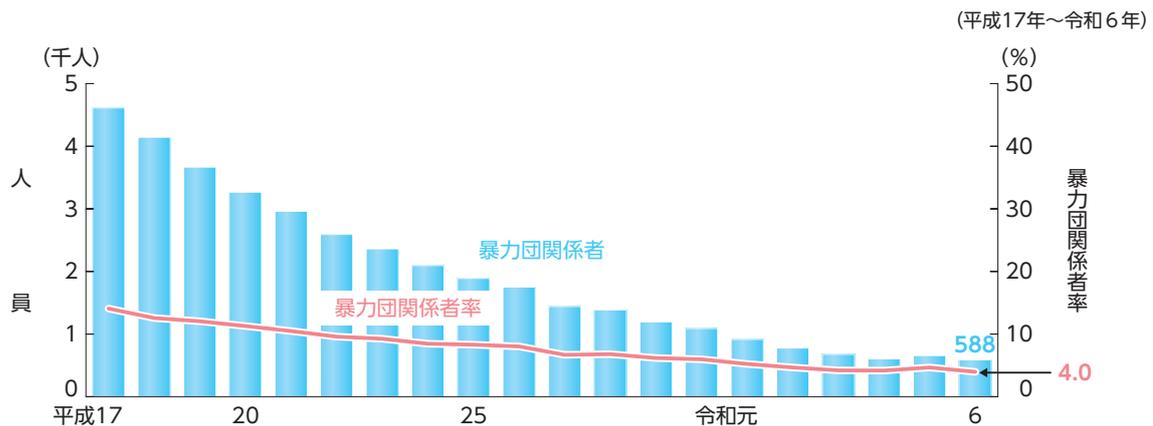
- 注 1 検察統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「暴力団関係者」は、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。
 3 「総数」は、過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 4 () 内は、暴力団関係者に係る起訴人員である。

(2) 矯正

ア 暴力団関係者の入所受刑者人員の推移

暴力団関係者（犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。以下（2）において同じ。）の入所受刑者人員及び暴力団関係者率（入所受刑者人員に占める暴力団関係者の比率をいう。）の推移（最近20年間）は、**4-3-2-9図**のとおりである。暴力団関係者の入所受刑者人員は、平成18年以降一貫して減少していたが、令和5年は前年と比べて増加し、6年は588人（前年比66人減）であった。同年の入所受刑者中の暴力団関係者について、その地位別内訳を見ると、幹部177人、組員333人、地位不明の者78人であった（矯正統計年報による。）。

4-3-2-9図 暴力団関係者の入所受刑者人員・暴力団関係者率の推移



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。
 3 「暴力団関係者率」は、入所受刑者人員に占める暴力団関係者の比率をいう。

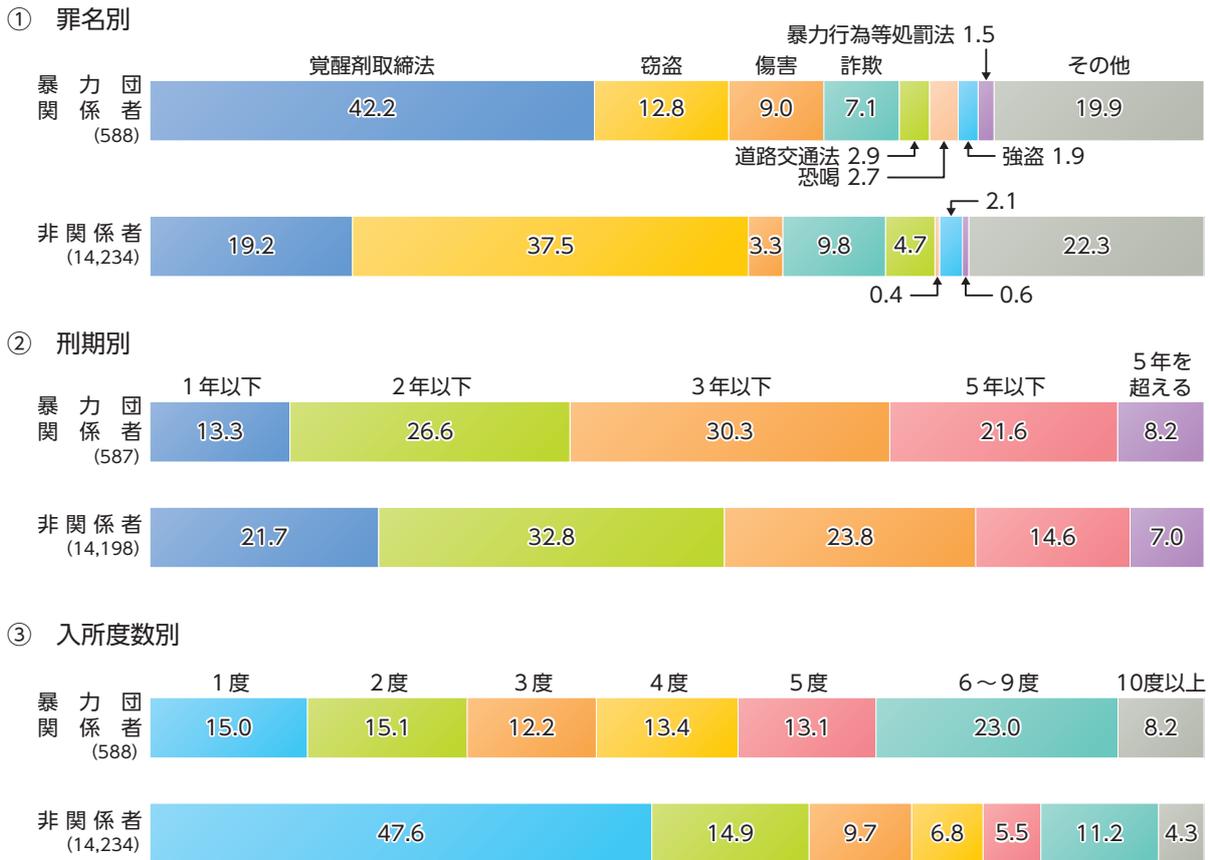
イ 入所受刑者中の暴力団関係者の特徴

令和6年における入所受刑者のうち、暴力団関係者の年齢層別構成比を見ると、50歳代が32.1%と最も高く、次いで、40歳代（26.4%）、30歳代（15.1%）、60歳代（11.9%）、20歳代（11.2%）、70歳以上（3.2%）の順であった（矯正統計年報による。）。

令和6年における入所受刑者の罪名別・刑期別・入所度数別の構成比を暴力団関係者とそれ以外の者とに分けて見ると、**4-3-2-10図**のとおりである。

4-3-2-10図 入所受刑者の構成比（暴力団関係者・非関係者別）

(令和6年)



注 1 矯正統計年報による。
 2 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。
 3 「②刑期別」について、入所受刑者は、懲役刑の者に限る。
 4 「②刑期別」について、不定期刑は、刑期の長期による。
 5 「②刑期別」について、一部執行猶予の場合、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 6 「②刑期別」について、「5年を超える」は、無期を含む。
 7 () 内は、実人員である。

(3) 保護観察

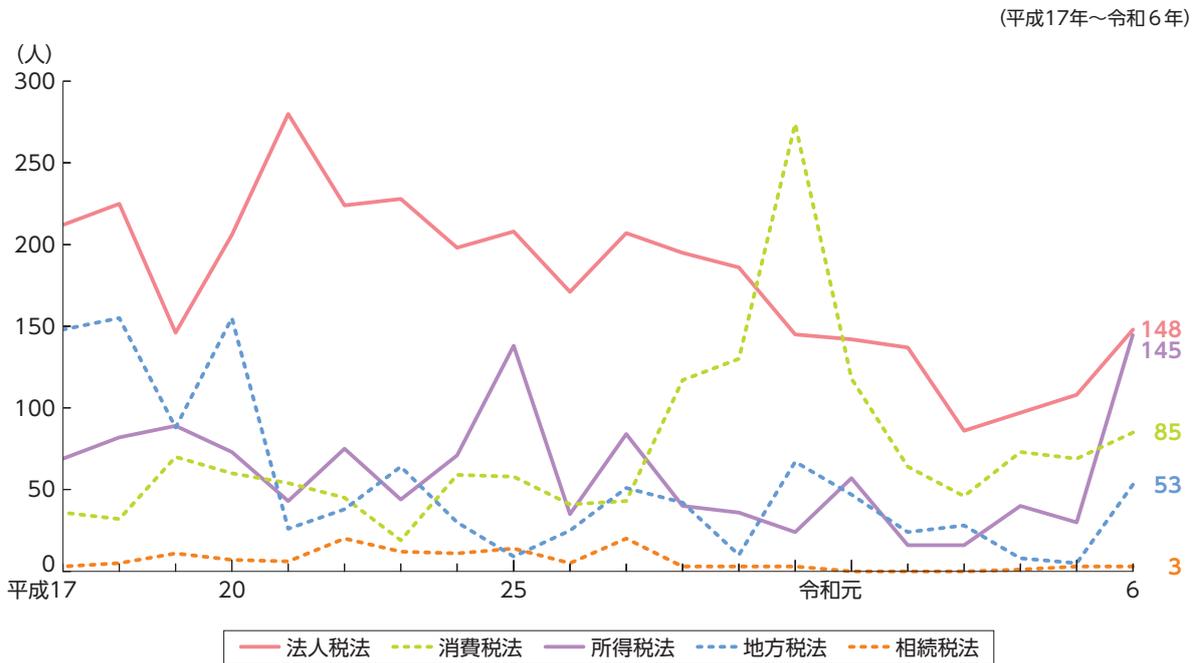
令和6年の仮釈放者の保護観察開始人員のうち、暴力団関係者（保護観察開始時まで暴力団対策法に規定する指定暴力団等との交渉があったと認められる者をいう。以下（3）において同じ。）の人員及び仮釈放者の総数に占める比率は、663人、7.0%（前年比0.0pt 低下）であり、そのうち、一部執行猶予者の暴力団関係者は58人であった。同年の保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員のうち、暴力団関係者の人員及び保護観察付全部・一部執行猶予者の総数に占める比率は、96人、4.4%（同0.4pt 低下）であり、そのうち、保護観察付一部執行猶予者の暴力団関係者は75人であった（保護統計年報による。）。

この章で取り上げる財政経済犯罪の起訴・不起訴の人員は、CD-ROM資料4-4参照。税法等の違反について、通常第一審における終局処理人員は2-3-3-1表参照、地方裁判所における科刑状況はCD-ROM資料2-3参照。

第1節 税法違反

相続税法（昭和25年法律第73号）、地方税法（昭和25年法律第226号）、所得税法（昭和40年法律第33号）、法人税法（昭和40年法律第34号）及び消費税法（昭和63年法律第108号）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、4-4-1-1図のとおりである。消費税法違反については、金の密輸入事件の増加の影響もあり、平成28年から30年にかけて急増したが、同年3月の関税法改正（平成30年法律第8号）及び消費税法改正（平成30年法律第7号）により、無許可輸出入罪等に対する罰則及び不正の行為により保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れた者等に対する罰則が強化され（いずれも同年4月施行）、令和元年から減少に転じた。その後、4年には再び増加し、6年は85人（前年比23.2%増）であった。

4-4-1-1図 税法違反 検察庁新規受理人員の推移



注 検察統計年報による。

国税当局から検察官に告発された税法違反事件の件数及び1件当たりの脱税額の推移（最近5年間）を見ると、4-4-1-2表のとおりである。

4-4-1-2表 税法違反 告発件数・1件当たりの脱税額の推移

(令和2年度～6年度)

年 度	所得税法		法人税法		相続税法		消費税法	
	件 数	1件当たりの脱税額						
2年度	10	107	55	70	—	…	18	113
3	11	82	43	82	—	…	21	79
4	20	122	47	91	2	144	34	89
5	14	87	59	97	1	152	27	68
6	19	104	48	88	2	312	29	48

(金額の単位は、百万円)

- 注 1 国税庁の資料による。
 2 「脱税額」は、加算税額を含む。
 3 「所得税法」は、源泉所得税に係る違反を含む。

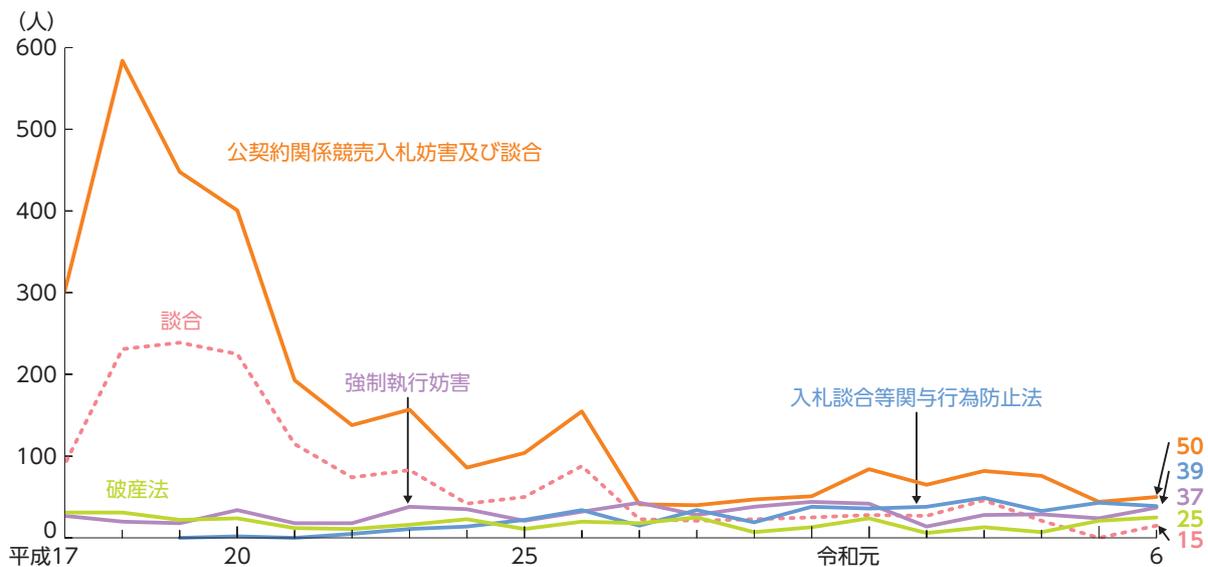
金の密輸入事件について、令和5事務年度（令和5年7月1日から6年6月30日まで）における処分（税関長による通告処分又は税関長等による告発）件数は、前事務年度（125件）から減少し、102件であった（財務省関税局の資料による。）。

第2節 経済犯罪

強制執行妨害（刑法96条の2、96条の3及び96条の4に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の2に規定する罪を含む。）、**公契約関係競売入札妨害**（刑法96条の6第1項に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の3第1項に規定する罪を含む。）、**談合、破産法**（平成16年法律第75号。同法による廃止前の大正11年法律第71号を含む。）違反及び**入札談合等関与行為防止法**違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、**4-4-2-1図**のとおりである。

4-4-2-1図 強制執行妨害等 検察庁新規受理人員の推移

(平成17年～令和6年)



- 注 1 検察統計年報による。
 2 「公契約関係競売入札妨害」は、刑法96条の6第1項に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の3第1項に規定する罪を含む。
 3 「談合」は、「公契約関係競売入札妨害及び談合」の内数である。
 4 「強制執行妨害」は、刑法96条の2、96条の3及び96条の4に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の2に規定する罪を含む。
 5 「破産法」(平成16年法律第75号)は、同法による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)違反を含む。

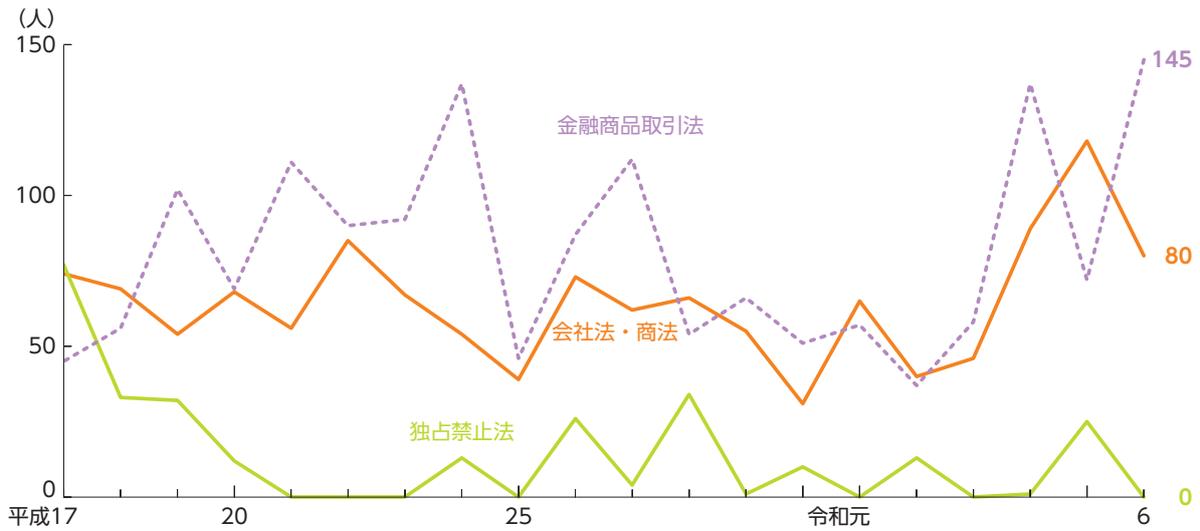
会社法（平成17年法律第86号）・平成17年法律第87号による改正前の**商法**（明治32年法律第48号）、**独占禁止法**及び**金融商品取引法**（昭和23年法律第25号。平成18年法律第65号による改正前の題名は「証券取引法」）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、**4-4-2-2図**のとおりである。

独占禁止法違反について、令和6年度において、**公正取引委員会**による同法違反の告発はなかった（公正取引委員会の資料による。）。

金融商品取引法違反について、令和6年度において、**証券取引等監視委員会**による同法違反の告発は、7件・8人であり、その内訳は全て「インサイダー取引」であった（証券取引等監視委員会の資料による。）。

4-4-2-2図 会社法・商法違反等 検察庁新規受理人員の推移

(平成17年～令和6年)



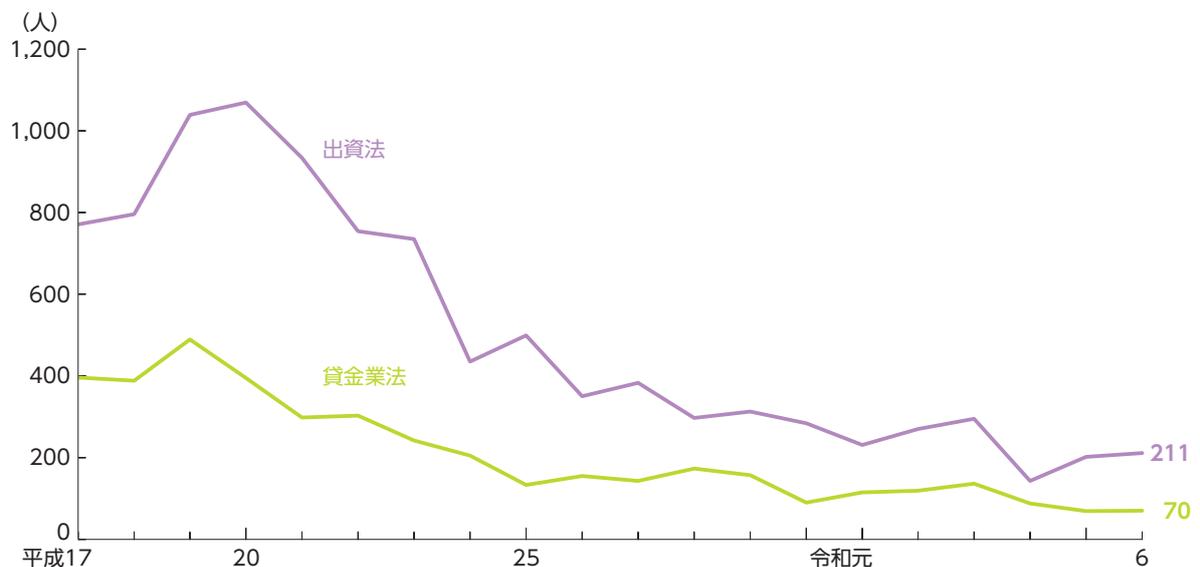
注 1 検察統計年報による。
 2 「会社法・商法」は、会社法（平成17年法律第86号）違反及び平成17年法律第87号による改正前の商法（明治32年法律第48号）違反である。

不正競争防止法について、令和5年6月の改正により、①不正競争行為として規制されている商品形態の模倣行為に関して、デジタル空間における他人の商品形態を模倣した商品の提供行為を規制対象行為として追加し、②外国公務員に対する贈賄に関して、自然人及び法人に対する法定刑を引き上げ、③日本国内に主たる事務所を有する法人に所属する外国人従業員が海外において単独で外国公務員贈賄罪に該当する行為を行った場合に、その所属する法人にも両罰規定を適用できることを明確化するなどの規律の強化等が行われた（令和5年法律第51号。6年4月施行）。

出資法及び貸金業法（昭和58年法律第32号。平成18年法律第115号による改正前の題名は「貸金業の規制等に関する法律」）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、4-4-2-3図のとおりである。

4-4-2-3図 出資法違反等 検察庁新規受理人員の推移

(平成17年～令和6年)

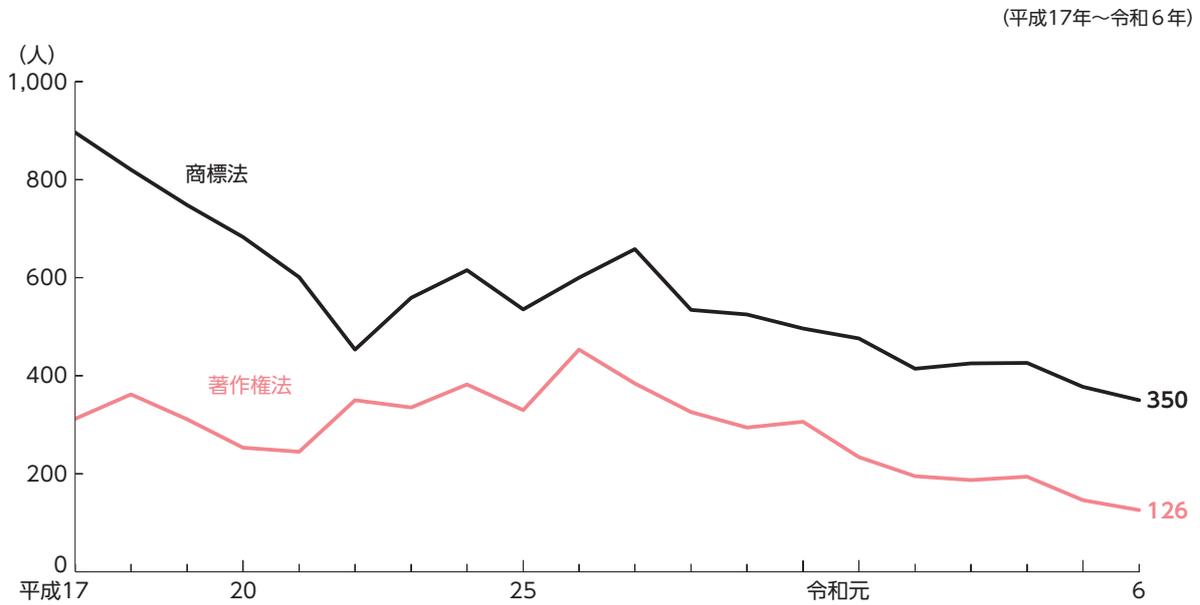


注 検察統計年報による。

第3節 知的財産関連犯罪

商標法（昭和34年法律第127号）及び著作権法（昭和45年法律第48号）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、4-4-3-1図のとおりである。

4-4-3-1図 商標法違反等 検察庁新規受理人員の推移



注 検察統計年報による。

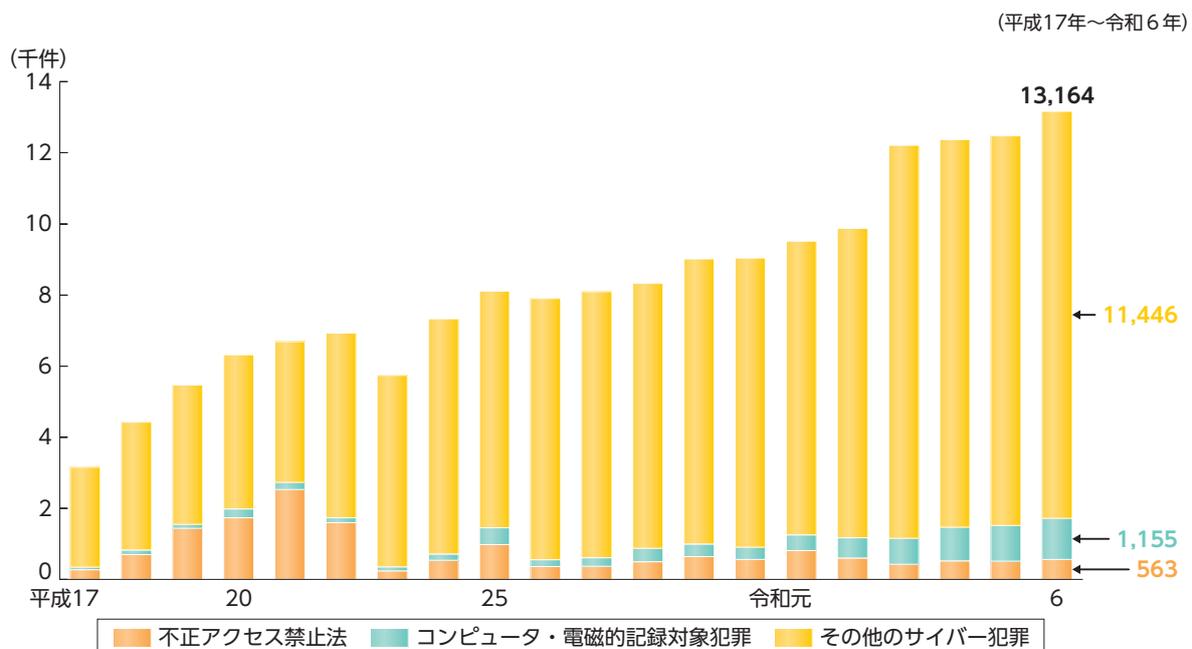
第5章 サイバー犯罪

第1節 概説

サイバー犯罪（不正アクセス禁止法違反、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪（電磁的記録不正作出・毀棄等（支払用カード電磁的記録不正作出を含む。）、電子計算機損壊等業務妨害、電子計算機使用詐欺及び刑法第2編第19章の2の罪をいう。以下この章において同じ。）、その他犯罪の実行に不可欠な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪をいう。）の検挙件数の推移（最近20年間）は、**4-5-1-1図**のとおりである。サイバー犯罪の検挙件数は、この20年間増加傾向にあり、令和6年は1万3,164件（前年比685件（5.5%）増）であった。

令和6年においては、政府機関、交通機関、金融機関等の重要インフラ事業者等において、DDoS（Distributed Denial of Service）攻撃（攻撃者等が不正に操作した多数のパソコン等から、攻撃目標に一斉に多量の問合せ等を行い、攻撃対象の反応が追いつかず利用できない状況にする攻撃）による被害とみられる閲覧障害や情報窃取を目的としたサイバー攻撃等が複数発生した。また、インターネットバンキングに係る不正送金事案のみならず、SNS型投資詐欺（SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、投資金名目やその利益の出金手数料名目等で金銭等をだまし取る詐欺）・SNS型ロマンス詐欺（SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、恋愛感情や親近感を抱かせて金銭等をだまし取る詐欺）等においても、暗号資産によるマネー・ローンダリングが行われるなど、インターネット上のサービス悪用が深刻化している（警察庁サイバー警察局の資料による。）。なお、近年におけるインターネットを利用した犯罪の動向については、コラム3参照。

4-5-1-1図 サイバー犯罪の検挙件数の推移

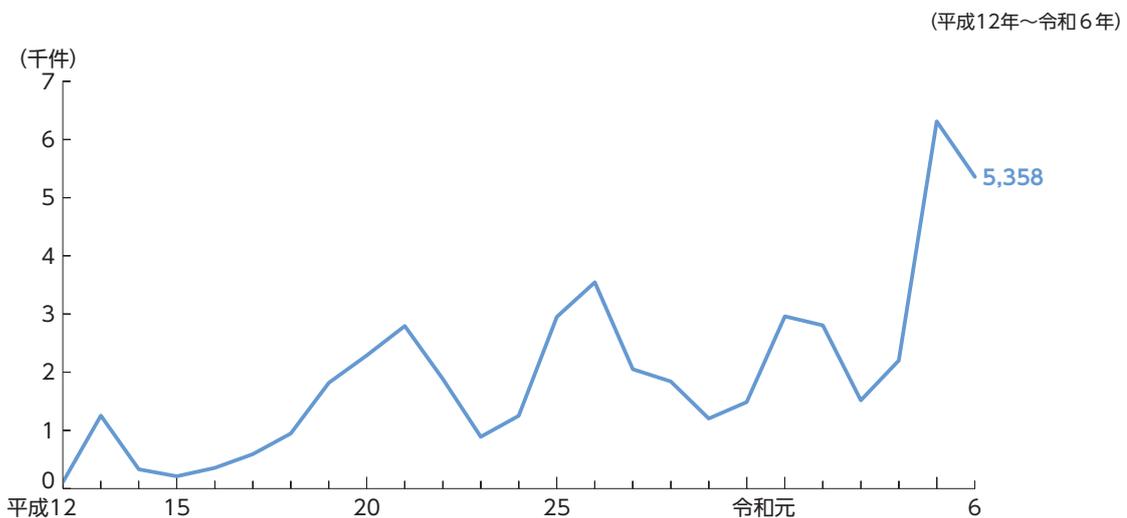


注 1 警察庁サイバー警察局の資料による。
2 「コンピュータ・電磁的記録対象犯罪」は、電磁的記録不正作出・毀棄等（支払用カード電磁的記録不正作出を含む。）、電子計算機損壊等業務妨害、電子計算機使用詐欺及び刑法第2編第19章の2の罪をいう。
3 「その他のサイバー犯罪」は、詐欺、犯罪収益移転防止法違反等のサイバー犯罪である。

第2節 不正アクセス行為等

4-5-2-1図は、不正アクセス行為（不正アクセス禁止法11条に規定する罪をいう。）の認知件数の推移（同法が施行された平成12年以降）を見たものである。不正アクセス行為の認知件数については、増減を繰り返しながら推移し、令和5年は前年の約3倍と大きく増加したが、6年は減少し、5,358件（前年比954件（15.1%）減）であった。

4-5-2-1図 不正アクセス行為 認知件数の推移



- 注 1 警察庁サイバー警察局、総務省サイバーセキュリティ統括官及び経済産業省商務情報政策局の資料による。
 2 認知件数は、不正アクセス被害の届出を受審して確認した事実のほか、余罪として新たに確認した不正アクセス行為の事実、報道を踏まえて事業者等から確認した不正アクセス行為の事実その他関係資料により確認した不正アクセス行為の事実中、犯罪構成要件に該当する被疑者の行為の数である。
 3 平成12年は、不正アクセス禁止法の施行日である同年2月13日以降の件数である。

令和6年の不正アクセス行為の認知件数について、不正アクセス後に行われた行為別に内訳を見ると、「インターネットバンキングでの不正送金等」が最も多く（4,342件）、次いで、「メールの盗み見等の情報の不正入手」（193件）、「インターネットショッピングでの不正購入」（180件）、「知人になりすましての情報発信」（69件）の順であった。「インターネットバンキングでの不正送金等」は前年から大きく減少（前年比1,256件（22.4%）減）したが、依然として全体の8割以上を占めている（警察庁サイバー警察局、総務省サイバーセキュリティ統括官及び経済産業省商務情報政策局の資料による。）。

コンピュータ・電磁的記録対象犯罪、不正アクセス禁止法違反等の検挙件数の推移（最近5年間）は、4-5-2-2表のとおりである。電子計算機使用詐欺の検挙件数は、令和元年から6年連続で増加し、6年は1,096件（前年比15.4%増）と、平成12年以降最多であった（CD-ROM 参照）。

なお、罪名ごと（罪名別の統計が存在するものに限る。）の検察庁終局処理人員は、CD-ROM 資料4-5参照。

4-5-2-2表 コンピュータ・電磁的記録対象犯罪等 検挙件数の推移

(令和2年～6年)

年次	コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	電磁的記録不正				不正指令電磁的記録作成等	支払用カード電磁的記録に関する罪	不正アクセス禁止法
		電磁的記録不正作出・毀棄等	電子計算機損壊等業務妨害	電子計算機使用詐欺	不正指令電磁的記録作成等			
2年	563	15	17	511	20	91	609	
3	729	14	13	692	10	61	429	
4	948	12	11	918	7	—	522	
5	1,000	20	16	950	14	4	521	
6	1,155	13	28	1,096	18	16	563	

注 1 警察庁の統計及び警察庁サイバー警察局の資料による。
 2 「電磁的記録不正作出・毀棄等」は、「支払用カード電磁的記録に関する罪」の検挙件数のうち、支払用カード電磁的記録不正作出の検挙件数を含めて計上している。
 3 「不正指令電磁的記録作成等」は、刑法第2編第19章の2の罪をいう。

第3節 その他のサイバー犯罪

サイバー犯罪のうち、不正アクセス禁止法違反及びコンピュータ・電磁的記録対象犯罪以外の犯罪（インターネットを利用した詐欺、脅迫及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反等、犯罪の実行に不可欠な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪）の検挙件数の推移（最近5年間）は、4-5-3-1表のとおりである。検挙件数は、平成29年から増加傾向にあり、令和6年は1万1,446件（前年比4.5%増）であった（CD-ROM 参照）。同年の検挙件数を罪名別に見ると、前年と比べ、犯罪収益移転防止法違反は109.8%、ストーカー規制法違反は12.0%増加した。一方、青少年保護育成条例違反は43.7%、わいせつ物頒布等は42.7%、児童買春・児童ポルノ禁止法違反は17.9%減少した。

4-5-3-1表 その他のサイバー犯罪 検挙件数の推移（罪名別）

(令和2年～6年)

区分	2年	3年	4年	5年	6年
総数	8,703	11,051	10,899	10,958	11,446
詐欺	1,297	3,457	3,304	2,854	2,682
脅迫	408	387	410	460	465
名誉毀損	291	315	286	361	387
わいせつ物頒布等	803	859	782	569	326
児童買春・児童ポルノ禁止法	2,015	2,009	2,113	1,915	1,572
児童買春	577	544	553	498	338
児童ポルノ所持、提供等	1,438	1,465	1,560	1,417	1,234
青少年保護育成条例	1,013	952	781	666	375
商標法	306	344	297	…	…
著作権法	363	…	…	…	…
ストーカー規制法	347	325	364	465	521
犯罪収益移転防止法	…	350	584	1,089	2,285
不正作出私電磁的記録供用	…	…	…	313	339
その他	1,860	2,053	1,978	2,266	2,494

注 1 警察庁サイバー警察局の資料による。
 2 「その他」は、売春防止法違反等であり、令和2年は犯罪収益移転防止法違反を、3年以降は著作権法違反を、5年以降は商標法違反を含む。

令和6年における SNS(通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除く。)に起因する事犯(SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯であって、対象犯罪は児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等)の被害児童数の総数は1,486人(前年比10.8%減)であり、主な罪名別に見ると、児童買春・児童ポルノ禁止法違反のうちの児童ポルノ所持、提供等(414人)が最も多く、次いで、青少年保護育成条例違反(345人)、不同意性交等(287人)、児童買春・児童ポルノ禁止法違反のうちの児童買春(174人)の順であった(警察庁生活安全局の資料による。)

コラム3 インターネットと犯罪

現在では、インターネットが広く普及し、多くの個人に利用されているが、そこで提供されている技術・サービスの中には、犯罪の実行の各段階において、犯罪インフラとして悪用されているものもある。

匿名・流動型犯罪グループ(本編第3章第2節1項参照)は、SNSを悪用しており、SNSを通じるなどしてメンバー同士が緩やかに結び付いており、実行犯の募集の段階では、SNSを用いて、「ホワイト案件」等の表現を用いたり、仕事の内容を明らかにせず著しく高額な報酬の支払を示唆するなどして、実行犯を募集している。特殊詐欺等の犯罪を敢行する段階では、首謀者、指示役、実行役の間の連絡手段として、①通信が暗号化されており、送信者と受信者以外はメッセージを確認できず、②設定した時間でメッセージを自動的に消去できる機能を備えているといった、匿名性の高いメッセージングアプリを使用するなどしている(警察庁サイバー警察局の資料による。)

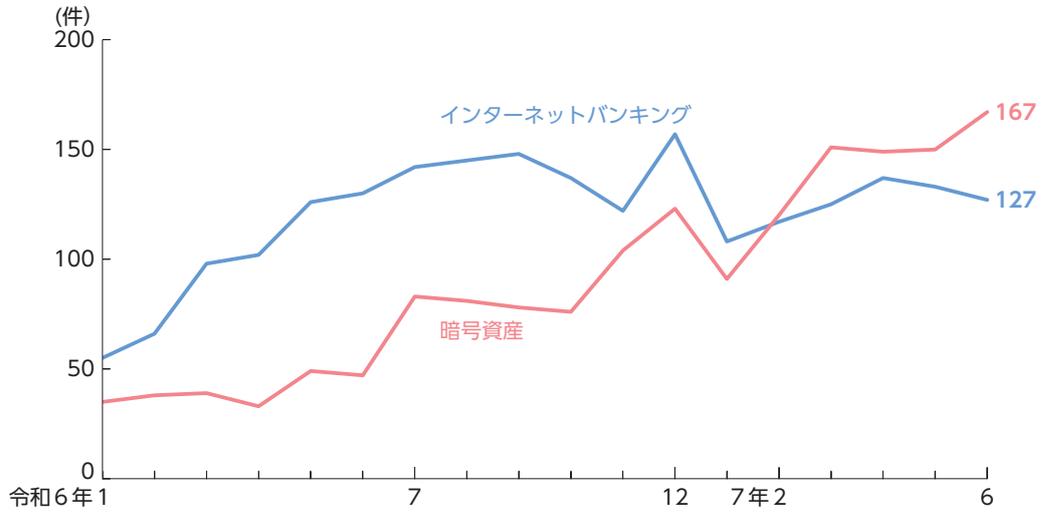
暗号資産は、利用者の匿名性が高く、その移転がサイバー空間において瞬時に行われるという性質から、犯罪の実行の段階のみならず犯罪収益等の隠匿の段階でも悪用されており、本文で述べたとおり、SNS型投資詐欺やSNS型ロマンス詐欺における資金洗浄(マネー・ローンダリング)にも用いられている。

SNS型ロマンス詐欺における主な被害金等交付形態には、インターネットバンキングにより被害金を振り込ませる形態や、指定した暗号資産アドレスに被害者が元々保有していた又は犯人の指示で購入し保有した暗号資産を送信させる形態があるところ、その推移(令和6年1月から7年6月まで)は、図4のとおりである。6年1月から7年1月までの間は、インターネットバンキングによる形態が暗号資産による形態を上回っていたが、同年2月には、暗号資産による形態が120件(SNS型ロマンス詐欺全体の31.8%)となり、インターネットバンキングによる形態の117件(同31.0%)を上回るに至った(警察庁刑事局の資料による。)。インターネットバンキングに係る不正送金を実行した後の資金洗浄・現金化の段階では、いわゆる「出し子」がATMから現金を引き出すという従来の手口に代わり、暗号資産に変える手口が主流となっている。6年におけるインターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数は4,369件、被害総額は約86.9億円であったが、そのうちの約32.1億円(36.9%)が暗号資産交換業者名義の金融機関口座へ送金されており、送金後は、そのほとんどが暗号資産に変えられているものと考えられている(警察庁サイバー警察局の資料による。)

こうした事態を背景とし、令和7年4月に犯罪対策閣僚会議が決定した「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」においては、各種サービスの不正利用を防止するため、SNS事業者に対し、アカウント開設時の本人確認の厳格化を含む措置の検討を働き掛けること、SNS事業者及び雇用仲介業者における犯罪実行者募集情報の削除及び掲載防止等の取組を促進すること、被害を未然に防止し、被害の拡大を防止するため、暗号資産交換業者に対し、顧客の依頼により暗号資産を送金した後も当該送金に係る取引の流れを適切にモニタリングするなど、取引モニタリングの強化を要請することなどが盛り込まれており、民間事業者等とも連携・協力しながら各種施策を一層強力に推進することとされている。

図4 SNS型ロマンス詐欺 主な被害金等交付形態の推移

(令和6年1月～7年6月)



注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 令和7年の数値は、暫定値である。

第1節 児童虐待に係る犯罪

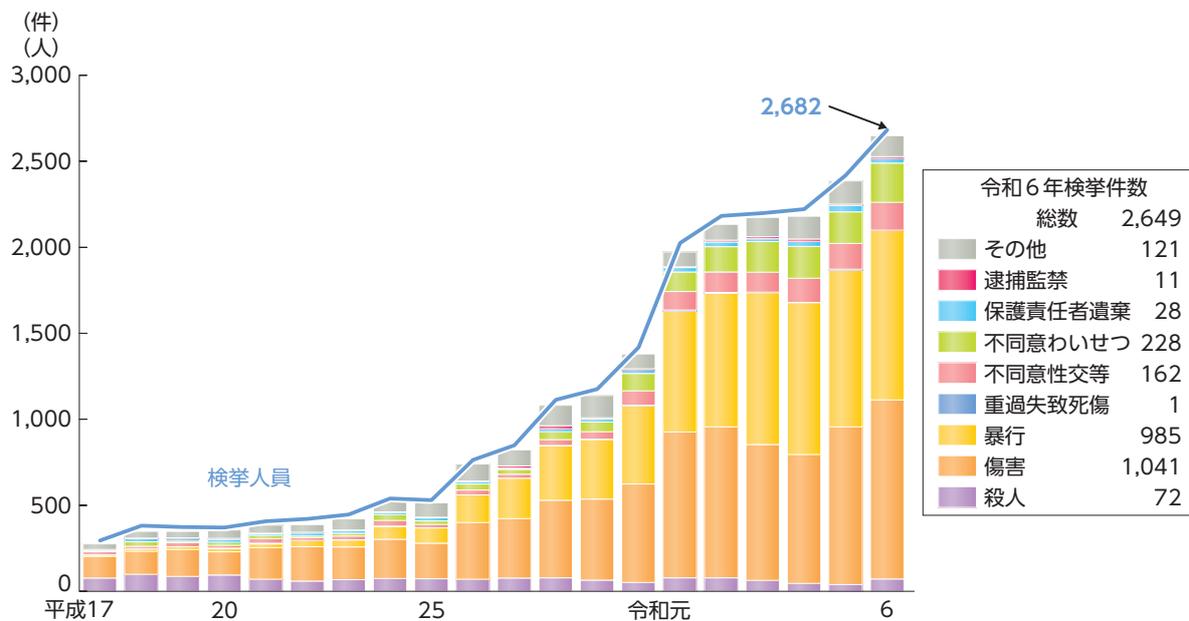
児童虐待（保護者によるその監護する18歳未満の児童に対する虐待の行為。児童虐待防止法2条参照）については、従来から、**児童虐待防止法**を始めとする関係法令の整備等によって、これを防止するための制度の充実が図られてきた。

児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は依然として多く、令和5年度は22万5,509件（前年度比5.0%増）であった（厚生労働省政策統括官の資料（令和7年3月25日付け公表データ）による）。

4-6-1-1図は、児童虐待に係る事件（刑法犯等として検挙された事件のうち、児童虐待防止法2条に規定する児童虐待が認められたものをいう。以下この節において同じ。）について、罪名別の検挙件数及び検挙人員総数の推移（最近20年間）を見たものである（罪名別の検挙人員については、CD-ROM参照）。検挙件数及び検挙人員は、平成26年以降大きく増加し、令和6年は2,649件（前年比11.1%増）、2,682人（同10.9%増）であり、それぞれ平成17年（275件、295人）の約9.6倍、約9.1倍であった。その中で、罪名別では、特に、傷害、暴行、不同意性交等及び不同意わいせつが顕著に増加している。なお、不同意性交等及び不同意わいせつについては、平成29年法律第72号による刑法の改正によって対象が拡大（監護者性交等及び監護者わいせつが新設された。）した点に留意する必要がある（第1編第1章第2節4項参照）。

4-6-1-1図 児童虐待に係る事件 検挙件数・検挙人員の推移（罪名別）

（平成17年～令和6年）



注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 「殺人」は、無理心中及び出産直後の事案を含む。
 3 「保護責任者遺棄」及び「重過失致死傷」は、いずれも出産直後の事案を含む。
 4 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 5 「その他」は、暴力行為等処罰法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、性的姿態撮影等処罰法違反、未成年者拐取等である。

4-6-1-2表は、令和6年の児童虐待に係る事件の検挙人員について、被害者と加害者の関係別及び罪名別に見たものである。総数では、父親等の割合が72.2%を占めたが、罪名別に見ると、殺人及び保護責任者遺棄では、母親等の割合がそれぞれ62.7%、75.8%であった。また、加害者別に罪名の内訳を見ると、父親等のうち、実父では傷害及び暴行が8割強を占め、不同意性交等及び不同意わいせつは1割強（なお、両罪名における実父の割合は、それぞれ約4割）であったが、実父以外では傷害及び暴行が6割強であり、不同意性交等及び不同意わいせつが3割強を占めた。

4-6-1-2表 児童虐待に係る事件 検挙人員（被害者と加害者の関係別、罪名別）

(令和6年)

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	不同意性交等	不同意わいせつ	児童買春・児童ポルノ禁止法	保護責任者遺棄	未成年者拐取	その他
			傷害致死									
総数	2,682	75	1,057	12	987	13	164	230	23	33	16	84
父親等	1,937	28	767	7	672	9	160	221	14	8	11	47
実父	1,233	25	501	3	514	4	64	84	4	4	11	22
養父・継父	438	—	165	—	90	4	65	87	8	2	—	17
母親の内縁の夫	140	—	67	3	32	1	17	19	1	—	—	3
その他(男性)	126	3	34	1	36	—	14	31	1	2	—	5
母親等	745	47	290	5	315	4	4	9	9	25	5	37
実母	704	46	273	4	297	4	4	9	9	22	5	35
養母・継母	17	1	8	1	6	—	—	—	—	1	—	1
父親の内縁の妻	4	—	1	—	3	—	—	—	—	—	—	—
その他(女性)	20	—	8	—	9	—	—	—	—	2	—	1

- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 「殺人」は、無理心中及び出産直後の事案を含む。
 3 「保護責任者遺棄」は、出産直後の事案を含む。
 4 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 5 加害者の「その他」は、祖父母、伯（叔）父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。
 6 罪名の「その他」は、暴力行為等処罰法違反、性的姿態撮影等処罰法違反、重過失致死傷等である。

第2節 配偶者からの暴力に係る犯罪

配偶者暴力防止法は、被害者からの申立てを受けて裁判所が加害者に対して発した、被害者の身辺へのつきまといをすることなどを禁止する保護命令に違反する行為（保護命令違反行為）等に対して罰則を設けている。令和5年法律第30号による改正では、保護命令制度が拡充されるとともに、保護命令違反行為に対する法定刑の引上げが行われた。具体的には、①接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者として、配偶者からの身体に対する暴力や生命又は身体に対する加害の告知による脅迫を受けた者に加え、自由、名誉又は財産に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加するとともに、②接近禁止命令及び電話等禁止命令による対象行為の禁止期間を6か月間から1年間に伸長し、③電話等禁止命令の対象行為に、緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、緊急時以外の深夜早朝のSNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得等を追加し、④被害者と同居する未成年の子への電話等禁止命令を可能とするなど、所要の規定が整備された（一部を除き令和6年4月施行）。

なお、令和5年法律第66号による刑法の一部改正では、配偶者間において不同意性交等罪などが成立することが明確化された（令和5年7月施行。同改正の詳細については、第2編第1章1項（3）参照）。

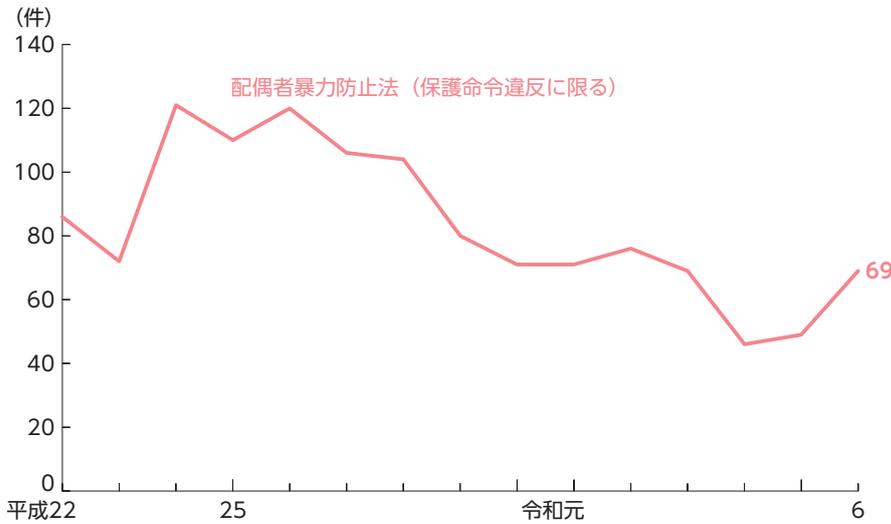
配偶者からの暴力事案等の検挙件数の推移（平成22年以降）は、[4-6-2-1図](#)のとおりである。配偶者暴力防止法に係る保護命令違反の検挙件数は、27年以降減少傾向にあったが、令和6年は増加し、69件（前年比20件増）であった。その一方、刑法等の他法令による検挙件数の総数は、平成23年以降増加しており、近年は高止まりの状態にある。令和6年は8,421件（同215件減）であり、平成22年の約3.6倍であった。罪名別では、特に、暴行及び傷害の検挙件数が大きく増加している。また、令和6年における不同意性交等の検挙件数は、24件（同12件増）であった（警察庁生活安全局の資料による）。

なお、令和6年における配偶者からの暴力事案等に関する相談等件数（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数をいう。）は、9万4,937件（前年比7.1%増）と配偶者暴力防止法の施行後最多であり、被害者の性別の内訳を見ると、女性が6万6,723件（70.3%）、男性が2万8,214件（29.7%）であった。被害者と加害者の関係別に見ると、婚姻関係が6万9,496件（73.2%）と最も多く、次いで、婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいて、生活の本拠を共にする交際をする関係1万9,148件（20.2%）、内縁関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。）6,293件（6.6%）の順であった（いずれも、元々その関係にあったものを含む。警察庁生活安全局の資料による）。配偶者からの暴力事案等に関する相談等件数の推移については、[7-2-1-3図](#)①、[7-2-1-6図](#)①及び[7-2-1-9図](#)①参照。

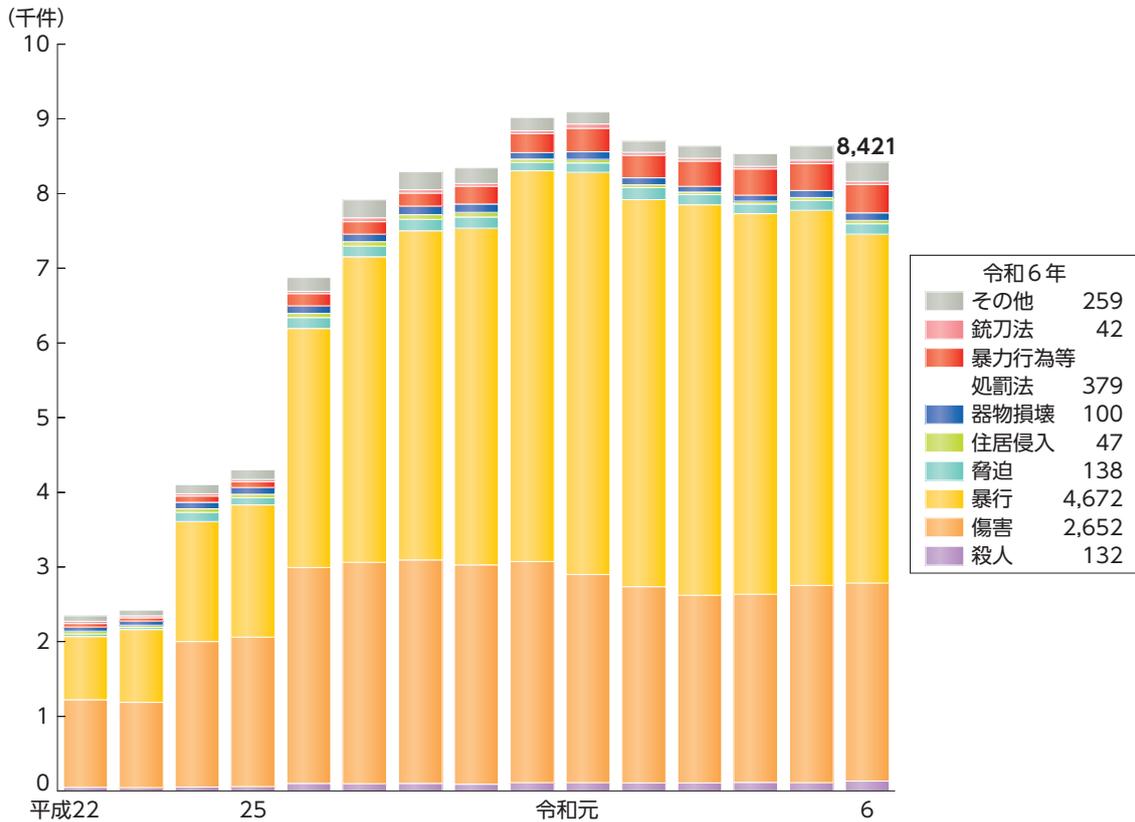
4-6-2-1図 配偶者からの暴力事案等の検挙件数の推移（罪名別）

（平成22年～令和6年）

① 配偶者暴力防止法（保護命令違反に限る）



② 他法令



注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 令和5年までは各年中に受理した相談のうち同年中に検挙した件数を計上しており、6年は、同年中に受理した相談の有無にかかわらず、同年中に検挙した件数を全て計上している。
 3 「①配偶者暴力防止法（保護命令違反に限る）」による検挙件数は、同法に係る保護命令違反で検挙した件数を全て計上している。
 4 「②他法令」による検挙件数は、刑法犯及び特別法犯（配偶者暴力防止法に係る保護命令違反を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
 5 「②他法令」について、未遂のある罪は未遂を含む。
 6 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」、「脅迫」及び「器物損壊」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 7 「その他」は、公務執行妨害、不同意性交等、現住建造物等放火等である。

第3節 ストーカー犯罪等

ストーカー犯罪等には、加害者と被害者とが配偶者や交際相手等の一定の関係にない事案も含まれるが、再被害の防止等に特段の配慮を要するなどの配偶者からの暴力に係る犯罪等との共通点に鑑み、この章で取り上げる。

1 ストーカー犯罪

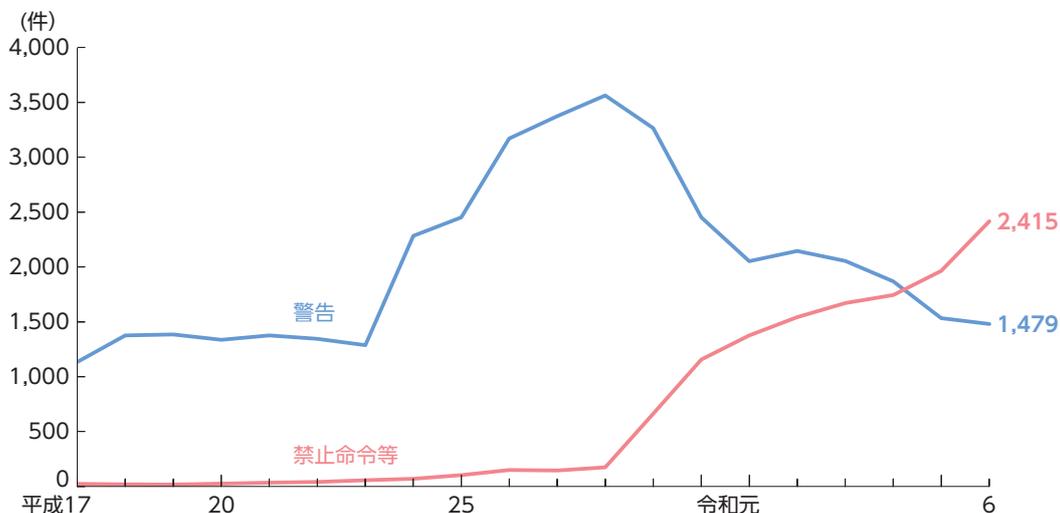
ストーカー規制法は、ストーカー行為（同一の者に対し、恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、恋愛感情等の対象者又はその配偶者等に対し、同法に規定された「つきまとい等」又は「位置情報無承諾取得等」を反復してすること）を処罰するなどストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めている。

警察署長等は、警告を求める旨の申出を受けた場合に、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして相手方に不安を覚えさせる行為があり、かつ、更に反復のおそれがあると認めるときには、当該行為をした者に対し、更に反復して当該行為をしてはならない旨を**警告**することができる。また、都道府県公安委員会は、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして相手方に不安を覚えさせる行為があり、更に反復のおそれがあると認めるときには、その相手方の申出により、又は職権で、更に反復して当該行為をしてはならないこと等を命じる**禁止命令等**をすることができる。都道府県公安委員会が禁止命令等をする場合、原則として、聴聞を行う必要があるが、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の相手方の身体の安全等が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、事前の聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、禁止命令等を行うことができる（緊急禁止命令等）。

ストーカー規制法による警告等の件数の推移（最近20年間）は、**4-6-3-1図**のとおりである。警告の件数は、平成29年から減少傾向にあり、令和6年は1,479件（前年比3.6%減）であった。禁止命令等の件数は、平成28年法律第102号による改正により、警告がなくても禁止命令等を行うことができるようになったことなどから、29年から急増し、令和6年は2,415件（同23.0%増。うち緊急禁止命令等は1,466件）と、ストーカー規制法施行後最多であった。

4-6-3-1図 ストーカー規制法による警告等の件数の推移

（平成17年～令和6年）



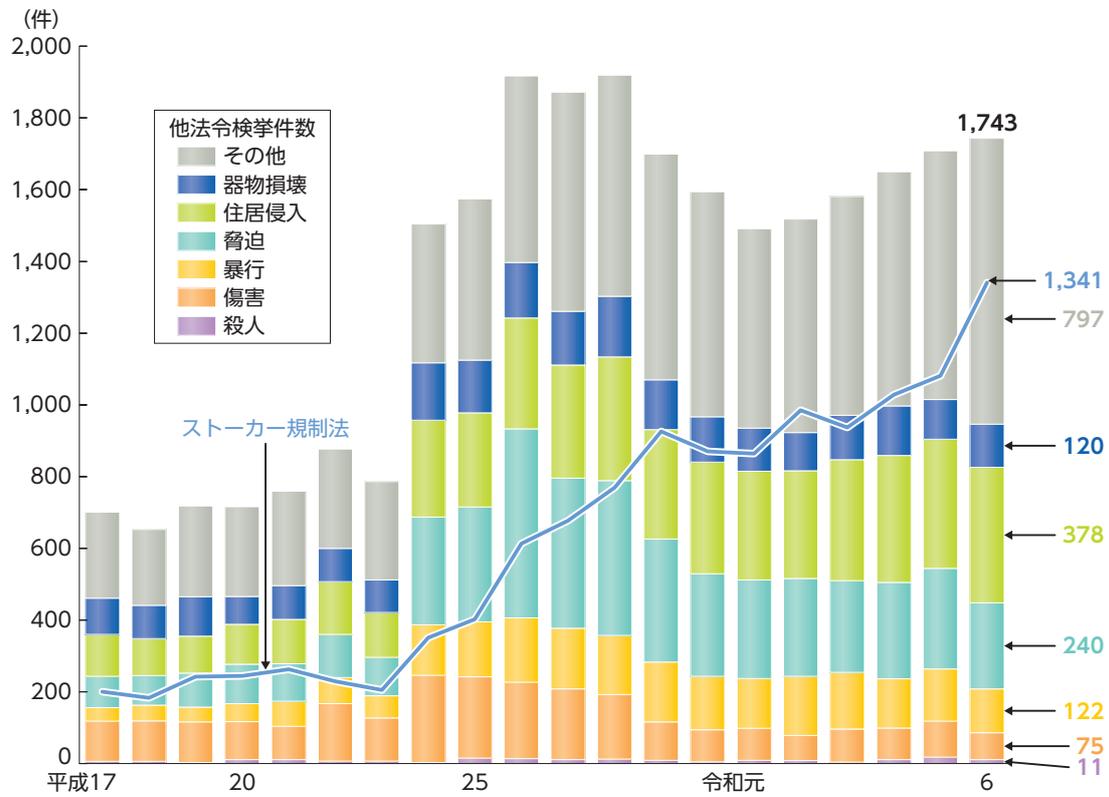
注 1 警察庁生活安全局の資料による。

2 令和5年までは各年中に受理した相談のうち同年中に実施した件数を計上しており、6年は、同年中に受理した相談の有無にかかわらず、同年中に実施した件数を全て計上している。

ストーカー規制法違反として、ストーカー行為又は禁止命令等違反行為が処罰対象であるほか、ストーカー行為をしている者による行為が殺人、傷害等の刑法その他の法律上の犯罪に該当する場合は、それらによっても処罰されることになる。ストーカー事案の検挙件数の推移（最近20年間）を罪名別に見ると、4-6-3-2図のとおりである。ストーカー規制法違反の検挙件数は、平成24年から増加傾向にあり、令和6年は1,341件（前年比24.1%増）で、著しく増加した平成24年の前年である23年の約6.5倍であった。また、刑法等の他法令による検挙件数の総数も、24年に著しく増加し、同年以降は1,490件台から1,910件台で推移しており、令和6年は1,743件（同2.0%増）で、同様に平成23年と比べると約2.2倍であった。なお、令和2年以降は、その他の検挙件数が増加しているところ、その内訳を見ると、特に、不同意性交等及び不同意わいせつが大きく増加しており、6年の検挙件数は、それぞれ63件（2年の約2.3倍）及び107件（同約1.9倍）であった。

4-6-3-2図 ストーカー事案の検挙件数の推移（罪名別）

（平成17年～令和6年）



注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 令和5年までは各年中に受理した相談のうち同年中に検挙した件数を計上しており、6年は、同年中に受理した相談の有無にかかわらず、同年中に検挙した件数を全て計上している。
 3 「ストーカー規制法」による検挙件数は、同法違反で検挙した件数を全て計上している。
 4 「他法令検挙件数」は、刑法犯及び特別法犯（ストーカー規制法違反を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
 5 未遂のある罪は未遂を含む。
 6 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」、「脅迫」及び「器物損壊」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 7 「その他」は、迷惑防止条例違反、窃盗、不同意性交等、不同意わいせつ等である。

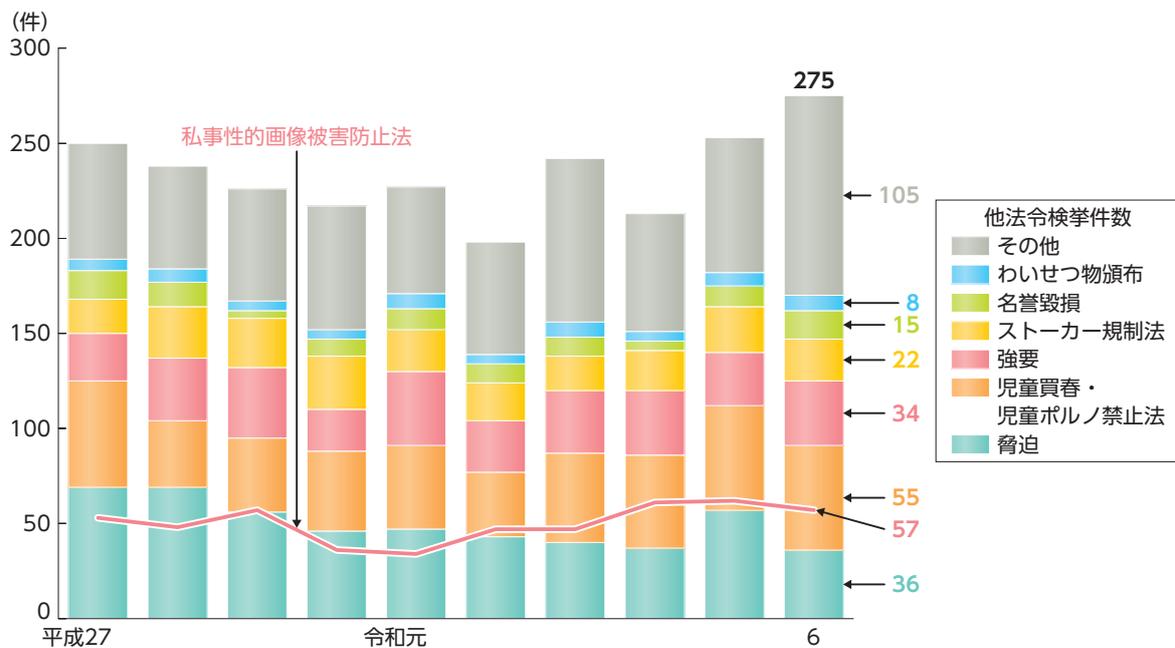
なお、令和6年におけるストーカー事案に関する相談等件数（ストーカー規制法その他の刑罰法令に抵触しないものも含む。）は、1万9,567件（前年比1.4%減）であり、被害者と加害者の関係別に見ると、交際相手（元交際相手を含む。）が7,258件（37.1%）と最も多く、次いで、知人・友人2,623件（13.4%）、勤務先同僚・職場関係2,459件（12.6%）、関係（行為者）不明2,102件（10.7%）、面識なし1,722件（8.8%）、その他（芸能人とファン、医者と患者、従業員と客、近隣住民等）1,681件（8.6%）、配偶者（内縁関係及び元配偶者を含む。）1,333件（6.8%）、密接関係者（恋愛感情等の対象となった者と社会生活において密接な関係を有する者（家族、友人等））389件（2.0%）の順であった（警察庁生活安全局の資料による。）。ストーカー事案に関する相談等件数の推移については、7-2-1-3図②、7-2-1-6図②及び7-2-1-9図②参照。

2 私事性的画像被害に係る犯罪（リベンジポルノ等）

私事性的画像被害に係る事案は、**私事性的画像被害防止法**違反で処罰されるほか、脅迫、強要等の刑法その他の法律上の犯罪に該当する場合は、それらによっても処罰されることになる。平成27年以降の私事性的画像被害に係る事案の検挙件数の推移を罪名別に見ると、4-6-3-3図のとおりである。

4-6-3-3図 私事性的画像被害に係る事案の検挙件数の推移（罪名別）

（平成27年～令和6年）



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 令和5年までは各年中に受理した相談のうち同年中に検挙した件数を計上しており、6年は、同年中に受理した相談の有無にかかわらず、同年中に検挙した件数を全て計上している。
 3 「私事性的画像被害防止法」による検挙件数は、同法違反で検挙した件数を全て計上している。
 4 「他法令検挙件数」は、刑法犯及び特別法犯（私事性的画像被害防止法違反を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
 5 「脅迫」は、強要を含まない。また、暴力行為等処罰法1条及び1条の3に規定する加重類型を含まない。
 6 「その他」は、暴行、傷害、恐喝、不同意性交等である。
 7 私事性的画像被害防止法は、平成26年11月27日に施行され、同法3条の規定（第三者が撮影対象者を特定することができる方法で私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供する行為等に対する罰則）は同年12月17日に施行されており、同年における検挙件数は、同法違反0件、他法令7件であった。

なお、令和6年における私事性的画像被害に係る事案に関する相談等件数（私事性的画像被害防止法その他の刑罰法令に抵触しないものも含む。）は、2,128件（前年比17.4%増）であり、私事性的画像被害防止法の施行後最多であった。被害者と加害者の関係別に見ると、交際相手（元交際相手を含む。）が1,047件（49.2%）と最も多く、次いで、知人・友人（インターネット上のみの関係）530件（24.9%）、知人・友人（インターネット上のみの関係以外）294件（13.8%）、関係（行為者）不明114件（5.4%）、配偶者（元配偶者を含む。）61件（2.9%）、職場関係者34件（1.6%）の順であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

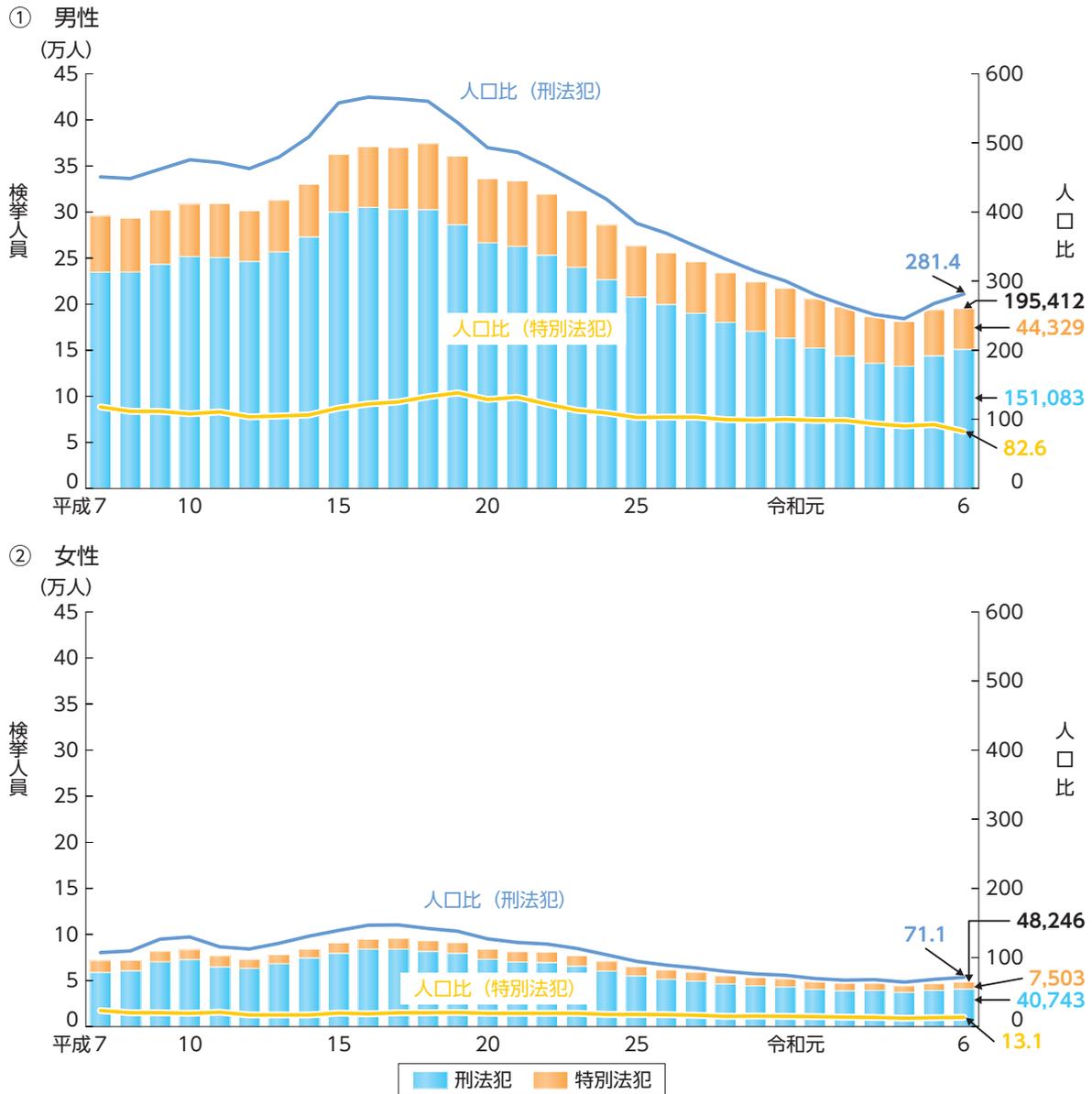
本章では、犯罪について男女別に見るとともに、女性については、第二次再犯防止推進計画において女性の抱える困難に応じた指導・支援の充実が掲げられているなど、刑事政策上着目すべき属性の一つであることから、女性による犯罪の特徴及び女性の犯罪者に対する処遇について概観する（女子による非行については、第3編参照）。

第1節 犯罪・非行の動向

刑法犯及び特別法犯の検挙人員並びに人口比の推移（最近30年間）を男女別に見ると、**4-7-1-1**図のとおりである。刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数は、男性では平成18年（37万4,125人）、女性では17年（9万5,760人）をピークにその後はいずれも減少傾向にあるところ、令和6年は、男性では19万5,412人、女性では4万8,246人と、いずれもピーク時の約2分の1であった。女性は、一貫して男性より検挙人員総数が少なく、6年の男女を合わせた検挙人員総数（24万3,658人）のうち、女性の占める比率は19.8%と、約5分の1であった（CD-ROM参照）。また、検挙人員の人口比（14歳以上の男女別10万人当たりの検挙人員をいう。）も、女性は、男性より一貫して低い（少年による刑法犯検挙人員の女子人口比については**3-1-1-4**図、少年による刑法犯の罪名別検挙人員及び女子比については**3-1-1-6**表をそれぞれ参照）。

4-7-1-1図 刑法犯・特別法犯 検挙人員・人口比の推移（男女別）

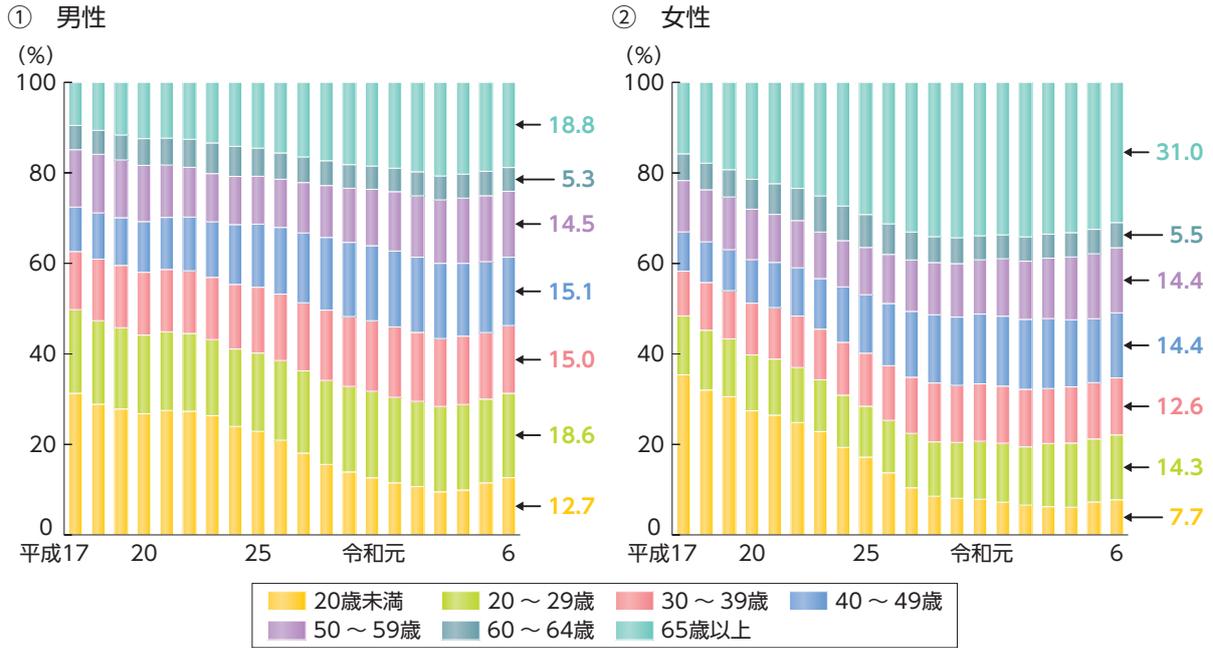
(平成7年～令和6年)



4-7-1-2図は、刑法犯の検挙人員について、年齢層別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見たものである。65歳以上の高齢者の構成比は、男性では、平成2年以降上昇傾向にあったが、令和3年に20.7%に達した後、4年から3年連続低下し、6年は18.8%（前年比0.9pt低下）であった。女性では、平成14年（10.9%）以降急激に上昇し続け、29年に34.3%に達した後、30年から緩やかな低下傾向にあり、令和6年は31.0%（同1.5pt低下）であった（1-1-1-5図 CD-ROM 参照）。

4-7-1-2図 刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移（男女別）

(平成17年～令和6年)

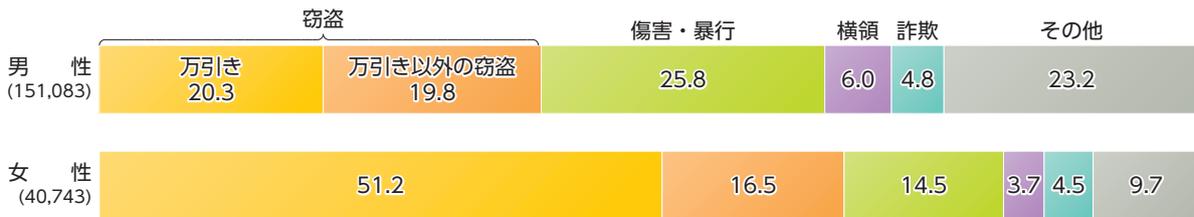


注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。

4-7-1-3図は、令和6年における刑法犯検挙人員について、罪名別構成比を男女別に見たものである。男女共に、窃盗の構成比が最も高いが、女性は約7割を占め、男性と比べて顕著に高く、特に、万引きによる者の構成比が高い。中でも、女性高齢者については、その傾向が顕著である（高齢者の刑法犯検挙人員の罪名別構成比については、4-8-1-3図参照）。

4-7-1-3図 刑法犯 検挙人員の罪名別構成比（男女別）

(令和6年)



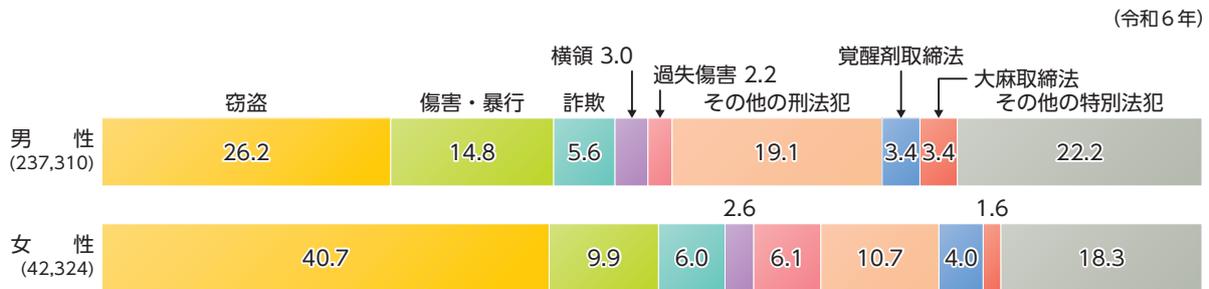
注 1 警察庁の統計による。
2 「横領」は、遺失物等横領を含む。
3 ()内は、人員である。

第2節 処遇

1 検察

4-7-2-1図は、令和6年における検察庁終局処理人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）の罪名別構成比を、男女別に見たものである。

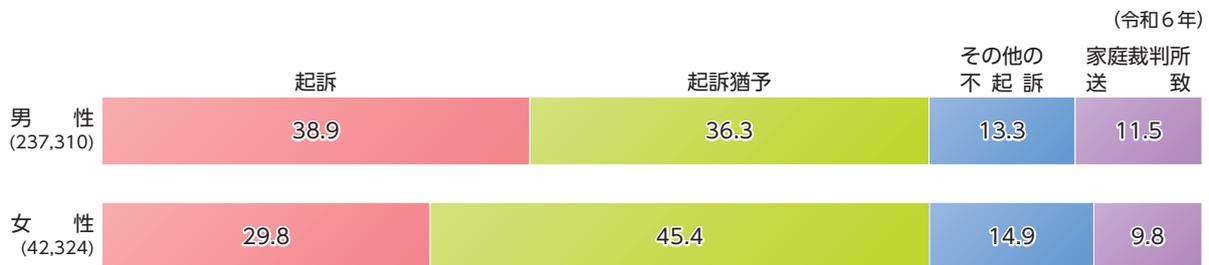
4-7-2-1図 検察庁終局処理人員の罪名別構成比（男女別）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含む。
 5 () 内は、人員である。

4-7-2-2図は、令和6年における検察庁終局処理人員の処理区分別構成比を、男女別に見たものである。同年の起訴猶予率は、男性が48.3%、女性が60.4%であった（CD-ROM 参照）。

4-7-2-2図 検察庁終局処理人員の処理区分別構成比（男女別）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 () 内は、人員である。

2 矯正

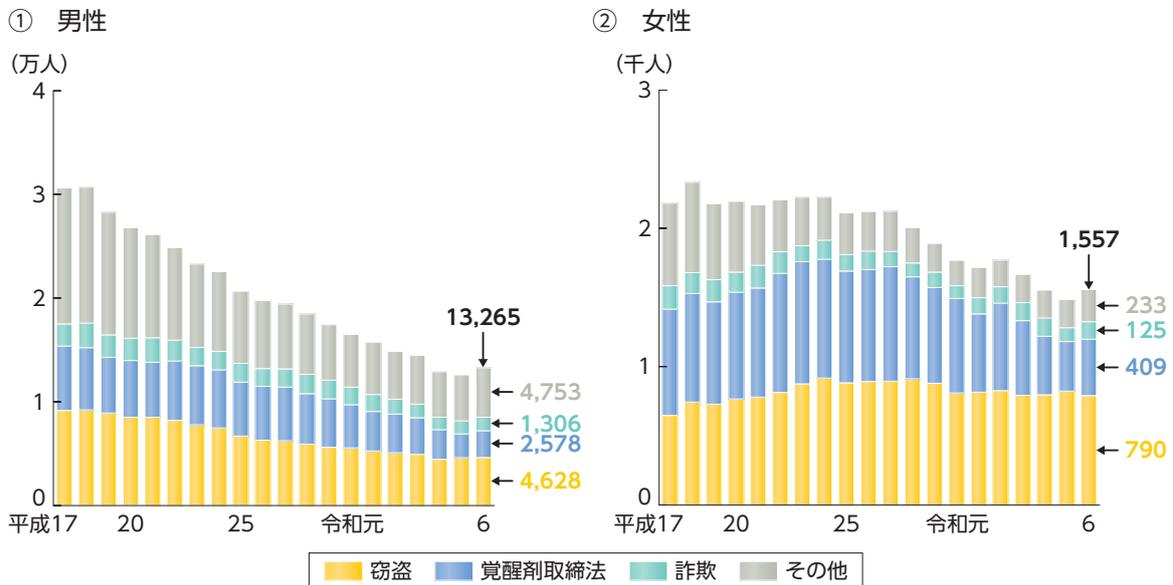
(1) 受刑者の状況

入所受刑者の罪名別人員の推移（最近20年間）を男女別に見ると、4-7-2-3図のとおりである。入所受刑者総数は、男性では、平成18年の3万699人をピークに翌年から減少し続けていたが、令和6年は1万3,265人（前年比666人（5.3%）増）であった。他方、女性では、平成18年の2,333人をピークに翌年からおおむね横ばいで推移した後、28年からは減少傾向にあったが、令和6年は1,557人（同71人（4.8%）増）であった。入所受刑者の人員を比較すると、平成元年以降、女性は、男性よりも一貫して少ない（女性比については、CD-ROM 参照）。入所受刑者総数に占める窃盗及び覚醒剤取締法違反の人員の合計の割合は、男性では、平成元年以降一貫して6割未満にとどまっているのに対し、女性では、同年以降一貫して6割を超えており、23年以降は8割前後となっている。また、男性では、10年以降、一貫して窃盗の人員が覚醒剤取締法違反の人員を上回っているのに対し、女性では、

元年から23年まで覚醒剤取締法違反の人員が最も多かったものの、24年以降、窃盗の人員が覚醒剤取締法違反の人員を上回っている（CD-ROM 参照。令和6年における入所受刑者の罪名別構成比（男女別）については、2-4-2-5図参照）。

4-7-2-3図 入所受刑者の罪名別人員の推移（男女別）

(平成17年～令和6年)

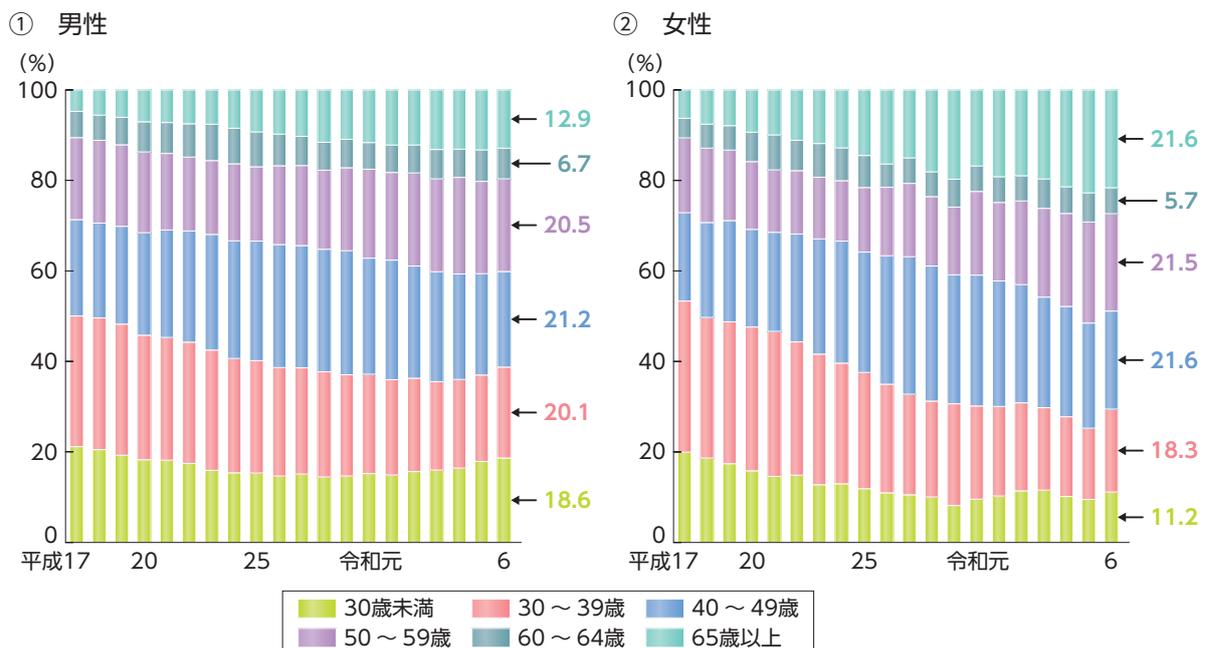


注 矯正統計年報による。

入所受刑者の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見ると、4-7-2-4図のとおりである。30歳未満の構成比は、男性では、低下傾向にあったものの、令和2年以降は緩やかな上昇傾向にあり、女性では、平成12年以降低下傾向にある。65歳以上の構成比は、男女共に上昇傾向にあるが、女性は、男性よりも総じて高く、その差は拡大傾向にある（CD-ROM 参照）。

4-7-2-4図 入所受刑者の年齢層別構成比の推移（男女別）

(平成17年～令和6年)

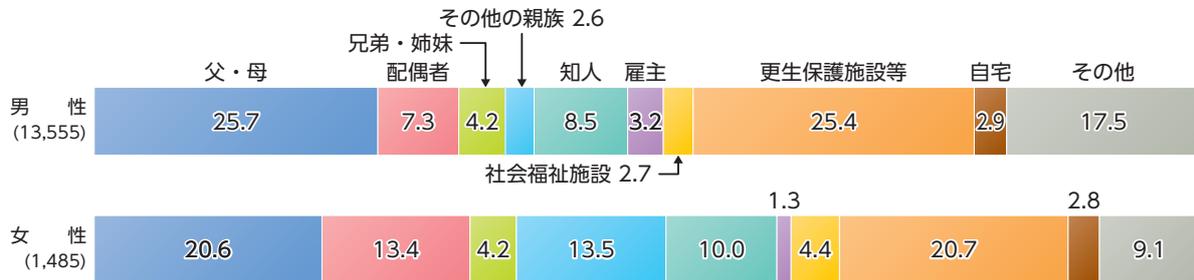


注 1 矯正統計年報による。
2 入所時の年齢による。

4-7-2-5図は、令和6年における出所受刑者（出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者に限る。）の帰宅先別構成比を男女別に見たものである。

4-7-2-5図 出所受刑者の帰宅先別構成比（男女別）

(令和6年)



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者に限る。
 3 「帰宅先」は、刑事施設出所後に住む場所である。
 4 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 5 「更生保護施設等」は、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホームを含む。
 6 「自宅」は、帰宅先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰宅する場合である。
 7 「その他」は、帰宅先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。
 8 () 内は、実人員である。

(2) 受刑者の処遇

令和7年4月1日現在、女性の受刑者の収容施設として指定されている刑事施設（医療刑務所及び拘留所を除く。以下この項において「女性刑事施設」という。）は、栃木、笠松、和歌山、岩国及び麓の各刑務所、札幌、福島、豊橋及び西条の各刑務支所並びに喜連川社会復帰促進センター、加古川刑務所及び美祢社会復帰促進センターの各女性収容棟である。

女性の受刑者については、その特性に応じた処遇の充実を図るため、「女子施設地域連携事業」、「女子依存症回復支援事業」のほか、女性の受刑者特有の課題に係る処遇プログラムが実施されるなどしている。

女子施設地域連携事業は、各女性刑事施設において、地方公共団体、看護協会、助産師会、社会福祉協議会等の協力の下、当該女性刑事施設が所在する地域の医療、保健、福祉、介護等の専門家とネットワークを作り、各専門家の助言・指導を得て女性の受刑者特有の問題に着目した処遇の充実等を図るものである。令和7年1月1日現在、喜連川社会復帰促進センター及び美祢社会復帰促進センターを除く女性刑事施設において事業が展開されている。

女子依存症回復支援事業は、薬物犯罪の女性の受刑者に対する処遇の取組として、札幌刑務支所において実施されているものであり、令和元年度から5か年の事業計画により試行された女子依存症回復支援モデル事業での成果を踏まえ、同モデル事業を移行する形で6年4月1日から開始された。女子依存症回復支援事業では、同刑務支所に設置された女子依存症回復支援センターにおいて、女子依存症回復支援プログラムを実施している。同プログラムでの指導は、薬物依存及び薬物使用に係る自己の問題・背景について理解させた上、薬物に対する欲求に対処するために必要な知識及びスキルを習得させ、薬物依存からの回復に向けた意欲や自信を醸成することを目標としている。

女性刑事施設においては、女性の受刑者特有の課題に係る処遇プログラムとして、一般改善指導の枠組みの中で、①窃盗防止指導、②自己理解促進指導（関係性重視プログラム）、③自立支援指導、④高齢者指導及び⑤家族関係講座の5種類のプログラムの中から施設において選択の上、実施している。

なお、摂食障害を有する受刑者のうち、医療を主として行う必要がある者については、東日本成人矯正医療センター、西日本成人矯正医療センター又は北九州医療刑務所の各医療専門施設に移送・収

容されるところ、一部の医療専門施設では、摂食障害を有する受刑者に対し、行動療法、心を育てる医療、チーム医療といった要素を組み合わせた摂食障害治療プログラムに基づく処遇を行っている。

3 保護観察

(1) 保護観察対象者の状況

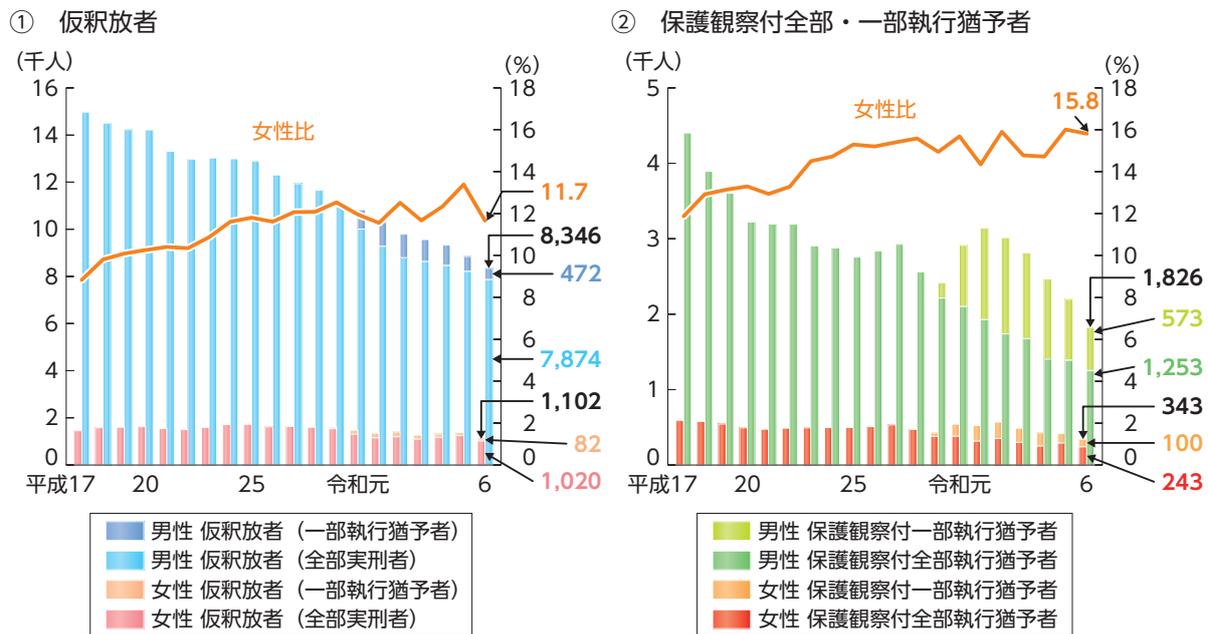
保護観察開始人員を男女別に見るとともに女性比の推移（最近20年間）を見ると、4-7-2-6図のとおりである。平成17年以降、男性の仮釈放者の人員は、減少傾向にあり、女性の仮釈放者の人員は、若干の増減を経て、25年をピークに翌年以降減少傾向にある。女性比は、29年（12.5%）まで上昇傾向にあったものの、その後は11~13%台で推移している。

男性の保護観察付全部・一部執行猶予者の人員は、平成12年をピークに翌年以降29年まで減少傾向にあったが、30年に保護観察付一部執行猶予者の増加を受けて増加に転じ、令和2年以降減少し続けている。女性の保護観察付全部・一部執行猶予者の人員は、平成12年をピークに翌年以降増減を繰り返し、30年に保護観察付一部執行猶予者の増加を受けて増加した後、令和2年まで500人台で推移していたが、3年以降減少し続けている。女性比は、平成23年以降14~16%台で推移している（CD-ROM 参照）。

なお、平成28年以降、男性の仮釈放率は、50~60%台で推移しているのに対し、女性の仮釈放率は70%台で推移している（2-5-2-1図 CD-ROM 参照）。

4-7-2-6図 保護観察開始人員（男女別）・女性比の推移

(平成17年~令和6年)



注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

(2) 保護観察対象者の処遇

令和6年の保護観察開始人員を罪名別に見ると、仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者のいずれにおいても、窃盗及び覚醒剤取締法違反の構成比の合計が、男性は6割未満であるのに対し、女性は8割近くを占めているところ（CD-ROM資料2-10参照）、保護観察所においては、窃盗事犯者及び薬物事犯者に対する処遇として、以下のような取組を行っている。

嗜癖的な窃盗事犯者に対し、保護観察所は、「窃盗事犯者指導ワークブック」を活用するなどして保護観察を実施している。なお、保護観察所における「嗜癖的な窃盗事犯者」とは、処分の罪名に窃盗が含まれ、かつ、窃盗を繰り返してきた者のうち、所持金があるのに窃盗をした者、窃盗に至った経緯を自覚していなかった者、窃盗に伴う満足感や感情の高揚を得ていた者、ストレス解消のために窃盗をした者など、財物そのものを得ることのみを目的とせずに犯行に及んだ者をいう（第2編第5章第3節2項（7）参照）。

依存物質の使用を反復する傾向を有する者に対し、保護観察所は、**薬物再乱用防止プログラム**（第2編第5章第3節2項（3）参照）を実施しているほか、民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託し、**薬物依存回復訓練**（同項（6）参照）を実施している。また、法務省及び厚生労働省は、平成27年に策定された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、保護観察所と地方公共団体、保健所、精神保健福祉センター、医療機関その他関係機関とが定期的に連絡会議を開催するなどして、地域における支援体制の構築を図っており、例えば精神保健福祉センター等が行う薬物依存からの回復プログラムや薬物依存症リハビリテーション施設等におけるグループミーティング等の支援につなげるなどして、保護観察対象者が保護観察を終了した後も、薬物依存からの回復のための必要な支援を受けることができるようにしている（同項（6）参照）。

嗜癖的な窃盗事犯者や薬物事犯者の女性の中には、過去の傷付き体験から、心理的な問題や対人関係の葛藤を抱える者も少なくない。そこで、保護観察所は、処遇の実効性を高めるため、**CFP**を活用した**アセスメントに基づく保護観察**（第2編第5章第3節2項（1）参照）を実施している。アセスメントの結果、専門医による治療が必要と考えられる保護観察対象者については、必要に応じて精神科医療機関や福祉関係機関との連携を図り、治療を受けさせるなどの支援等を行っている。

本章では、犯罪について年齢層別に見るとともに、高齢化が進展する我が国の現状に鑑み、高齢者による犯罪の特徴について概観する。

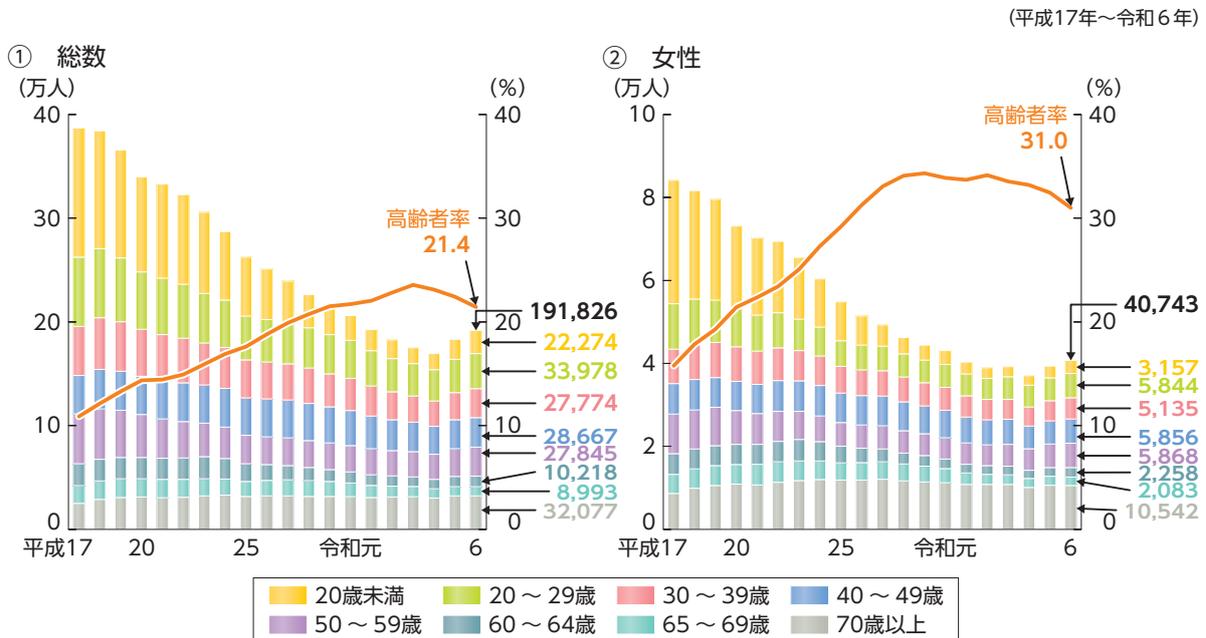
第 1 節 犯罪の動向

年齢層別の刑法犯検挙人員及び高齢者率（刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。以下この節において同じ。）の推移（最近20年間）を見ると、4-8-1-1図のとおりである。

高齢者の検挙人員は、平成20年（4万8,786人）をピークとして高止まりの状況が続いた後、28年以降減少傾向にあり、令和6年は4万1,070人（前年比0.1%減）であった。高齢者率について見ると、他の年齢層の検挙人員の減少傾向が高齢者層と比べて大きいことから、平成28年以降も上昇傾向にあったが、令和4年から3年連続で低下しており、6年は、他の年齢層の検挙人員が増加（同6.0%増）したことから、前年と比べて1.0pt低下し、21.4%であった。

女性高齢者の検挙人員は、平成24年（1万6,502人）をピークとして高止まりの状況が続いた後、28年以降減少傾向にあり、令和6年は1万2,625人（前年比1.2%減）であった。女性の高齢者率は、平成10年から29年（34.3%）まで上昇し続けた後は、緩やかな低下傾向にあり、令和6年は31.0%（同1.5pt低下）であった（1-1-1-5図 CD-ROM 参照）。

4-8-1-1図 刑法犯 検挙人員（年齢層別）・高齢者率の推移（総数・女性）



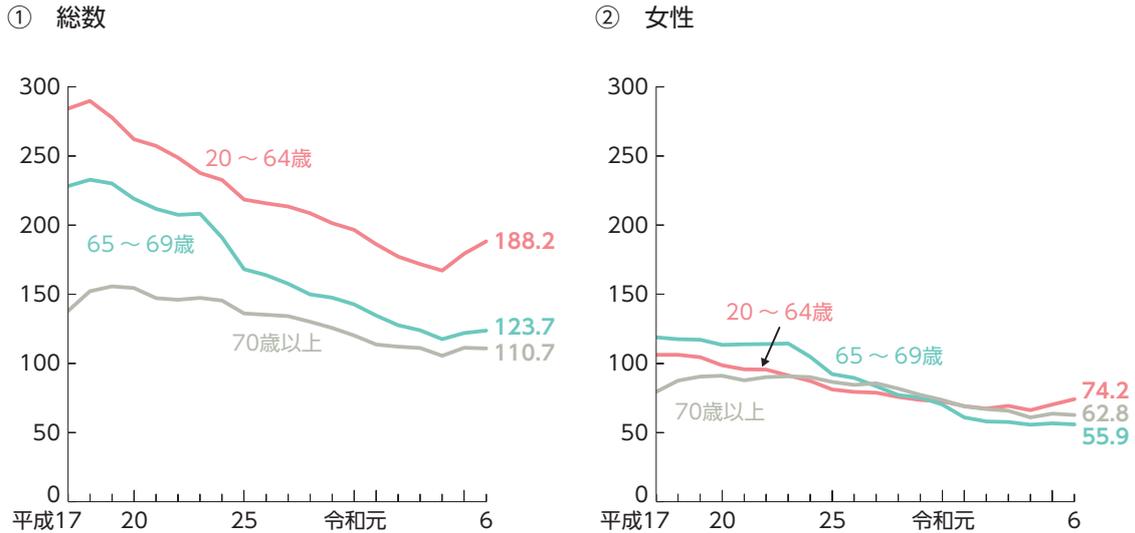
注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「高齢者率」は、総数及び女性の各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。

刑法犯検挙人員の年齢層別人口比の推移（最近20年間）を見ると、**4-8-1-2図**のとおりである。

平成23年以降、高齢者の検挙人員のうち70歳以上は65%以上を占めているが（**1-1-1-5図** CD-ROM参照）、人口比では一貫して65～69歳を下回っており、令和6年は110.7（前年比0.6低下）であった。一方、70歳以上の女性の検挙人員は、平成17年以降女性高齢者の検挙人員の65%以上を占め（**1-1-1-5図** CD-ROM参照）、人口比でも27年以降65～69歳を上回っており、令和6年は62.8（同0.8低下）であった。

4-8-1-2図 刑法犯 検挙人員の年齢層別人口比の推移（総数・女性）

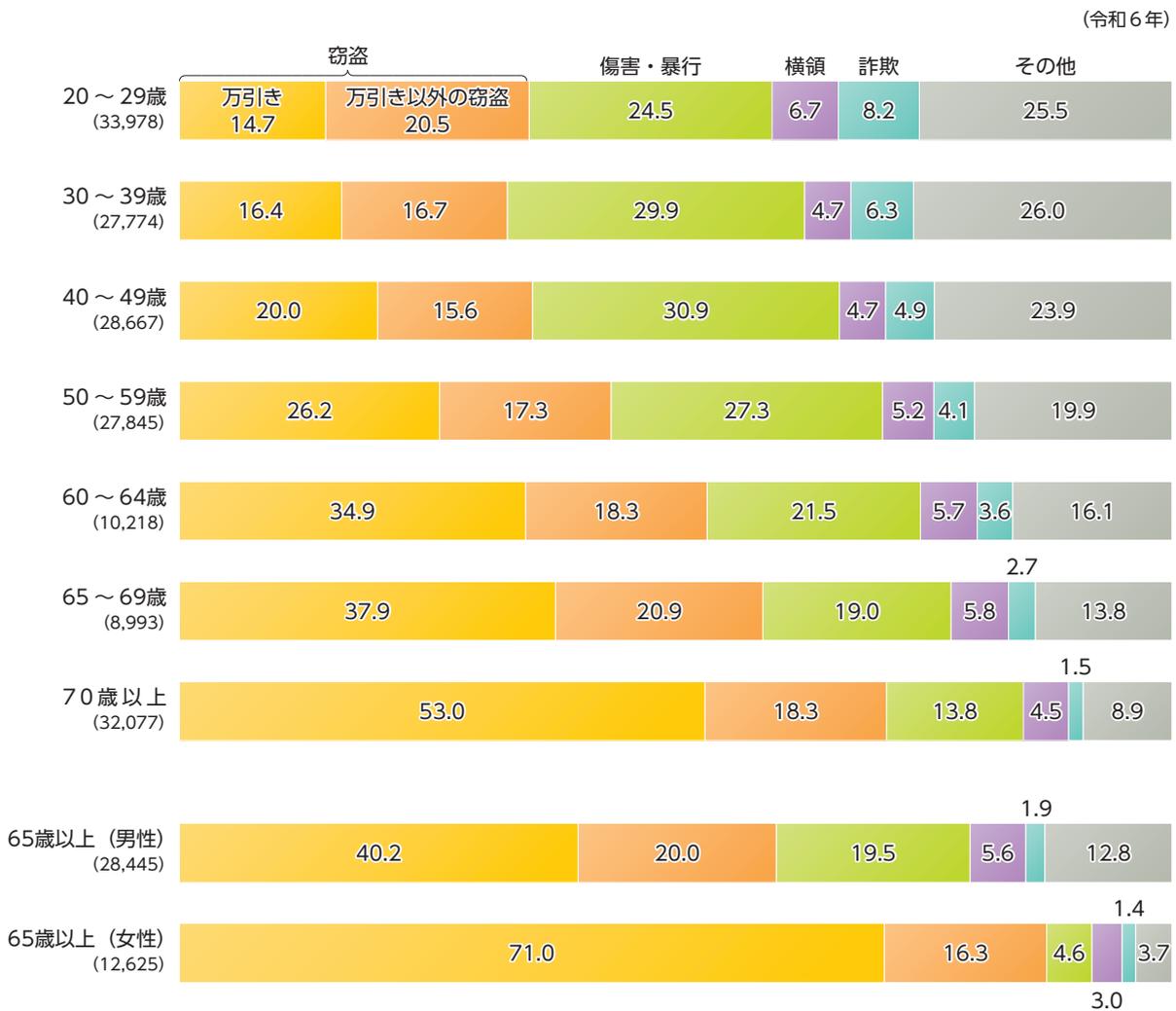
（平成17年～令和6年）



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの刑法犯検挙人員をいう。

4-8-1-3図は、令和6年における刑法犯検挙人員の罪名別構成比を年齢層別に見たものであり、高齢者についてさらに男女別に見たものである。年齢層が上がるにつれて窃盗の構成比が高くなっており、特に、女性高齢者は、約9割が窃盗であり、窃盗に占める万引きの割合は約8割と顕著に高い。

4-8-1-3図 刑法犯 検挙人員の罪名別構成比（年齢層別）



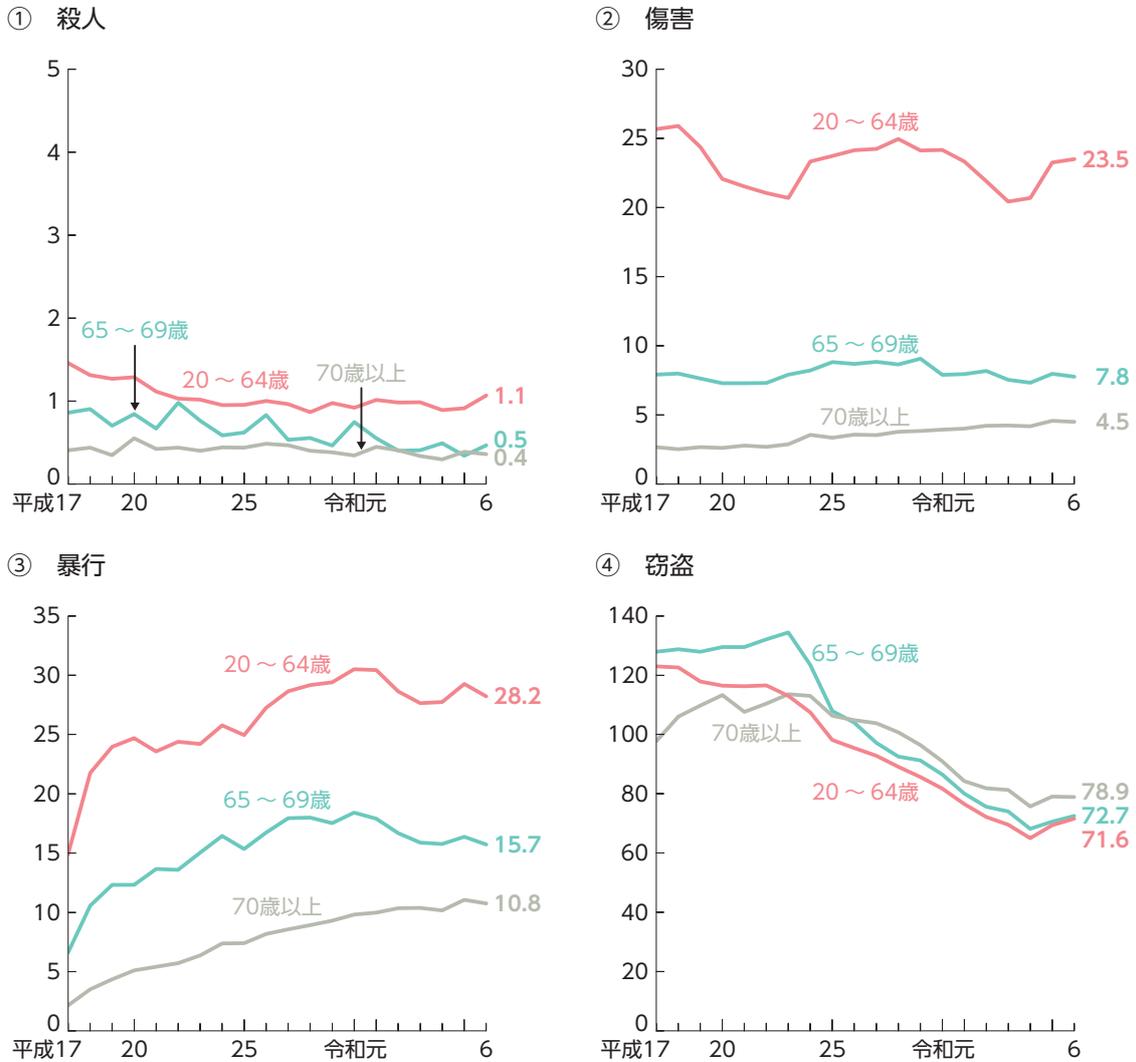
注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 ()内は、人員である。

刑法犯検挙人員の人口比の推移（最近20年間）を主な罪名別で見るとともに、これを年齢層別で見ると、4-8-1-4図のとおりである。

殺人、傷害及び暴行について見ると、人口比は20～64歳、65～69歳、70歳以上の順で高い傾向にあるが、窃盗について見ると、人口比は平成26年以降一貫して70歳以上が最も高い。

4-8-1-4図 刑法犯 検挙人員の年齢層別人口比の推移（罪名別）

(平成17年～令和6年)



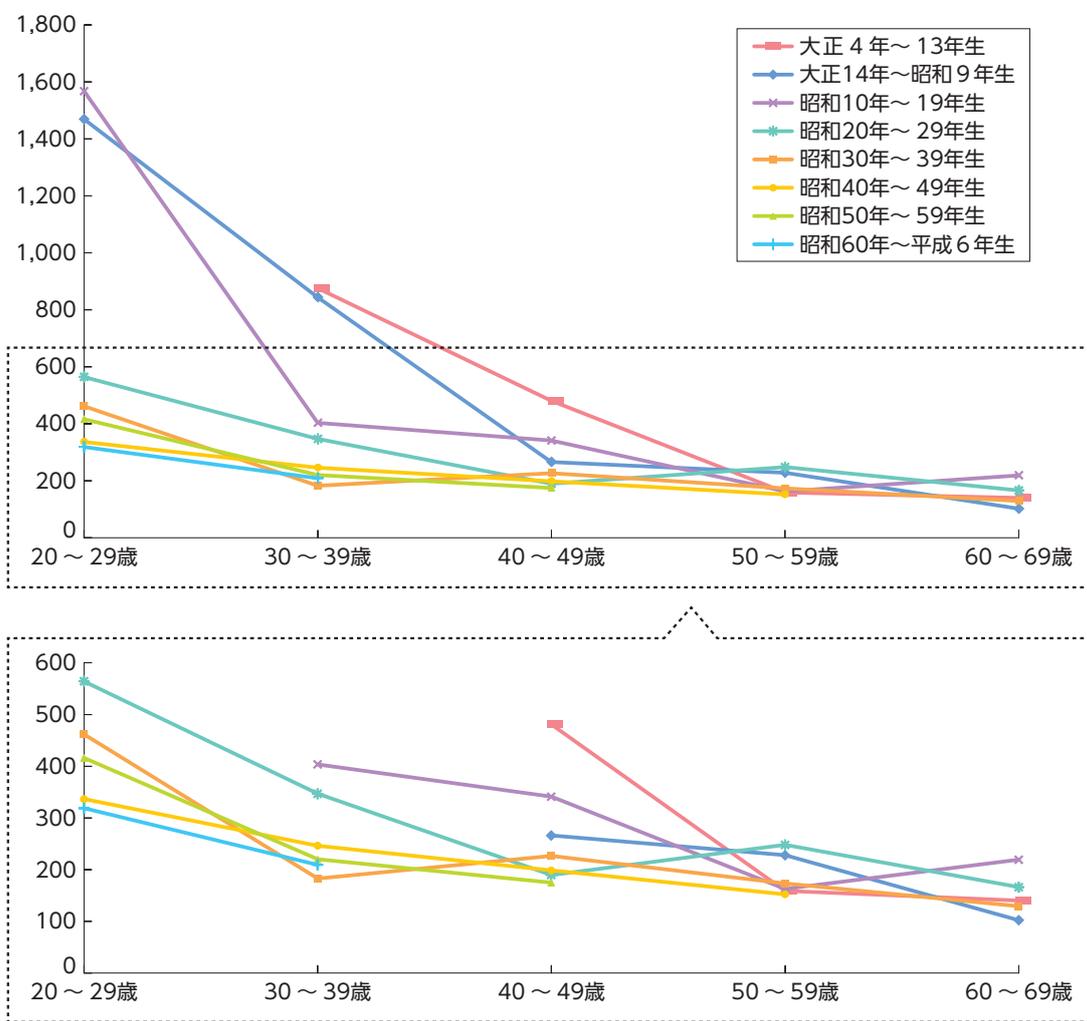
注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの各罪名の検挙人員をいう。

コラム4 世代別に見た刑法犯検挙人員の人口比の推移

本章では、年齢層別の犯罪の特徴について扱ってきたところであるが、本コラムでは、一つの試みとして、出生時期を同じくする世代グループに着目した分析を行う。すなわち、出生年（推計）について10年ごとに区分した世代グループ（以下「世代」という。）、つまり、大正4年～13年生まれ、大正14年～昭和9年生まれ、昭和10年～19年生まれ、昭和20年～29年生まれ、昭和30年～39年生まれ、昭和40年～49年生まれ、昭和50年～59年生まれ及び昭和60年～平成6年生まれの八つの世代間で、昭和29年、39年、49年、59年、平成6年、16年、26年及び令和6年の各調査年における刑法犯の検挙人員の人口比（以下このコラムにおいて「人口比」という。）を比較し、その傾向や特徴について見ていく。

図5は、横軸を年齢層とし、各世代がそれぞれ20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳又は60～69歳であったときの人口比を比較できるようにしたものである。

図5 刑法犯検挙人員の人口比（世代別）



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「人口比」は、当時における各年齢層の者10万人当たりの刑法犯検挙人員である。

分析1として、世代別に、加齢によって人口比がどのように変化するかを見ていく。大正4年～13年生まれについて見ると、横軸の各目盛りを右に追って行くにつれ、つまり、年齢層

が高くなるにつれ、人口比は一貫して低下している。同様に、大正14年～昭和9年生まれ、昭和40年～49年生まれ、昭和50年～59年生まれ及び昭和60年～平成6年生まれについても、年齢層が高くなるにつれ、人口比は一貫して低下している。他方、他の世代については、年齢層が高くなるにつれて人口比が低下するという傾向は同じであるものの、昭和10年～19年生まれでは60～69歳において、昭和20年～29年生まれでは50～59歳において、昭和30年～39年生まれでは40～49歳において、それぞれ人口比が上昇している。これらのことから、いずれの世代も、加齢によって人口比が低下する傾向にある一方、一部の世代では人口比が上昇する年齢層もあることが見て取れる。

分析2として、**図5**について、各年齢層における世代別の人口比を縦に比較して見ていく。20～29歳、30～39歳及び40～49歳について見ると、大正4年～13年生まれ、大正14年～昭和9年生まれ及び昭和10年～19年生まれの各人口比が他の各世代と比べて高い傾向にあるが、50～59歳及び60～69歳について見るとその傾向はあまり見られなくなる。つまり、50～59歳及び60～69歳について見ると、人口比が高いのは、大正4年～13年生まれ、大正14年～昭和9年生まれ又は昭和10年～19年生まれのいずれかであるとは限らず、また、各世代間の差は比較的小さくなる。

以上から、他の世代と比べて一貫して人口比が高い特定の世代はないことや、年齢層が低いほど世代間の人口比のばらつきが大きいことがうかがわれる。

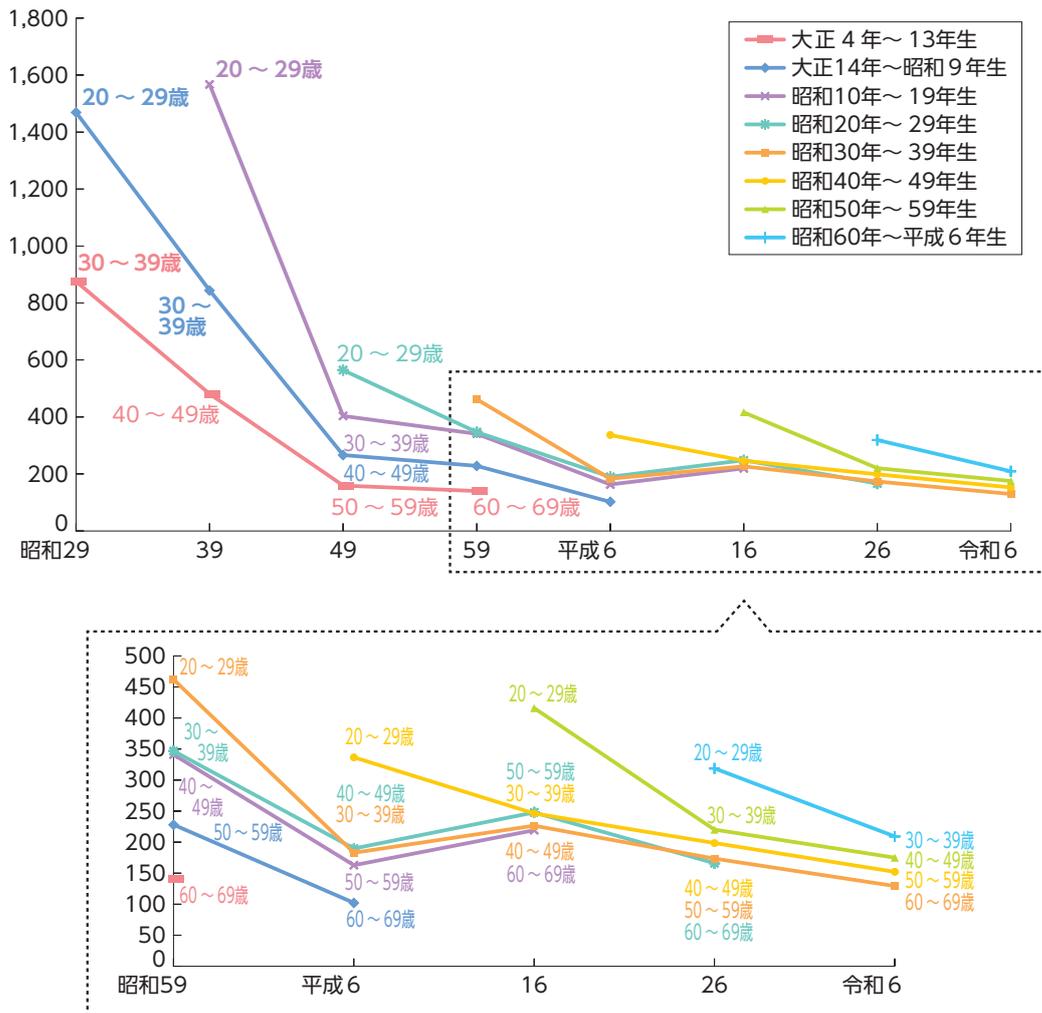
次に、これまで見てきた世代別の傾向や特徴について、時期に着目してその背景を探る。**図6**は、横軸を調査年とし、同一年における各世代の人口比を縦に比較できるようにしたものである。

分析2では、複数の世代で、他の世代と比べて人口比が高い年齢層があることを指摘したが、**図6**を見ると、大正4年～13年生まれが30～39歳であり、大正14年～昭和9年生まれが20～29歳であった昭和29年、大正14年～昭和9年生まれが30～39歳であり、昭和10～19年生まれが20～29歳であった昭和39年は、いずれの世代もその後の年に比べて人口比が高いが、これらの昭和29年及び昭和39年は、高度成長期と称される時期が含まれる。

また、分析1では、いずれの世代も加齢によって人口比が低下する傾向にある一方、複数の世代において、人口比が上昇する年齢層があることを指摘したが、昭和10年～19年生まれが60～69歳であり、昭和20～29年生まれが50～59歳であり、昭和30～39年生まれが40～49歳であった平成16年は、これらの世代の人口比が平成6年及び平成26年に比べて高いところ、平成16年は、失われた20年と称される、バブル崩壊後に続いた日本経済の低迷期が含まれる。

犯罪情勢には数多くの要因が複雑に絡み合っており影響を与えていると考えられるところ、**図6**で見てきたように、特定の年に複数の世代の人口比が上昇していることは、特定の年齢層や世代の傾向ではない社会的な要因が犯罪情勢に影響を与えている可能性を示唆する。また、複数の世代及び年齢層で人口比が上昇していた平成16年において、30～39歳であった昭和40年～49年生まれは人口比が低下していることから、たとえ社会的な動きが人口比に影響を与えている場合であっても、その影響の有り様は、年齢層又は世代によって異なることも示唆される。

図6 刑法犯検挙人員の人口比の推移（世代別）



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「人口比」は、当時における各年齢層の者10万人当たりの刑法犯検挙人員である。

以上のとおり、人口比は、20～29歳が他の年齢層に比べて高く、世代を通じて加齢によって低下する傾向があることがうかがわれた一方、社会的な動きの影響を受けることも示唆された。今後も社会情勢の変化等に伴い年齢層や世代ごとに犯罪の発生状況がどのように推移するのかを注視していく必要がある。

第2節 処遇

1 検察

令和6年の起訴猶予率を罪名別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、**4-8-2-1図**のとおりである。

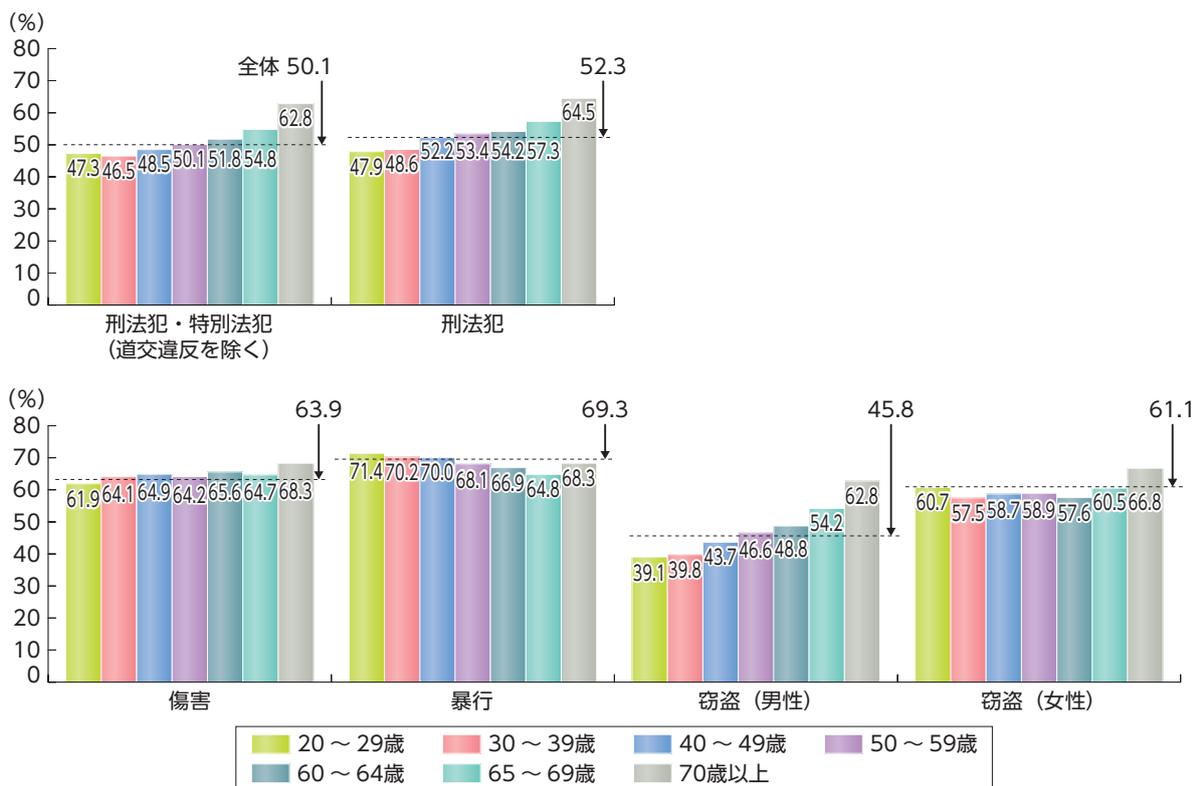
刑法犯及び特別法犯（道交違反を除く。）における65～69歳及び70歳以上の起訴猶予率は、他の年齢層より高く、特に70歳以上では全体の起訴猶予率よりも12.7pt高い。

このうち刑法犯で見ると、高齢者の起訴猶予率は、他の年齢層より高く、特に70歳以上では全体の起訴猶予率よりも12.2pt高い。

罪名別で見ると、傷害では、70歳以上の起訴猶予率は、他の年齢層よりも高い。また、窃盗について、男女別に見ると、70歳以上の男性の起訴猶予率は、他の年齢層よりも顕著に高く、女性の起訴猶予率は、年齢層による差が男性ほど大きくないものの、70歳以上は他の年齢層よりも高い。窃盗は、65～69歳及び70歳以上の刑法犯検挙人員の、それぞれ約6割、約7割を占める罪名であり（**4-8-1-3図**参照）、高齢者の起訴猶予率が他の年齢層と比べて高いのは、こうした状況を反映したものであると考えられる。

4-8-2-1図 起訴猶予率（罪名別、年齢層別）

（令和6年）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 被疑者が法人である事件を除く。
 4 年齢が不詳の者を除く。
 5 各グラフ上の点線は、全体（20歳未満の者を含む。）の起訴猶予率である。

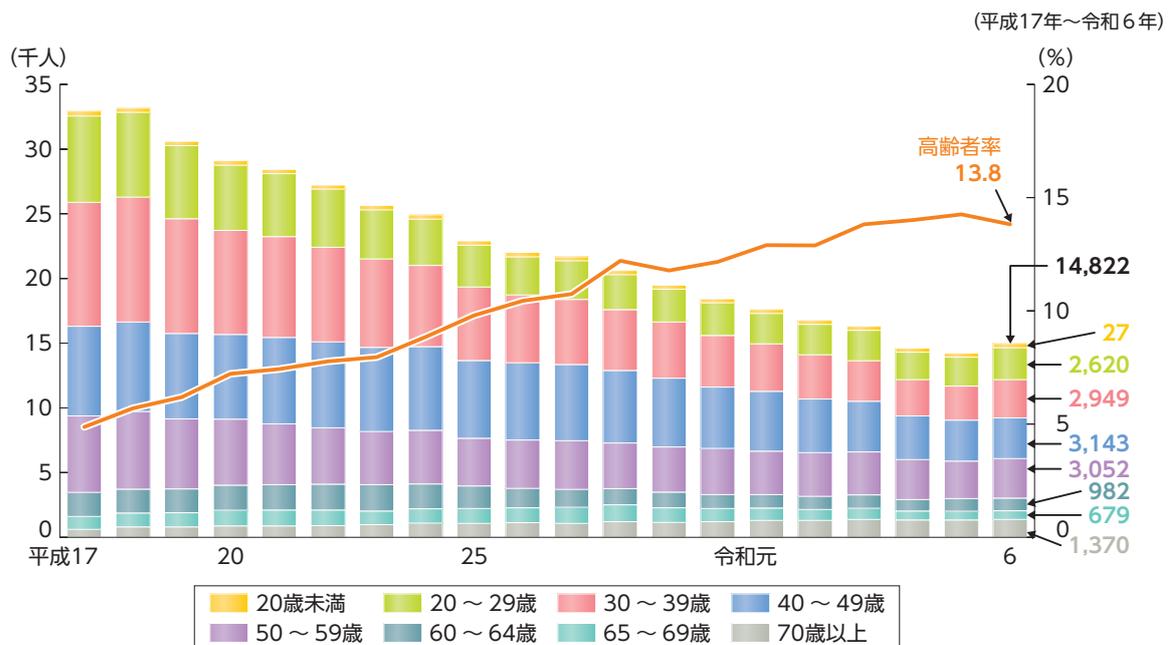
2 矯正

4-8-2-2図は、年齢層別の入所受刑者人員及び高齢者率（入所受刑者に占める高齢者の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。

高齢入所受刑者の人員は、平成28年（2,498人）に元年以降で最多となった後、29年以降は2,000人台から2,200人台で推移し、令和6年は2,049人（前年比2.0%増）であった。70歳以上の入所受刑者人員は、平成29年以降一貫して65～69歳の入所受刑者人員を上回っており、令和6年は、1,370人（同2.9%増）で、平成17年（597人）の約2.3倍であった。高齢者率は、他の年齢層の多くが減少傾向にあることから上昇傾向にあり、令和6年は13.8%であり、前年と比べて0.4pt低下したものの、平成17年と比べると9.0pt上昇している（CD-ROM参照）。

女性の高齢入所受刑者の人員は、平成29年（373人）に元年以降で最多となった後、30年以降は290人台から330人台で推移し、令和6年は337人（前年比0.3%減）であった。70歳以上の女性の入所受刑者人員は、平成22年以降一貫して65～69歳の入所受刑者人員を上回っており、令和6年は253人（同0.4%増）で、平成17年（55人）の4.6倍であった。女性の高齢者率は、他の年齢層の多くが減少傾向にあることから上昇傾向にあり、令和6年は21.6%であり、前年と比べて1.1pt低下したものの、平成17年と比べると15.4pt上昇している（2-4-2-4図 CD-ROM参照）。

4-8-2-2図 入所受刑者の人員（年齢層別）・高齢者率の推移



注 1 矯正統計年報による。

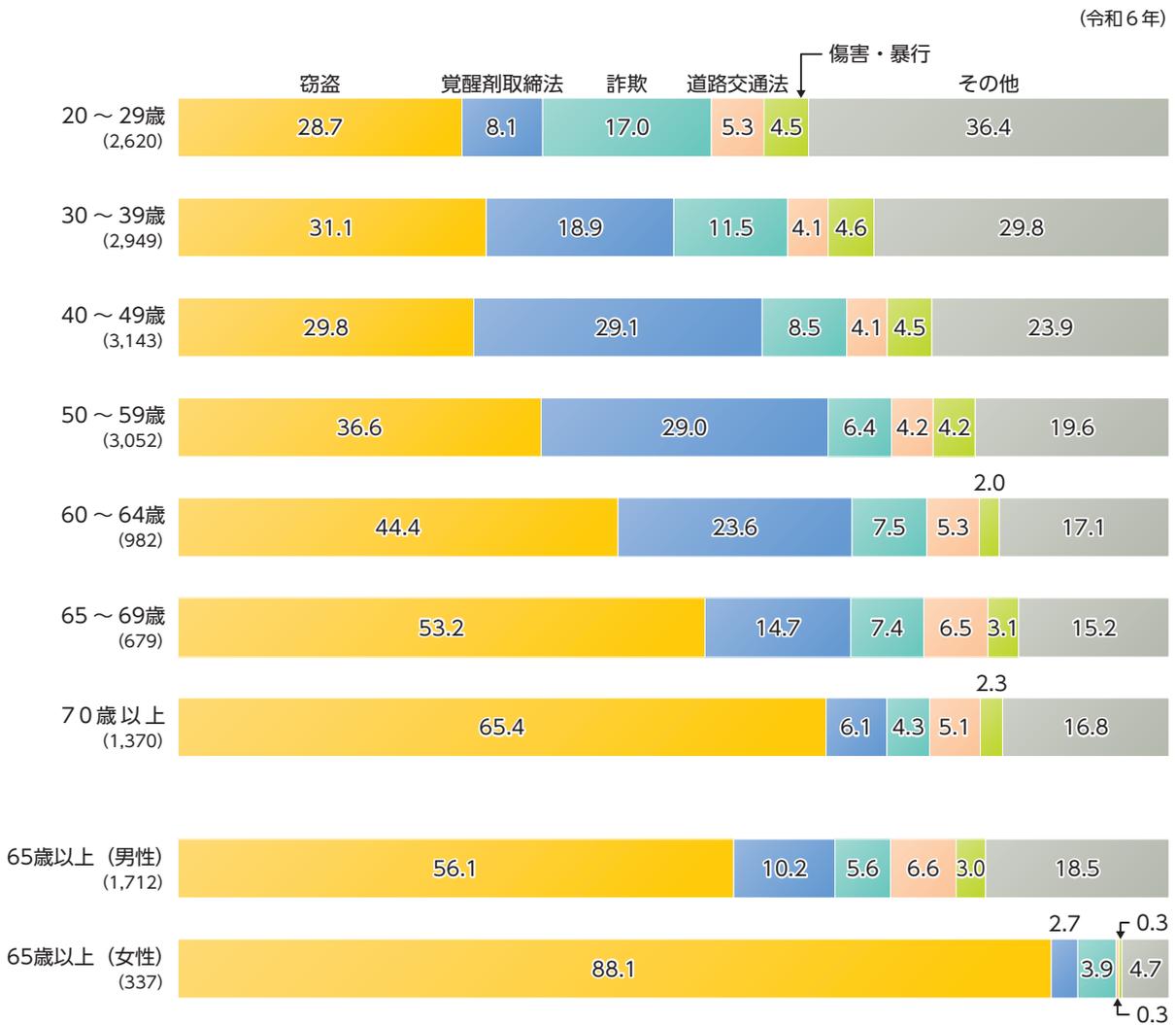
2 入所時の年齢による。ただし、少年時に刑の言渡しを受けた者は、言渡し時の年齢によることとし、入所時に20歳以上であっても、20歳未満に計上している。

3 「高齢者率」は、入所受刑者総数に占める高齢者の比率をいう。

令和6年における入所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20～64歳が18.7であったのに対し、65～69歳は9.3、70歳以上は4.7であった。同年における女性の入所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20～64歳が3.6であったのに対し、65～69歳は2.3、70歳以上は1.5であった（矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。）。

4-8-2-3図は、令和6年における入所受刑者の罪名別構成比を年齢層別に見たものであり、高齢者について更に男女別に見たものである。20～29歳は、他の年齢層と比べて詐欺の構成比が高く、約2割を占めており、40～49歳及び50～59歳は、覚醒剤取締法違反の構成比が高く、約3割を占めている。高齢者は、他の年齢層と比べて窃盗の構成比が高く、65歳以上の女性は、65歳以上の男性と比べて窃盗の構成比が顕著に高い（男女別の入所受刑者の罪名別人員の推移については、4-7-2-3図参照）。

4-8-2-3図 入所受刑者の罪名別構成比（年齢層別）



注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。
 3 () 内は、人員である。

刑事施設（市原青年矯正センターを除く。）においては、高齢受刑者等に対する特性を踏まえた処遇及び福祉的支援を推進するため、入所受刑者のうち、刑執行開始時の年齢が65歳以上の者等に対して、認知症スクリーニング検査を実施し、認知症が疑われると判定された者には医師による診察を実施する取組を行っている。令和6年においては、2,086人に対して検査を実施し、そのうち、医師による診察を受けた者が284人、認知症と診断された者が132人であった（法務省矯正局の資料による。）。

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による拘禁刑の導入に伴い、高齢福祉課程（第2編第4章第3節1項（1）参照）が新設され、対象者には、高齢等の自己の特性を理解させるとともに、社会生活に必要な心身の健康保持を行わせることを目指した矯正処遇を実施している。

3 保護観察

高齢の仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察開始人員及び高齢者率（保護観察開始人員に占める高齢者の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を見ると、[4-8-2-4図](#)のとおりである（仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者のうち、一部執行猶予者の人員の動向については、CD-ROM 参照）。

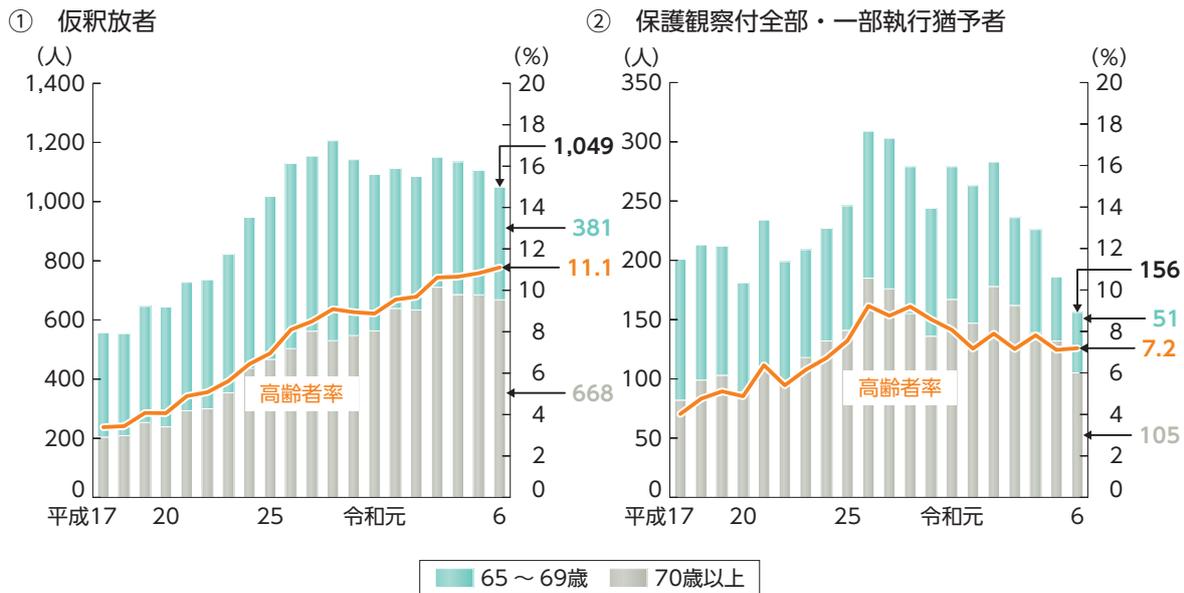
高齢の仮釈放者の保護観察開始人員については、平成28年（1,206人）に元年以降で最多となった後、29年以降は1,000人から1,100人台で推移している。令和6年は1,049人（前年比5.2%減）で、平成17年の約1.9倍であり、特に70歳以上については、同年の約3.3倍に増加している。高齢者率については上昇傾向にあり、令和6年は11.1%（同0.3pt 上昇）で、平成17年と比べると7.7pt 上昇している。

高齢の保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員については、平成26年（309人）に元年以降で最多となった後、減少傾向にあり、令和6年は156人（前年比16.1%減）であった。高齢者率については、平成26年及び28年に9.2%に達した後、令和元年以降は7%台で推移しており、6年は7.2%（同0.1pt 上昇）で、平成17年と比べると3.2pt 上昇している。

令和6年における保護観察付一部執行猶予者の保護観察開始人員を年齢層別に見ると、20～64歳は647人、65～69歳は13人、70歳以上は13人となっている（CD-ROM 参照）。

4-8-2-4図 高齢者の保護観察開始人員・高齢者率の推移

(平成17年～令和6年)



- 注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 「高齢者率」は、保護観察開始人員に占める高齢者の比率をいう。
 4 「仮釈放者」のうち一部執行猶予の実刑部分について仮釈放となった者及び「保護観察付全部・一部執行猶予者」のうち保護観察付一部執行猶予者は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

令和6年における仮釈放による出所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20～64歳が12.3であったのに対し、65～69歳は5.2、70歳以上は2.3であった（保護統計年報及び総務省統計局の人口資料による。）。

令和6年の高齢出所受刑者の仮釈放率は、45.2%（前年比0.1pt 上昇）であり、出所受刑者全体の仮釈放率（62.8%）よりも17.6pt 低い（出所受刑者全体の仮釈放率については、2-5-2-1図参照）。年齢層別に見ると、65～69歳は50.5%（同1.0pt 低下）、70歳以上は42.7%（同0.7pt 上昇）であった。同年の女性の高齢出所受刑者の仮釈放率は、67.8%（同2.7pt 低下）であり、高齢出所受刑者全体の仮釈放率よりも22.6pt 高く、年齢層別に見ると、65～69歳は69.1%（同7.4pt 低下）であり、70歳以上は67.3%（同0.8pt 低下）であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

第1節 外国人の在留状況等

1 外国人新規入国者等

外国人新規入国者数は、平成25年以降急増し、令和元年には約2,840万人に達したが、2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、入管法に基づき入国拒否を行う対象地域の指定を始めとした水際対策が開始されたことにより、同年は約358万人（前年比87.4%減）、3年は約15万人（同95.8%減）と2年連続で大幅に減少した。4年3月以降、水際対策の段階的な緩和等により、同年は前年の約22.6倍に増加し、5年は前年の約6.9倍に増加した。6年は前年の約1.4倍である3,401万5,766人に増加し、過去最多となったが、これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である元年の約1.2倍の水準である。6年における外国人新規入国者数を国籍・地域別に見ると、韓国が862万9,184人と最も多く、次いで、台湾が569万4,938人、中国（台湾及び香港等を除く。）が548万5,052人の順であった。在留資格別の構成比は、観光等を目的とする短期滞在が98.1%と最も高く、次いで、留学（0.5%）、技能実習（0.4%）の順であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

在留外国人の年末人員（中長期在留者と特別永住者の合計数）は、平成27年以降過去最多を更新し続けた後、令和2年から2年連続で減少したが、4年から増加し、6年は376万8,977人（前年比10.5%増）となり、過去最多を更新した。同年における在留外国人の人員を国籍・地域別に見ると、中国（台湾を除く。87万3,286人）が最も多く、次いで、ベトナム（63万4,361人）、韓国（40万9,238人）の順であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

2 不法残留者

我が国の不法残留者（在留期間を経過して我が国に滞在している者）数（平成3年から8年までは各年5月1日現在の、9年以降は各年1月1日現在の各推計値）は、5年に過去最多の29万8,646人を記録した後、徐々に減少し、その後も厳格な入国審査や関係機関の連携による摘発等の総合的対策の効果もあって、26年には6万人を下回り、5年の5分の1未満にまで減少した。27年からは6年連続で増加した後、令和3年から2年連続で減少し、5年からは2年連続で増加したものの、7年は7万4,863人（前年比5.4%減）であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

3 退去強制

不法残留等の入管法違反者に対しては、我が国から退去させる退去強制手続（平成16年12月2日以降は出国命令手続を含む。以下この項において同じ。）が執られることになる。令和6年に入管法違反により退去強制手続が執られた外国人は、1万8,908人（前年比3.9%増）であった。これを違反事由別に見ると、不法残留が1万7,746人（93.9%）と最も多く、次いで、刑罰法令違反384人（2.0%）、不法入国188人（1.0%）、不法上陸146人（0.8%）、資格外活動90人（0.5%）の順であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

第2節 犯罪の動向

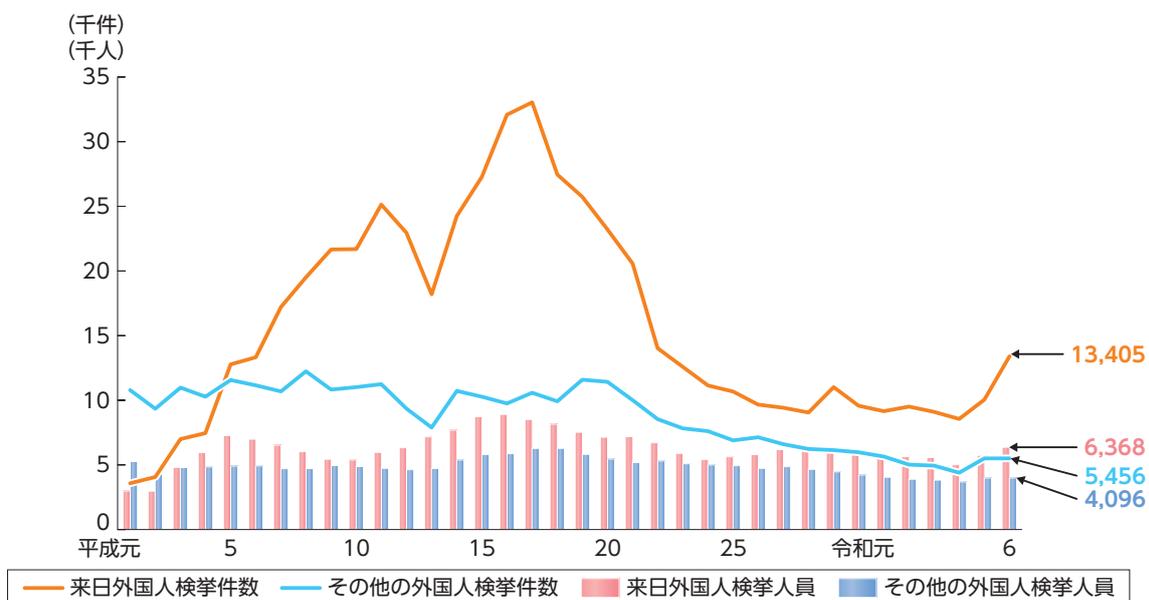
1 刑法犯

外国人による刑法犯の検挙件数は、平成17年（4万3,622件）をピークに18年からは減少傾向にあったが、令和5年から2年連続で増加し、6年は1万8,861件（前年比21.4%増）であった。また、外国人による刑法犯の検挙人員は、平成17年に1万4,786人を記録した後、18年からは減少傾向にあったが、令和5年から2年連続で増加し、6年は1万464人（同7.6%増）であった（4-9-2-1図 CD-ROM 参照）。同年における刑法犯検挙人員総数（19万1,826人）に占める外国人の比率は、5.5%であった（警察庁の統計による）。

4-9-2-1図は、外国人による刑法犯の検挙件数及び検挙人員の推移（平成元年以降）を、来日外国人とその他の外国人の別に見たものである。来日外国人による刑法犯の検挙件数は、5年からその他の外国人を上回って、17年（3万3,037件）をピークに減少傾向にあったが、令和5年から2年連続で増加し、6年は1万3,405件（前年比3,365件（同33.5%）増）であった。来日外国人による刑法犯の検挙人員は、平成16年（8,898人）をピークに24年まで減少傾向にあったが、25年からは増減を繰り返しており、令和6年は6,368人（同11.0%増）であった。

4-9-2-1図 外国人による刑法犯 検挙件数・検挙人員の推移

(平成元年～令和6年)

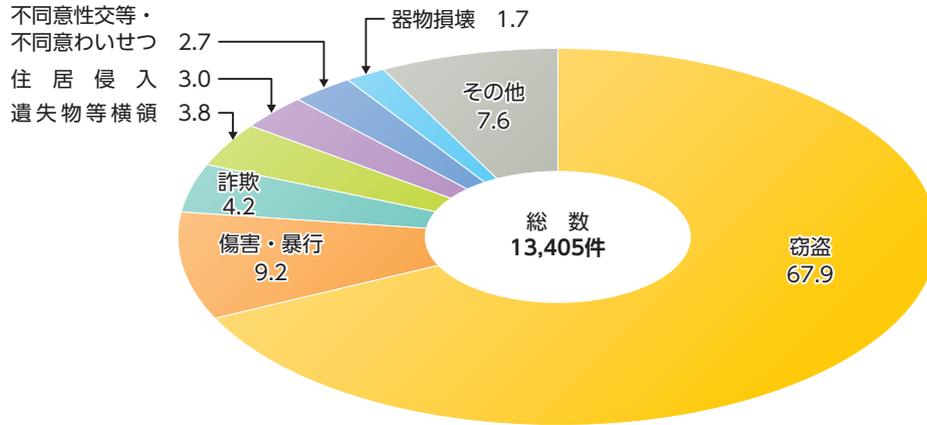


注 警察庁の統計による。

4-9-2-2図は、令和6年における来日外国人による刑法犯の検挙件数の罪名別構成比を見たものである。なお、殺人は0.4%（60件）、強盗は0.6%（81件）であった（警察庁の統計による。）。

4-9-2-2図 来日外国人による刑法犯 検挙件数の罪名別構成比

(令和6年)



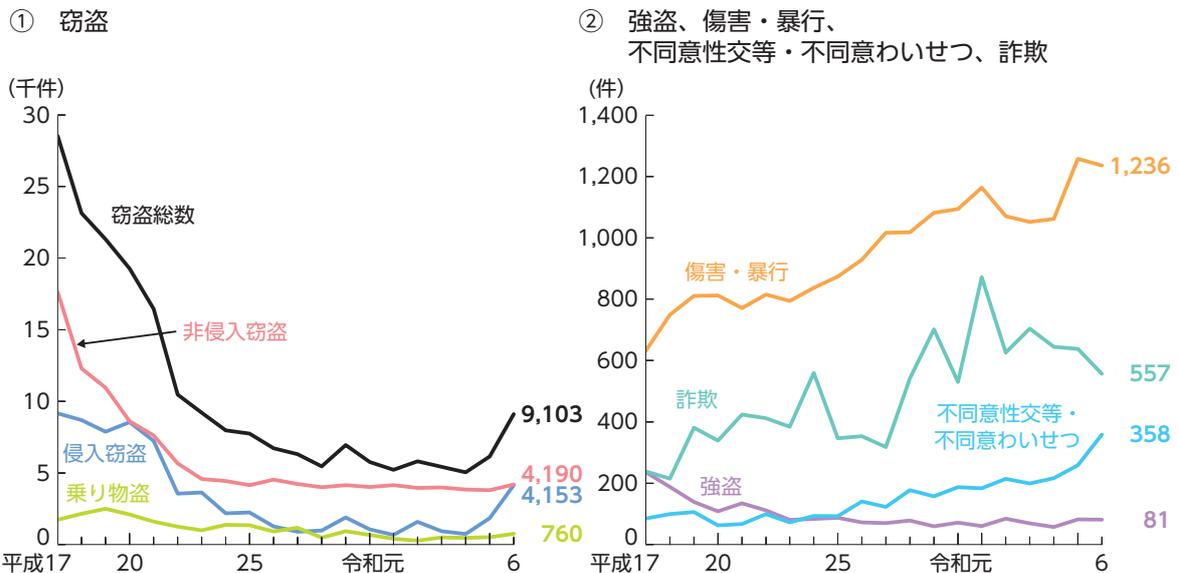
注 警察庁の統計による。

4-9-2-3図は、来日外国人による窃盗、強盗、傷害・暴行等について、検挙件数の推移（最近20年間）を見たものである。

令和6年における来日外国人による窃盗及び傷害・暴行の検挙件数を国籍別に見ると、窃盗は、ベトナムが4,964件（検挙人員834人）と最も多く、次いで、中国938件（同553人）、カンボジア603件（同43人）の順であった。傷害・暴行は、中国が280件（同306人）と最も多く、次いで、ベトナム166件（同193人）、フィリピン99件（同120人）、ブラジル99件（同114人）の順であった（警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による）。なお、これら国籍別の検挙件数等を見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

4-9-2-3図 来日外国人による刑法犯 検挙件数の推移（罪名別）

(平成17年～令和6年)



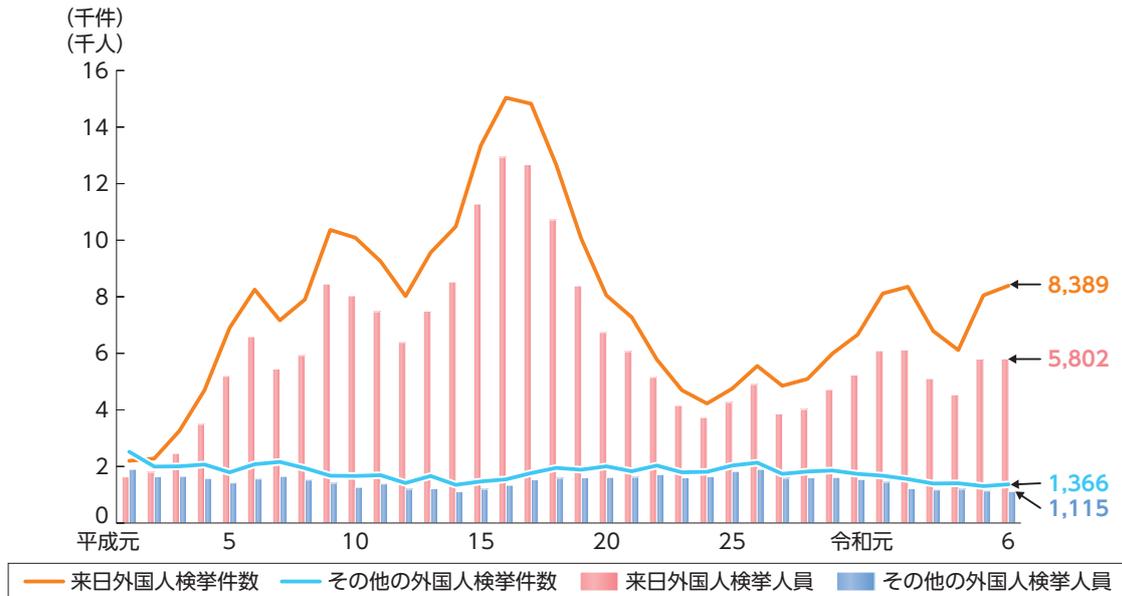
注 警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。

2 特別法犯

4-9-2-4図は、外国人による特別法犯（交通法令違反を除く。以下この項において同じ。）の検挙件数及び検挙人員の推移（平成元年以降）を、来日外国人とその他の外国人の別に見たものである。来日外国人による特別法犯の検挙件数及び検挙人員は、いずれも、16年をピークに24年まで減少した後、25年からの増減を経て、令和5年から2年連続で増加し、6年は検挙件数8,389件（前年比4.2%増）、検挙人員5,802人（同0.1%増）であった。

4-9-2-4図 外国人による特別法犯 検挙件数・検挙人員の推移

(平成元年～令和6年)



注 1 警察庁の統計による。
2 交通法令違反を除く。

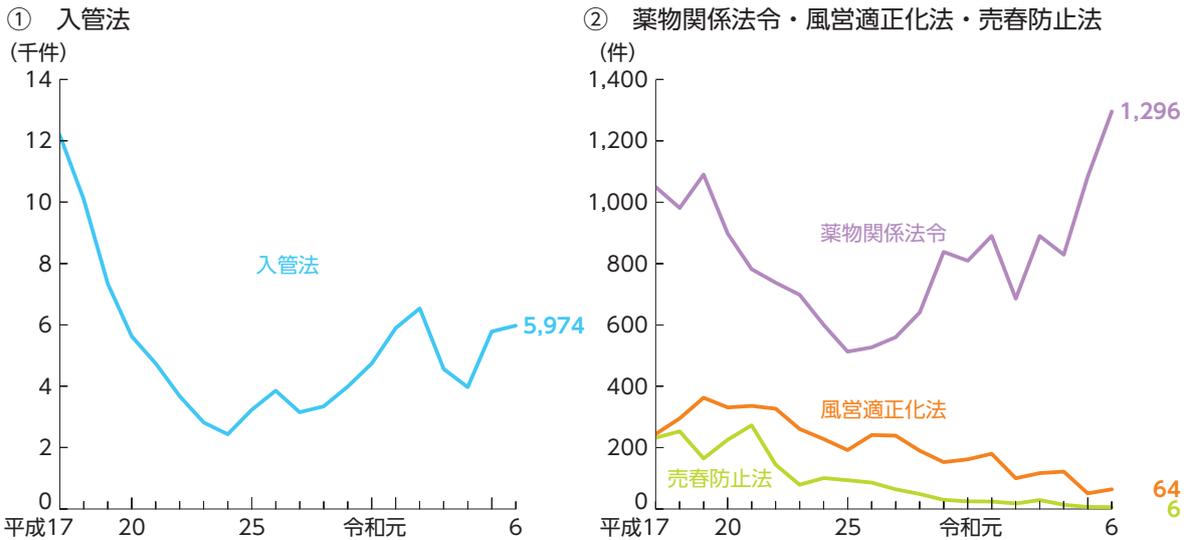
4-9-2-5図は、来日外国人による特別法犯の主な罪名・罪種について、検挙件数の推移（最近20年間）を見たものである。

入管法違反の検挙件数は、平成17年から減少していたところ、25年以降増加傾向にあり、令和3年から2年連続で減少したものの、5年から再び増加し、6年は5,974件（前年比3.3%増）であった。6年における入管法違反の検挙件数を違反態様別に見ると、不法残留が3,930件と最も多く、次いで、旅券等不携帯・提示拒否（在留カード不携帯・提示拒否及び特定登録者カード不携帯・提示拒否を含む。）1,139件、偽造在留カード所持等（偽造在留カード行使及び提供・収受を含む。）401件の順であった（警察庁刑事局の資料による。）。

令和6年における来日外国人による入管法違反及び覚醒剤取締法違反の検挙件数を国籍別に見ると、入管法違反は、ベトナムが3,047件（検挙人員1,874人）と最も多く、次いで、中国751件（同490人）、タイ626件（同476人）の順であった。覚醒剤取締法違反は、総数が582件であり、ベトナムが91件（同69人）と最も多く、次いで、ブラジル86件（同61人）、カンボジア86件（同51人）の順であった（警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。）。なお、これら国籍別の検挙件数等を見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

4-9-2-5図 来日外国人による主な特別法犯 検挙件数の推移

(平成17年～令和6年)



注 1 警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。
 2 「薬物関係法令」は、覚醒剤取締法、大麻取締法（令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含む。）、麻薬取締法、あへん法及び麻薬特例法の各違反である。

第3節 処遇

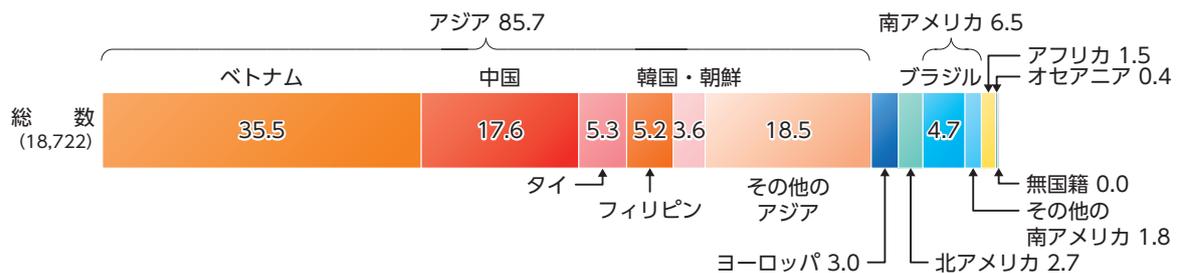
1 検察

(1) 受理状況

令和6年における来日外国人被疑事件（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）の検察庁新規受理人員の地域・国籍別構成比は、4-9-3-1図のとおりである。統計の存在する平成5年以降一貫して最も高かった中国の構成比を、令和元年にベトナムが上回り、6年も引き続き、ベトナムが35.5%と最も高く、次いで、中国（17.6%）、タイ（5.3%）の順であった。罪名を国籍別に見ると、ベトナムは、入管法違反が3,149人と最も多く、次いで、窃盗（1,475人）、詐欺（253人）の順であり、中国は、入管法違反が795人と最も多く、次いで、窃盗（676人）、傷害（317人）の順であり、タイは、入管法違反が633人と最も多く、次いで、窃盗（130人）、覚醒剤取締法違反（105人）の順であった（検察統計年報による。）。なお、これら地域・国籍別の検察庁新規受理人員を見るに当たっては、各地域・国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

4-9-3-1図 来日外国人被疑事件 検察庁新規受理人員の地域・国籍別構成比

(令和6年)



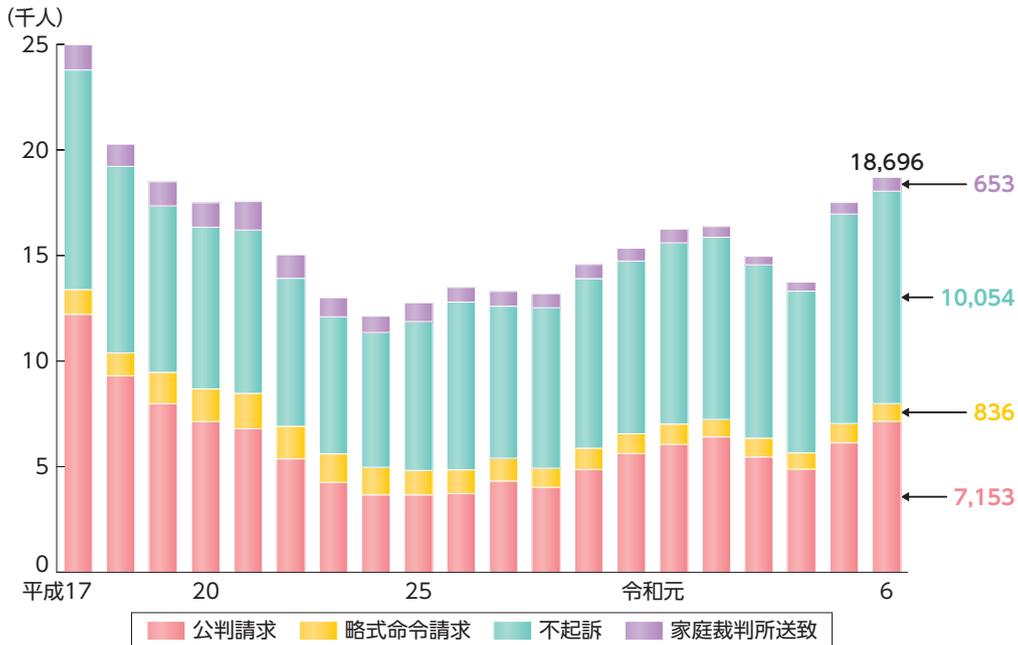
注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 国籍不詳の者を含まない。
 4 () 内は、実人員である。

(2) 処理状況

4-9-3-2図は、来日外国人被疑事件の検察庁終局処理人員の推移（最近20年間）を処理区分別に見たものである。その人員は、平成17年から減少傾向にあった後、23年以降はおおむね横ばいで推移し、29年から増加しており、令和3年及び4年は減少したものの、5年から再び増加し、6年は、1万8,696人（前年比6.8%増）であった（CD-ROM資料4-6参照）。なお、同年における来日外国人被疑事件の検察庁終局処理人員は、日本人を含めた全終局処理人員総数（29万3,624人）の6.4%、外国人被疑事件の終局処理人員（2万3,528人）の79.5%を占めている（CD-ROM資料4-7参照）。

4-9-3-2図 来日外国人被疑事件 検察庁終局処理人員（処理区分別）の推移

（平成17年～令和6年）



注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。

令和6年における来日外国人被疑事件の検察庁終局処理状況を罪名別に見ると、4-9-3-3表のとおりである。来日外国人の起訴率は、日本人を含めた全終局処理人員と比較すると、刑法犯では2.8pt、特別法犯では1.0pt、入管法違反を除いた特別法犯では0.6pt高い（CD-ROM資料2-2及び4-7参照）。

4-9-3-3表 来日外国人被疑事件 検察庁終局処理状況（罪名別）

（令和6年）

罪 名	全 終 局 処 理 人 員	[起訴率]	来日外国人終局処理人員		[起訴率]
			人数	(%)	
総 数	293,624	[40.4]	18,696	(100.0)	[44.3]
刑 法 犯	210,581	[37.7]	8,807	(47.1)	[40.5]
住 居 侵 入	6,121	[40.1]	330	(1.8)	[27.4]
文 書 偽 造	2,254	[33.7]	152	(0.8)	[59.2]
不 同 意 わ い せ つ	5,003	[33.7]	220	(1.2)	[36.0]
不 同 意 性 交 等	3,482	[35.5]	138	(0.7)	[32.4]
殺 人	900	[33.1]	42	(0.2)	[65.9]
傷 害	39,868	[28.9]	1,519	(8.1)	[25.7]
窃 盗	83,296	[44.8]	3,890	(20.8)	[52.5]
強 盗	1,642	[38.2]	83	(0.4)	[56.6]
詐 欺	16,275	[51.4]	698	(3.7)	[53.4]
横 領	8,259	[22.2]	254	(1.4)	[4.6]
毀 棄・隠 匿	7,622	[23.5]	284	(1.5)	[24.4]
特 別 法 犯	83,043	[46.5]	9,889	(52.9)	[47.5]
風 営 適 正 化 法	1,535	[47.6]	128	(0.7)	[31.3]
銃 刀 法	5,047	[16.7]	216	(1.2)	[20.6]
売 春 防 止 法	529	[40.6]	6	(0.0)	[33.3]
大 麻 取 締 法	9,123	[44.1]	513	(2.7)	[45.2]
覚 醒 剤 取 締 法	10,135	[74.2]	728	(3.9)	[71.9]
関 税 法	528	[66.9]	248	(1.3)	[76.2]
入 管 法	6,795	[47.7]	6,295	(33.7)	[47.8]

- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 「来日外国人」は、無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。
 4 「文書偽造」は、刑法第2編第17章の罪をいい、「毀棄・隠匿」は、同編第40章の罪をいう。また、「傷害」は、暴行及び凶器準備集合を含み、「横領」は、遺失物等横領を含む。
 5 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含む。
 6 () 内は、構成比である。

2 裁判

令和6年における外国人事件（外国人が被告人となった事件）の通常第一審での有罪人員は、5,316人（前年比18.6%増）であり、有罪人員総数に占める比率は、11.1%であった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

令和6年における被告人通訳事件（被告人に通訳・翻訳人の付いた外国人事件をいう。以下この項において同じ。）の終局人員は、4,649人（前年比20.7%増）であった。通訳言語は41に及び、内訳を見ると、ベトナム語が1,794人（38.6%）と最も多く、次いで、中国語726人（15.6%）、タイ語375人（8.1%）、タガログ語255人（5.5%）、ポルトガル語237人（5.1%）、英語198人（4.3%）、インドネシア語182人（3.9%）の順であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

令和6年における被告人通訳事件の通常第一審での有罪人員（懲役・禁錮に限る。）は、4,388人（前年比23.3%増）であり、全部執行猶予率は、全罪名では85.3%、入管法違反を除くと74.8%であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。なお、同年における被告人通訳事件で、一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員は、1人であった（CD-ROM資料4-8参照）。

3 矯正

令和6年における外国人の入所受刑者は、851人（前年比16.9%増）であった（矯正統計年報による。）。

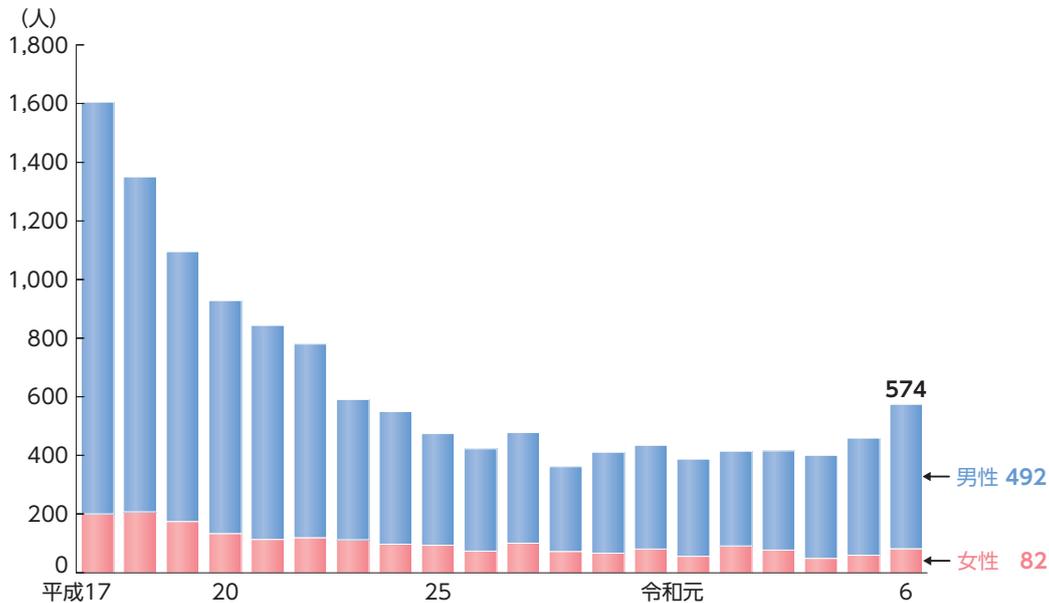
日本人と異なる処遇を必要とする者は、令和7年6月に拘禁刑を創設するなどした刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が施行されるまで、**F指標受刑者**として、その文化、生活習慣等に応じた処遇が行われていた。F指標入所受刑者人員の推移（最近20年間）は、**4-9-3-4図**のとおりである。その人員は、平成17年から減少傾向にあり、近年は400人台で推移していたところ、令和6年は574人（前年比25.1%増）であった（CD-ROM参照）。同年におけるF指標入所受刑者を国籍別に見ると、ベトナムが169人と最も多く、次いで、中国80人、ブラジル60人の順であった（CD-ROM資料**4-9**参照）。罪名別に見ると、窃盗が165人と最も多く、次いで、覚醒剤取締法違反が114人であった（矯正統計年報による。）。なお、これらF指標入所受刑者人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

令和6年末現在、F指標受刑者の収容人員は、1,460人（男性1,249人、女性211人）であり、前年末比で5.2%増加した（矯正統計年報による。）。

拘禁刑の導入に伴い、外国人処遇課程（第2編第4章第3節1項（1）参照）が新設され、対象者には、勤労の意欲及び習慣を培わせ、円滑な社会復帰に向けて、出所後の生活環境に係る各種課題を整理させることなどを目指した矯正処遇を実施している。

4-9-3-4図 F指標入所受刑者人員の推移（男女別）

（平成17年～令和6年）



注 矯正統計年報による。

4 保護観察

令和6年における外国人の仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員は、519人（前年比6.1%増）であった（うち、保護観察付一部執行猶予者の保護観察開始人員は12人であった。）。国籍別に見ると、韓国・朝鮮が126人と最も多く、次いで、ベトナム99人、中国81人の順であった（CD-ROM資料4-10参照）。来日外国人に限ると、386人（同27.4%増）であり、その内訳は、仮釈放者が371人、保護観察付全部執行猶予者が10人、保護観察付一部執行猶予者が5人であった（保護統計年報による。）。なお、外国人の仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

令和6年末現在、外国人（永住者及び特別永住者を除く。）の保護観察係属人員は、仮釈放者207人、保護観察付全部執行猶予者36人、保護観察付一部執行猶予者8人の合計251人（前年末比13.6%増）であった（法務省保護局の資料による。）。外国人の保護観察係属人員の仮釈放者のうち、178人は退去強制事由に該当し、そのうち、国外退去済みの者が124人、退去強制手続により収容中の者が44人、監理措置中の者が8人、仮放免中の者が2人であった（法務省保護局の資料による。）。

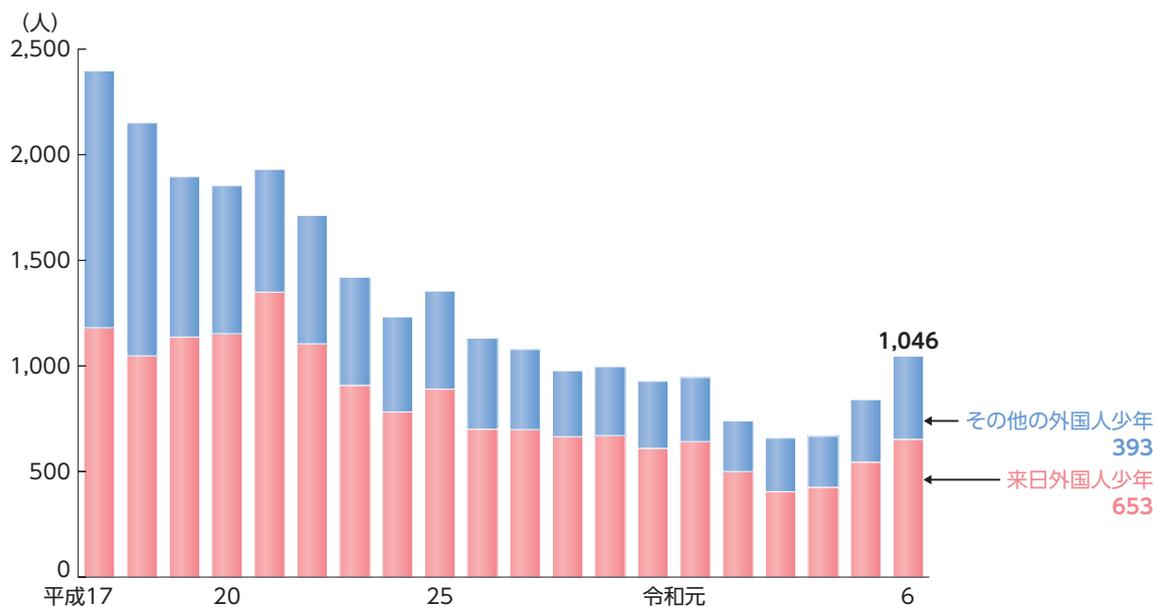
第4節 外国人非行少年の動向と処遇

1 外国人犯罪少年の動向

4-9-4-1図は、検察庁における外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を来日外国人少年とその他の外国人少年の別に見たものである。

4-9-4-1図 外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員の推移

（平成17年～令和6年）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 検察官の送致に係るものに限る。
 3 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 4 無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。

令和6年における来日外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員を国籍別に見ると、フィリピンが134人（20.5%）と最も多く、次いで、ブラジル117人（17.9%）、中国88人（13.5%）、ベトナム81人（12.4%）、ペルー34人（5.2%）の順であった。また、罪名別に見ると、窃盗が277人（42.4%）と最も多く、次いで、傷害（暴行及び凶器準備集合を含む。）79人（12.1%）、横領（遺失物等横領を含む。）37人（5.7%）の順であった（検察統計年報による。）。なお、これら来日外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

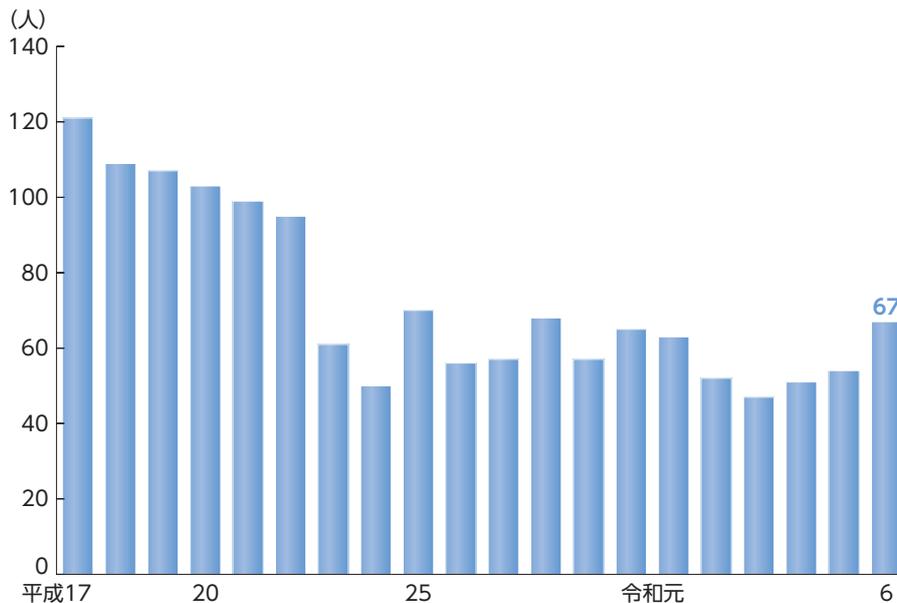
2 外国人非行少年の処遇

(1) 矯正

外国人の少年院入院者の人員の推移（最近20年間）を見ると、**4-9-4-2図**のとおりである。令和6年における外国人の少年院入院者を国籍別に見ると、ブラジルが17人と最も多く、次いで、フィリピン13人、中国7人の順であった（CD-ROM参照）。なお、これら外国人の少年院入院者の人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

4-9-4-2図 外国人の少年院入院者の人員の推移

（平成17年～令和6年）



注 矯正統計年報及び少年矯正統計年報による。

少年院では、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者を、社会適応課程Ⅲ（A3）又は社会適応課程Ⅴ（A5）に編入し、日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種指導を行っている（3-2-4-10表参照）。

（2）保護観察

令和6年における外国人の保護観察処分少年（交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。）及び少年院仮退院者の保護観察開始人員は、262人であった。その内訳は、保護観察処分少年207人、少年院仮退院者55人であった。国籍別に見ると、ブラジルが69人と最も多く、次いで、フィリピン56人、中国36人の順であった（CD-ROM資料4-10参照）。なお、これら外国人の保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察開始人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

令和6年末現在、外国人少年（永住者及び特別永住者を除く。）の保護観察係属人員は、保護観察処分少年132人、少年院仮退院者35人であった（法務省保護局の資料による。）。

第1節 犯罪の動向

4-10-1-1表は、令和6年における精神障害者等（精神障害者及び精神障害の疑いのある者をいう。以下この節において同じ。）による刑法犯の検挙人員と、検挙人員総数に占める精神障害者等の比率を罪名別に見たものである。同年における刑法犯の検挙人員総数のうち、精神障害者等の比率は、0.7%であったが、罪名別で見ると、放火（12.3%）及び殺人（7.2%）において高かった。

4-10-1-1表 精神障害者等による刑法犯 検挙人員（罪名別）

（令和6年）

区分	総数	殺人	強盗	放火	不同意性交等・不同意わいせつ	傷害・暴行	脅迫	窃盗	詐欺	その他
検挙人員総数 (A)	191,826	923	1,780	511	7,536	44,832	3,253	88,302	9,025	35,664
精神障害者等 (B)	1,418	66	15	63	40	461	80	264	50	379
精神障害者	1,086	56	11	53	29	349	58	189	33	308
精神障害の疑いのある者	332	10	4	10	11	112	22	75	17	71
B/A(%)	0.7	7.2	0.8	12.3	0.5	1.0	2.5	0.3	0.6	1.1

注 1 警察庁の統計による。

2 「精神障害者等」は、「精神障害者」（統合失調症、精神作用物質による急性中毒若しくはその依存症、知的障害、精神病質又はその他の精神疾患を有する者をいい、精神保健指定医の診断により医療及び保護の対象となる者に限る。）及び「精神障害の疑いのある者」（精神保健福祉法23条の規定による都道府県知事への通報の対象となる者のうち、精神障害者以外の者）をいう。

第2節 処遇

1 検察・裁判

令和6年に検察庁において心神喪失を理由に不起訴処分に付された被疑者（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）は、296人であった（2-2-4-3表参照）。また、同年に、通常第一審において心神喪失を理由に無罪となった者は、1人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

2 矯正

令和6年における入所受刑者及び少年院入院者の人員のうち、精神障害を有すると診断された者の人員と、入所受刑者及び少年院入院者の人員の総数に占める比率を精神障害の種別ごとに見ると、4-10-2-1表のとおりである（矯正施設被収容者に対する福祉的支援については、第2編第4章第3節4項（2）及び第3編第2章第4節3項（5）参照）。

4-10-2-1表 精神障害を有すると診断された入所受刑者・少年院入院者の人員

(令和6年)

種別	総数	うち精神障害を有する者	精神障害の種類							
			知的障害	人格障害	神経症性障害	発達障害	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	統合失調症	気分障害	その他の精神障害
入所受刑者	14,822	3,266 (22.0)	333 (2.2)	65 (0.4)	235 (1.6)	81 (0.5)	366 (2.5)	209 (1.4)	304 (2.1)	1,673 (11.3)
少年院入院者	1,828	648 (35.4)	163 (8.9)	4 (0.2)	10 (0.5)	371 (20.3)	31 (1.7)	4 (0.2)	16 (0.9)	49 (2.7)

- 注 1 矯正統計年報及び少年矯正統計年報による。
 2 「精神障害を有する者」は、刑事施設等において、知的障害、人格障害、神経症性障害、発達障害、精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、気分障害及びその他の精神障害を有すると診断された者をいう。
 3 「その他の精神障害」は、認知症、摂食障害、行為障害等である。
 4 () 内は、総数に占める精神障害を有する者の比率である。

3 保護観察

保護観察対象者のうち、類型別処遇（第2編第5章第3節2項（2）及び第3編第2章第5節3項（1）参照）における「精神障害」の類型に認定された者は、令和6年末現在、4,196人（このうち、「発達障害」は1,702人、「知的障害」は1,021人）であり、保護観察対象者全体（交通短期保護観察、短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。）に占める比率は19.7%である（2-5-3-6表 CD-ROM 及び3-2-5-6表 CD-ROM 参照）。保護観察所では、この類型の保護観察対象者について、必要に応じ適切な医療や福祉上の措置が受けられるように、対象者に助言するほか、医療・福祉機関や家族との連携も図っている（保護観察対象者等に対する福祉的支援については、第2編第5章第2節2項及び第6節2項参照）。

4 精神保健福祉法による通報

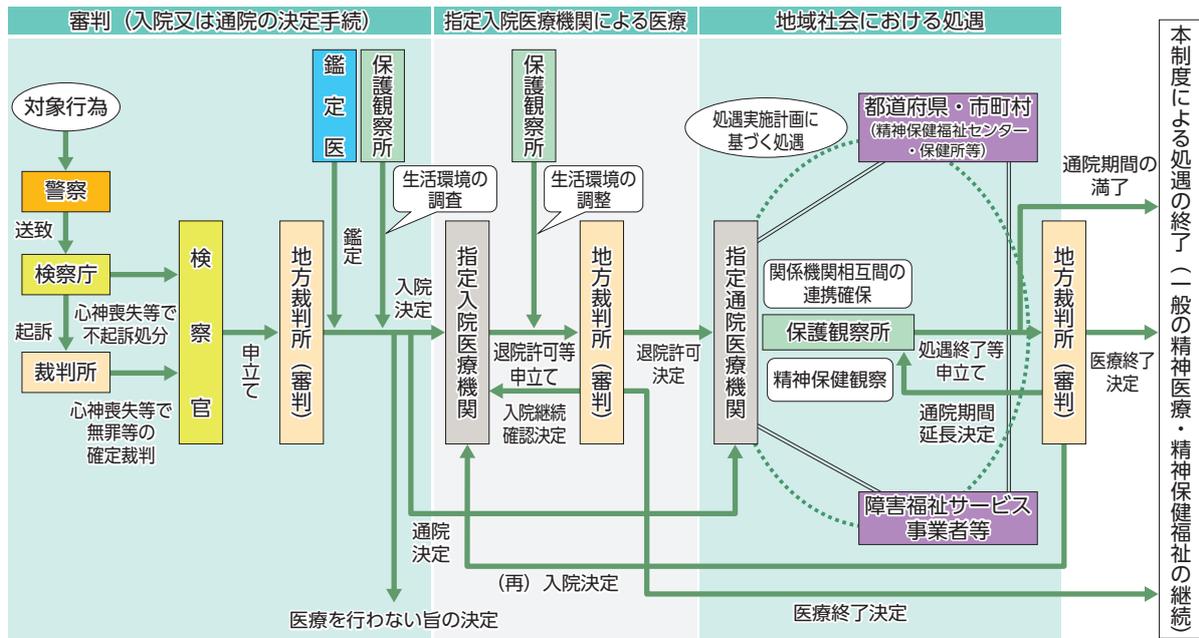
精神障害者に適時適切な医療及び保護を提供する趣旨で、警察官、検察官、保護観察所の長及び矯正施設の長は、精神保健福祉法により、通報義務が課せられている。すなわち、①警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、②検察官は、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判（拘禁刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをせず、又は拘留の刑を言い渡す裁判を除く。）が確定したときは、心神喪失者等医療観察制度（本章第3節参照）の申立てをしない限り、速やかに、その旨を、③保護観察所の長は、保護観察に付されている者が精神障害者又はその疑いのある者であることを知ったときは、速やかに、その旨を、④矯正施設の長は、精神障害者又はその疑いのある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、あらかじめ、本人の居住地、氏名等を、それぞれ都道府県知事に（警察官は最寄りの保健所長を経て。矯正施設の長は本人の居住地（居住地がない場合は当該矯正施設の所在地）の都道府県知事に。）通報しなければならない。

令和5年度における精神保健福祉法に基づく都道府県知事への通報件数は、警察官の通報が1万8,089件、検察官の通報が2,874件、保護観察所の長の通報が4件、矯正施設の長の通報が5,171件であった（厚生労働省政策統括官の資料（令和6年10月29日付け公表データ）による。）。

第3節 心神喪失者等医療観察制度

心神喪失者等医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察・指導を行うことによって、病状の改善とこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することを目的として、心神喪失者等医療観察法に基づいて運用されている。その手続の流れは、4-10-3-1図のとおりである。

4-10-3-1図 心神喪失者等医療観察法による手続の流れ



1 審判

心神喪失者等医療観察制度の対象となるのは、①対象行為（放火（刑法108条から110条まで又は112条）、不同意わいせつ・不同意性交等（同176条、177条、179条又は180条）、殺人（同199条、202条又は203条）、強盗（同236条、238条又は243条）及び傷害（同204条））を行い、心神喪失又は心神耗弱であることが認められ、不起訴処分となった者、②対象行為について、心神喪失を理由に無罪の確定裁判を受けた者、又は、心神耗弱を理由に刑を減輕する旨の確定裁判（拘禁刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしない裁判であって、執行すべき刑期があるものを除く。）を受けた者である。これらの対象者については、原則として、検察官の申立てにより審判が行われる。その審判は、地方裁判所において、裁判官と精神保健審判員（精神科医）の合議体により行われ、心神喪失者等医療観察法に基づく医療の要否・内容が決定される。審判に当たり、裁判所は、保護観察所の長に対し、対象者の**生活環境の調査**を求めることができる。令和6年における生活環境の調査の開始件数は、262件であった（保護統計年報による。）。

令和6年における検察官申立人員及び審判の終局処理人員を対象行為別に見ると、4-10-3-2表のとおりである。

対象行為	検察官申立人員				終局処理人員							
	総数	不起訴	確定裁判		総数	入院決定	通院決定	医療を行わない旨の決定	却下		取下げ	申立て不適法による却下
			無罪	全部執行猶予等					対象行為を行ったとは認められない	心神喪失者等ではない		
総数	262	245	－	17	274	235	6	27	1	5	－	－
放火	66	59	－	7	64	56	4	4	－	－	－	－
不同意性交等	4	2	－	2	9	5	－	4	－	－	－	－
殺人	67	63	－	4	71	59	2	9	－	1	－	－
傷害	117	113	－	4	124	110	－	10	－	4	－	－
強盗	8	8	－	－	6	5	－	－	1	－	－	－

- 注 1 司法統計年報、法務省刑事局及び最高裁判所事務総局の各資料による。
 2 「対象行為」は、一定の刑法の罰条に規定する行為に当たるものをいう（心神喪失者等医療観察法2条1項参照）。
 3 「放火」は、現住建築物等放火、非現住建築物等放火及び建築物等以外放火に当たる行為（ただし、予備に当たる行為を除く。）をいい、消火妨害に当たる行為を含まない。
 4 「不同意性交等」は、不同意わいせつに当たる行為を含む。
 5 「殺人」は、殺人予備に当たる行為を含まない。
 6 「傷害」は、現場助勢に当たる行為を含まない。
 7 「強盗」は、強盗及び事後強盗に当たる行為（ただし、予備に当たる行為を除く。）をいい、昏酔強盗に当たる行為を含まない。
 8 「全部執行猶予等」は、懲役又は禁錮の実刑判決であって、執行すべき刑期がないものを含む。
 9 複数の対象行為が認められた事件は、法定刑の最も重いものに、複数の対象行為の法定刑が同じ場合には対象行為の欄において上に掲げられているものに計上している。

2 指定入院医療機関による医療

(1) 入院による医療

裁判所の入院決定を受けた者は、指定入院医療機関（厚生労働大臣が指定する。令和7年4月1日現在、全国に35の機関がある（厚生労働省社会・援護局の資料による。））に入院し、心神喪失者等医療観察制度に基づく専門的で手厚い医療を受ける。

保護観察所は、対象者の円滑な社会復帰を図るため、入院当初から、退院に向けた**生活環境の調整**を行う。令和6年における生活環境の調整の開始件数（移送によるものを除く。）は239件、同年末現在の生活環境の調整の係属件数は784件であった（保護統計年報による。）。

(2) 退院又は入院継続

指定入院医療機関の管理者は、対象者について、入院を継続させて医療を行う必要があると認める場合は、6月ごとに、入院継続の確認の申立てをしなければならず、他方、入院を継続させて医療を行う必要があると認めることができなくなった場合は、直ちに退院の許可の申立てをしなければならぬ。対象者又はその保護者若しくは弁護士である付添人は、いつでも、退院の許可又は医療の終了の申立てをすることができる。これらの申立てを受けて、裁判所は、医療継続の要否等を審判により決定する。令和6年には、指定入院医療機関の管理者による退院許可の申立て（回付によるものを除く。）が238件、対象者等による退院許可・医療終了の申立て（回付によるものを除く。）が109件受理された。また、同年における退院許可決定（退院を許可するとともに入院によらない医療を受けさせる旨の決定をいう。以下この節において同じ。）は211件、医療終了決定は28件であった（司法統計年報による。）。

3 地域社会における処遇

裁判所の通院決定（入院によらない医療を受けさせる旨の決定）又は退院許可決定を受けた者は、原則として3年間、指定通院医療機関（厚生労働大臣が指定する。令和7年4月1日現在、全国に4,300の機関がある（厚生労働省社会・援護局の資料による。）。）による、入院によらない医療を受けるとともに、その期間中、継続的な医療を確保することを目的として、保護観察所による**精神保健観察**に付される。

精神保健観察の実施に当たって、保護観察所は、指定通院医療機関や都道府県、市町村等の精神保健福祉関係機関の関係者と協議の上、対象者ごとに処遇の実施計画を定める。各関係機関は、これに基づき、相互に連携を図りながら地域社会における処遇を実施する。処遇の経過に応じて、保護観察所は、処遇に携わる関係機関の参加を得て「ケア会議」を開催し、処遇の実施状況等の情報を共有して処遇方針の統一を図るとともに、処遇の実施計画についても必要な見直しを行う。

令和6年における精神保健観察の開始件数（移送によるものを除く。）は211件（このうち退院許可決定によるものは205件）、終結件数（移送によるものを除く。）は222件（このうち通院期間の満了によるものは148件）、同年末現在の精神保健観察の係属件数は598件であった（保護統計年報による。）。入院によらない医療を受けている者の医療の終了（ただし、通院期間の満了を除く。）や指定入院医療機関への（再）入院についても、裁判所が審判により決定する。同年における医療終了決定は60件、（再）入院決定は4件であった（司法統計年報による。）。)

保護観察所に置かれた社会復帰調整官は、生活環境の調査及び調整、精神保健観察の実施、関係機関相互の連携確保等の事務に従事している。

公務員による犯罪には、収賄のように公務員の職務に関してなされるものと、勤務時間外における過失運転致死傷等のように職務に関係なくなされるものがあるが、この章では、両者を併せて扱う。

令和6年における公務員による犯罪の罪名別の検察庁新規受理人員及び終局処理人員は、**4-11-1表**のとおりである。

4-11-1表 公務員による犯罪 検察庁新規受理・終局処理人員（罪名別）

(令和6年)

区分	新規受理			終局処理								
	総数	司法警察員から	検察官認知・直受	総数	起訴	公請	判求	略式命令求	不起訴	起猶	訴予	その他
総数	13,834	11,889	1,945	13,907	2,050	514	1,536		11,744	8,334	3,410	113
窃盗	457	446	11	437	81	66	15		344	312	32	12
詐欺	97	82	15	108	23	22	1		84	35	49	1
横領	76	71	5	79	5	5	—		73	58	15	1
収賄	80	77	3	78	18	18	—		60	1	59	—
文書偽造	388	182	206	418	13	13	—		405	65	340	—
職権濫用	941	262	679	926	2	2	—		924	16	908	—
その他の刑法犯	2,709	2,017	692	2,733	501	227	274		2,196	872	1,324	36
過失運転致死傷等	7,829	7,829	—	7,840	1,074	61	1,013		6,716	6,533	183	50
特別法犯	1,257	923	334	1,288	333	100	233		942	442	500	13

- 注 1 法務省刑事局の資料による。
 2 法令により公務に従事する職員とみなされる者は含まない。
 3 道交違反を除く。
 4 「横領」は、遺失物等横領を含み、「文書偽造」は、刑法第2編第17章の罪をいう。

令和6年における収賄の検察庁新規受理人員及び終局処理人員は、**4-11-2表**のとおりである。

4-11-2表 収賄 検察庁新規受理・終局処理人員

(令和6年)

区分	新規受理			終局処理								
	総数	司法警察員から	検察官認知・直受	総数	起訴	公請	判求	略式命令求	不起訴	起猶	訴予	その他
総数	85	82	3	83	23	23	—		60	1	59	—
国会議員	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—
地方公共団体の議会の議員	1	1	—	1	1	1	—		—	—	—	—
国家公務員	2	2	—	1	—	—	—		1	1	—	—
地方公共団体職員	77	74	3	76	17	17	—		59	—	59	—
みなす公務員	5	5	—	5	5	5	—		—	—	—	—

- 注 1 法務省刑事局の資料による。
 2 罪名に「収賄」を含む全ての事件を計上している。
 3 「地方公共団体職員」は、地方公共団体の首長を含む。
 4 警察職員は、国家公務員である者も含め「地方公共団体職員」に計上している。
 5 「みなす公務員」は、法令により公務に従事する職員とみなされる者をいう。